

第七十五回国会
衆議院
商工委員會
議 錄 第 十 六 号

昭和五十年五月二十三日(金曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 塩川正十郎君 理事 田中 六助君

理事 萩原 幸雄君 理事 前田治一郎君

理事 武藤 嘉文君 理事 佐野 進君

理事 中村 重光君 理事 神崎 敏雄君

天野 公義君 稲村佐四郎君

浦野 幸男君 小川 平二君

近藤 鉄雄君 塩崎 潤君

橋口 隆君 八田 貞義君

森下 元晴君 山崎 拓君

板川 正吾君 岡田 哲見君

加藤 清政君 加藤 清三君

勝澤 芳雄君 上坂 昇君

竹村 幸雄君 渡辺 三郎君

荒木 宏君 野間 友一君

近江已記夫君 松尾 信人君

宮田 早苗君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

國務大臣 植木 光教君

(總理府) 總務長 植木 光教君

(經濟) 大臣 福田 越夫君

(經濟) 企画庁長 福田 越夫君

出席政府委員

公正取引委員會 熊田淳一郎君

事務局局長 青木 慎三君

經濟企画庁調整 喜多村治雄君

局長 喜多村治雄君

外務省アシア局 中江 要介君

次長 中江 要介君

通商産業政務次 渡部 恒三君

官 天谷 直弘君

通商産業審議官 宮本 四郎君

通商産業大臣官 橋本 利一君

通商産業省通商 和田 敏信君

政策局長 野口 一郎君

通商産業省生活 増田 実君

産業局長 井上 力君

資源エネルギー 左近友三郎君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

官 資源エネルギー 中 小企業庁長官 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

資源エネルギー 齋藤 太一君

庁長官官房審議 齋藤 太一君

補欠選任 玉置 一徳君

同月十五日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

同月二十三日 補欠選任 佐々木良作君

吾君紹介(第三〇五七号)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第三〇五八号)

同(小川省吾君紹介)(第三〇五九号)

同(大出俊君紹介)(第三〇六〇号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三〇六一号)

同月二十日

中小企業の経営危機打開に関する請願(久保等

君紹介)(第三二四八号)

同(兒玉末男君紹介)(第三三三三号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の改正強化に関する請願(荒木宏君紹介)(第

三三四三号)

地熱資源開発促進法制定に関する請願(足立篤

郎君紹介)(第三三四四号)

同外五件(黒金泰美君紹介)(第三三四五号)

同外十九件(佐々木秀世君紹介)(第三三四六号)

同外二十四件(三枝三郎君紹介)(第三三四七号)

同外十四件(床次徳二君紹介)(第三三四八号)

同外二件(西村英一君紹介)(第三三四九号)

同(三池信君紹介)(第三三五〇号)

同(石井一君紹介)(第三三三九号)

同(菅野和太郎君紹介)(第三三三九〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三三三九一〇号)

同外二件(志賀節君紹介)(第三三三九二〇号)

同(千葉三郎君紹介)(第三三三九三〇号)

同外四十九件(床次徳二君紹介)(第三三三九四〇号)

同外十七件(橋本進君紹介)(第三三三九五〇号)

同外二十五件(廣瀬正雄君紹介)(第三三三九六〇号)

同外七件(松浦周太郎君紹介)(第三三三九七〇号)

同(村上勇君紹介)(第三三三九八〇号)

同外十九件(中馬辰猪君紹介)(第三三三九七〇号)

同外九件(松永光君紹介)(第三三三九八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出第五十三号）

石油備蓄法案（内閣提出第六二二号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六五五号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（多賀谷貞徳君外十九名提出、衆法第一七号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（荒木宏君外二名提出、衆法第三号）

通商産業の基本施策に関する件

中小企業に関する件

資源エネルギーに関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○山村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案及び石油備蓄法案の両案を議題とし、政府より順次提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

商品取引所法の一部を改正する法律案
石油備蓄法案
〔本号末尾に掲載〕

○河本通商産業大臣 商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

商品取引所制度は、商品の公正な価格の形成及び価格変動に対するヘッジングの場を提供することにより商品の生産、流通の円滑化を図ることを目的としておりますが、近年における大衆参加の増大に伴い、制度の正常な機能を阻害する種々

の問題点も生じております。すなわち、商品取引員の営業姿勢や財務内容に必ずしも十分ではないところがあり、委託者との間の紛議の発生、委託者資産の自己資産への不当流用、さらには商品取引員の倒産による委託者債権の返還不能といった不測の事態が生ずる場合があることであります。また、過当投機等により取引所価格が乱高下し、制度の目的である需給の実態を反映した公正価格の形成に支障を来す場合も生じております。政府としては、こうした事態を改善し、商品取引所制度の健全な運営を確保するための方策について、産業構造審議会を中心に、種々検討してまいりました次第であります。

この法律案は、こうした背景のもとに、昨年四月十七日の産業構造審議会の答申の趣旨に沿い、現在の商品取引所制度における弊害を防止し、その改善を図るための措置として取りまとめたものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、商品取引員の受託業務の許可を四年ごとの更新制としたことであります。これにより、商品取引員の営業姿勢や財務内容を定期的に審査し、その資質の向上を図ることといたしました。これとあわせて、商品取引員の兼業業務等についての届け出・報告制度の導入、外務員の行為についての商品取引員の責任の明確化を図ること、委託者資産の管理方法を定めること等により商品取引員の受託業務の適正化を図ることといたしました。

第二は、商品取引員に対する委託者債権の保全措置を強化したこととあります。すなわち、受託業務保証金制度を強化し、商品取引員が分離預託すべき預かり委託証拠金の額を引き上げることといたしました。これとともに、指定弁済機関が商品取引員の受託債権を代位弁済する制度を設け、委託者は商品取引員の倒産等の場合に指定弁済機関から弁済を受けることができることといたしました。

第三は、商品市場における売買取引についての監督を強化したこととあります。すなわち、大口の売買取引について取引所から主務大臣に報告させることと、過当投機等が生ずるおそれがある場合にも主務大臣が売買取引の制限を行い得ることといたしました。

以上のほか、この法律案では、今後の商品取引所制度の健全な運営に資するため、商品の上場及びその廃止を政令により行うこととし、また脱退会員の持ち分の払戻額を定款で制限し得るものとする等の改正を行っております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願いを申し上げます。

次に、石油備蓄法案について御説明を申し上げます。

わが国は、国民生活と国民経済を支える重要なエネルギー源である石油のほとんど全量を輸入に依存しており、一昨年の石油危機の経験に照らしても明らかのように、石油供給の削減や途絶といった事態が生じた場合、きわめて大きな影響を受けることとなります。

世界の主要先進国は、このような石油の供給不安に対処するため、すでにかなりの水準の石油の備蓄を確保しておりますが、わが国としても、緊急時における石油の安定供給を確保するため石油備蓄の増強を図ることが、国民生活と国民経済の安定を確保する上で不可欠であります。

このため、新たに昭和五十四年度末を目標とする九十日石油備蓄増強計画を策定することとし、このために大量の資金負担が必要となることから所要の財政、金融上の措置を講ずることとしたところでありますが、今回の石油備蓄法案は、こうした財政、金融措置とあわせて所要の石油備蓄量を確保するための備蓄水準の計画的な引き上げとその水準の維持に必要な法律上の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律の要旨について御説明を申し上げます。

まず第一に、石油備蓄の増強を計画的に実現するための措置として、石油備蓄目標の策定、石油備蓄実施計画の届け出等に関する規定を設けております。すなわち、通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聞いて次年度以降四年間についての石油備蓄目標を定めることとし、これを受けて石油精製業者、石油販売業者または石油輸入業者のうち一定の要件に該当する者は、毎年度、それぞれ次年度以降四年間についての石油備蓄実施計画を作成し、通商産業大臣に提出することとなります。この場合において、通商産業大臣は石油備蓄目標の達成のため特に必要があるときは、届け出のあった石油備蓄実施計画の変更勧告を行うことができることといたしております。

第二に、増強された備蓄水準を維持するための規定であります。すなわち、石油精製業者等は、毎年度、通商産業大臣が通知する基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならないものとしております。

この基準備蓄量は、石油精製業者等の前年の石油製品の生産量、販売量、輸入量等を基礎として、その総量が、わが国の前年の石油消費量の七十日分から九十日分に相当する範囲内に入るよう算定されることといたしております。

また、この基準備蓄量以上の石油の保有を担保するために、通商産業大臣は、石油精製業者等が、正当な理由なく基準備蓄量の石油を保有していないと認めるときは、基準備蓄量以上の石油を保有すべきことを勧告し、また一定の要件に該当するときは命令することができるといたしております。

以上のほか、本法では基準備蓄量の変更、石油保有量等の帳簿記載、石油供給適正化法に基づく対策実施の告示期間における本法の規定の適用除外等について必要な規定を定めることといたしております。

なお、石油備蓄の確保を進めるに当たっては、安全、環境対策上遺漏のないよう万全の配慮を払

う必要があることは言うまでもないことであり、この点に關しては、関係法令の厳格な運用、整備等により万全を期してまいりたいと考えております。

以上が石油備蓄法案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○山村委員長 次に、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、多賀谷眞稔君外十九名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、及び荒木宏君外二名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の三案を議題とし、政府及び提出者より順次提案理由の説明を聴取いたします。植木総理府総務長官。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○植木国務大臣 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私的独占禁止法については、昭和二十八年以来、実質的な改正は行われておりません。この間のわが国経済は、競争の中に生かされた民間経済の活力に支えられ、目覚ましい発展を遂げてまいりましたが、最近における経済を取り巻く環境は著しい変貌を遂げるに至りました。したがって、今後の

わが国経済の一層の発展を図るためには、情勢の変化に適應し、国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となったのであります。このような背景のもとに、今回、政府は私的独占禁止法を改正しようとするものであります。この法律案は、以上の観点から、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び私的独占の状況が生じた場合における競争回復のための措置に關する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する等により、公正かつ自由な競争を促進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することとしております。これは、いわゆる違法カルテルの発生状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その納付を命じようとするものであります。課徴金の額は、違反行為の実行期間における売上額に、業種等に応じ、一定の率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額とし、十万円未満の場合は、その納付を命じないこととしております。

第二に、私的独占の状況が生じた場合における競争回復のための措置に關する制度を新設することとしております。すなわち、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面で弊害があらわれているという私的独占の状況があるときは、競争を回復させるための最後の手段として、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることができることとしております。これは、競争を経営運営の基本に置こうとするものであります。なお、この措置の重要性等にかんがみ、その要件、手続等につき配慮を加えております。

第三に、大規模な会社及び金融会社の株式の保有の制限を強化することとしております。すなわ

ち、大規模な会社に対しては、その資本の額または純資産の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないようにするとともに、金融会社に対しては、他の会社の株式を保有することができない限度を現行よりも厳しくすることとしております。なお、規制を強化することに当たっては、株式保有制限に国策的見地等からの例外を設けることとするほか、証券市場や中小企業への影響等を考慮して、所要の経過措置を置くこととしております。

第四に、高度に寡占的な業種におけるいわゆる同調的な価格引き上げについて、その理由の報告を求めるとともに、その概要を国会に報告する制度を新設することとしております。

第五に、違反行為に対する排除措置の内容を強化することとしております。事業者や事業者団体の行う不当な取引制限に対して、単にその排除を求めるだけでなく、違反行為の影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届け出等に關する措置を命ずることができるものとするほか、既往の違反行為に対する措置、不公正な取引方法に対する排除措置についても、その強化を図っております。

第六に、違反行為に対する罰則を強化することとしております。すなわち、他の経済関係法律との均衡をも考慮し、たとえば、違法カルテルに対する罰金の最高額を引き上げる等の所要の措置を講ずることとするほか、違反行為者が法人である場合は、その最高責任者である代表者に対して罰金を科することができるようにすることにより、責任の所在を明確にすることとしております。

このほか、違反事実についての報告者に対する通知に關する規定を設けるとするとともに、所要の整備を図ることとしてしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○山村委員長 次に、提出者多賀谷眞稔君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○多賀谷議員 私は、ただいま議題となりました日本社会党提案の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表し、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

最近、独占・寡占企業の市場支配力による寡占価格の形成、カルテルの横行によって狂乱物価情勢がつくられ、企業行動のあり方、企業の社会的責任が論議され、独占禁止法の改正が叫ばれてきたのであります。

まず、現行独占禁止法の欠陥と問題点を述べたいと存じます。

第一は、市場構造の規制についてであります。わが国の独禁政策は、独占禁止法と過度競争力集中排除法との二本立てで出発し、集中排除法は、経済を独占禁止法の番人に引き渡すための外科手術でありました。原始独禁法といわれる昭和二十二年法は、不当な事業能力格差の排除、事業会社の株式保有の原則的禁止等、経済力の集中を初期の段階で防止するよう規定していたのであります。しかるに、昭和二十四年、昭和二十八年と相次ぐ改正により、独禁政策は後退し続け、これらの規定は全く弱体化、無力化してきたのであります。

その後、政府の高度成長、国際競争力強化等を主軸とする経済政策、産業政策の中で企業の大規模化及び合併が推進され、高度の寡占体制が成立してきたのであります。

昭和四十年代から上位企業の生産集中度が急速に高まり、ことに八幡、富士製鉄会社の合併以降、それまで熾烈な設備、販売競争を展開してい

た各産業界は一変して協調体制へ転換し、寡占価格を形成し、狂乱物価への素地をつくったのであります。

現行独占禁止法は、すでに高度に寡占化したわが国経済においては十分機能し得なくなっており、独占・寡占化した企業に対しては単に表面にあらわれた行為の規制だけではなく市場構造そのものを規制することが最も緊要であります。

第二は、企業集団の規制についてであります。独禁政策後退の中で、株式保有と融資の組み合わせをこじつけて、企業間の結びつきが強くなり、銀行と商社を核として巨大な企業集団が形成されてきました。

公正取引委員会は、再度にわたり総合商社に関する調査報告を発表し、巨大な六大企業集団が八千以上の会社を傘下に抱え、その持ち株率一〇%以上の会社は、電力、ガス事業を除き、わが国の会社の資本金の四一%、総資産の三一%を占めている実態を明らかにし、経済の秩序を損う危険について警告しているのであります。

企業集団の法的基礎は株式の相互持ち合いであります。株式の相互持ち合いは何ら資金の裏づけのない、単なる紙のやりとりすぎないのであって、株式会社法の原理に反するものであり、かつ株主総会が事実上社長会の支配にゆだねられることになり、経済の民主化を阻害するものであります。

ゆえにイタリア、フランス、西ドイツにおいてそれぞれ民法または会社法に禁止または規制しているのだから、最も相互持ち合いが行われ弊害の出ているわが国においてこれ以上放置することはできません。この際独占禁止法において株式の相互持ち合いを規制する必要があると思ひます。

第三は、カルテルの規制についてであります。カルテルは現代経済犯罪の典型ともいふべきものであります。

しかるにわが国においてはカルテルがはんらんし、昭和四十八年度、独占禁止法違反の排除措置の勧告を受けたものは、六十六件のうち六十四件

が値上げカルテル事件であり、それらは基礎資料であり、かつ全国規模において行われ、しかも果犯事件が多く、そのほとんどが一流会社であります。

まず、政府と財界の癒着と非難されている勧告措置をやめさせ、財界のカルテルマインドを払拭するため、カルテルは悪であり、やり得にならないよう、法の改正をしなければなりません。

第四は、消費者権利の拡大と公正取引委員会の機構強化についてであります。

独占禁止法の違反行為の排除は、公正取引委員会の専権にゆだねられ、公正取引委員会の活動が停滞すれば、国民一般は法の保護を受けられない仕組みになっていくのであります。国民の積極的参加があつて初めて法は有効な機能を發揮するのであつて、公正取引委員会の機構強化とともに消費者の権利を拡大し、独占禁止法の民主的運用を進めるべきであります。

以上、改正の必要性を主要な四つの柱について述べましたが、今日、独占禁止法強化はひとりわが国のみならず、欧米先進諸国においても進められており、独禁政策の強化こそ現代資本主義国における共通の重要課題であると言わなければなりません。

わが党は、独占禁止法が本来の目的を達成するよう改正案を作成し提出した次第であります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。第一に、一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であるときは、独占的地位の排除措置として会社の分割、営業の一部譲渡等を命ずることができるといたしております。

なお、会社の分割または営業の一部譲渡の実施については、会社の株主総会の決議を要しない旨を規定しております。

第二に、寡占商品であつて市場占拠率一五%以上を占める事業者が価格を引き上げるときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとしております。なお、この場合その価格が不当に高いとき

は、引き上げの理由、原価等を公表することといはしてあります。

第三に、事業者が価格の決定、生産数量等の制限、販路の制限などを共同して行う場合、すなわちカルテル行為は原則として禁止することを明示し、カルテルは悪であるという観念を明確にいたしてあります。

さらに、カルテル規制の実質的效果を上げるため価格をカルテル以前に引き戻すよう命ずることができるようになつております。しかし、現状回復命令を受けた者が、六カ月以内にその価格を引き上げざるを得なくなつた場合は、その事由等を公正取引委員会に届け出て引き上げができることとし、なお届け出は、公表することとしております。

また、不況カルテルを認可した場合は必要限度において価格構成、経理内容を公表するものとしてあります。

第四に、株式保有の制限を強化することとしてあります。金融機関の株式保有制限の枠を現行の一〇%から五%に改めることとし、資本金百億円または総資産二千億円以上の大規模会社は、純資産の二分の一または資本金のいずれか大きい額を超えて、国内の他の会社の株式を所有することを禁止することといたしております。

これらの株式保有の制限のほかに、企業集団の紐帯となつていく株式の相互持ち合いを規制いたしてあります。すなわち、資本金五十億円以上の会社で持ち合い株のうち同じ株数部分の合算が自己発行株式数の一五%を超えてはならないと規定してあります。

第五に、現行法では合併、営業の譲り受け、株式の保有、役員兼任は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に禁止することになつておりますが、この「制限する」を「減殺する」に改め、規制の強化を図つております。

第六に、再販売価格維持契約行為は、いわば縦のカルテルとも言うべきものであり、流通段階の競争を失わせ物価上昇の一因とも言えるため、著作物を除きこれを認めないこととしたしてあります。

第七に、独占禁止法違反行為者に対する制裁措置を厳格にし、これを強化することとしてあります。数多くの違反行為を繰り返す企業のやり得を防止するため、課徴金制度を設け、違反行為により、対価の引き上げを行った場合は、引き上げによる利得分を国庫に納付させることとしてあります。

また、不正な取引方法を用いたものにも罰則を設けるとともに、法人の代表者にも責任罰を新設し、罰金の額を引き上げることとしてあります。

第八に、独占禁止法違反の事実があつたときは何人も公正取引委員会に告発を請求できるとともに、無過失損害賠償の請求を地方裁判所に訴えることができる旨を規定いたしてあります。公正取引委員会が違反の審決を確定した場合は、その審決に基づき違反行為があつたものと推定して請求できるなど、消費者の権利の拡大を図ることとしてあります。

第九に、独占禁止法違反者の累犯を防止するため、違反行為がすでになつた場合でも必要な排除措置を命ずることができるようになつてあります。

第十に、公正取引委員会の委員の増員、審判局の新設など、事務局機構の強化を図るとともに、公正取引委員会は、他の行政機関の措置がこの法律の目的に照らして適切でないとき、その措置の是正について勧告できるよう権限を拡大することとしてあります。

以上が本法案の概要であります。最後に、今日わが党が独禁法強化に取り組んでいる態度について申し上げます。

独占禁止法は、巨大な企業の不当な市場支配力を排除し、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進するこ

とに目的があります。それゆえ、国民生活優先の経済への転換及び経済の民主化政策の推進に当たって欠くことのできないものであります。独占禁止法を強化することはまさにわが党が発表した国民連合政府の基本政策に明示したところであり、本法案は近い将来、わが党の政権となつても実行し得るとの確信のもとに提出したことを明らかにしておきたいと思ひます。

本独占禁止法改正案につき何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことを御願ひ申し上げます。

○山村委員長 次に、提出者荒木宏君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○荒木議員 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに概要を提案者を代表して御説明申し上げます。

第二次大戦直後の財閥解体、経済力集中排除が実施されて以来三十年近くに及んでおりますが、この間の「高度成長」を通じて、わが国では、世界的な巨大企業、世界に類例を見ない総合商社、巨大な資本力を持った三菱、三井、住友など旧財閥系を初めとする独占企業集団、メジャーなど幾つかの重要産業を掌握している多国籍企業などが出現し、独占資本は急速に復活、強化して、重要産業はもとより、経済のすみずみまで支配するようになっております。たとえば、三菱、三井など六大独占企業集団は、わが国の全法人企業に対して、資本金で四一％、総資産で三二％を占めております。これらの独占資本は、巨大な資本の支配力に物を言わせ、利潤追求に明け暮れ、カルテルや投機による価格のつり上げ、利益隠しなど横暴な反社会的経済攪乱行為を繰り返して、国民をこの

上なく苦しみ、また国民経済に大きなゆがみをつくり出してあります。しかも、巨大企業、独占企業集団の横暴な反社会的行為が、経済危機の深まりにつれていよいよつのる状態にあることは、「石油危機」などの中で、やみカルテル、買い占め売り惜しみ、先取り便乗値上げなどに明確にあらわれたところであり、今日のこのような経済の実態に照らして、従来の独占禁止法の一定の取引分野での競争制限を規制する、こういうたてまえだけでは、最大の独占体の重圧から国民の利益を守るには、はなはだ無力だということも明らかになりました。こういう中で、国民は、大企業の横暴な反社会的行為を規制するため、独禁法の抜本的な改正を強く求めております。この改正要求は、狂乱物価、物隠しなどで苦しめられた国民が、その苦しい体験を通じて発展させてきたものであり、当然の要求であります。

こういう状況の中で、いま必要なことは、現実の経済構造に対応した法律の改正、国民の要求にこたえる法改正を実現することであり、

本法律案は、以上の観点から、違法なカルテル価格の現状回復命令、やみカルテルによる超過利益を吸収する課徴金制度を初め、巨大企業、独占企業集団、多国籍企業の反社会的経済攪乱行為を規制するための原価、経理内容の系統的な公開、独占的地位に対する企業分割命令の制度を設けるほか、株式保有制限の強化、公正取引委員会の民主的な強化等により、経済民主主義を打ち立て、国民経済の健全な発展を図るものであります。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。第一に、目的に、巨大企業、独占企業集団、多国籍企業の反社会的経済攪乱行為を禁止すること

を加えることにしております。価格競争を含む市場競争によって消費者の利益を確保するため独禁法が運用されねばならないのは当然ですが、前に述べたごとく、わが国経済の実態は、過去の自由競争の段階には引き戻せない少数の独占企業集団等の支配する段階にあり、独占禁止法自身もこの経済実態に対応するものに前

進させる必要があります。

この点にかんがみ、巨大企業等が、不当に高い価格による販売、不当な土地・商品投機、農業・中小企業分野への不当な進出等の反社会的経済攪乱を行うことを禁止し、公正取引委員会がこれらの行為を排除する措置及びこれら行為の防止のために必要な措置をとれることとしております。第二に、巨大企業等の原価、資金運用等経理内容を系統的に公開させる制度を新設することとしております。

これは、寡占業種における価格の同調的引き上げや、巨大企業等の系列企業やグループ内企業に対する強大な支配力を利用した価格のつり上げに対し、民主的な規制を図るものであります。第三に、違法な価格カルテルに対し価格の現状回復命令を出せることとしております。

すなわち、公正取引委員会は、違法な価格カルテルを行った事業者に対し、六月以内の期間を定めて、カルテル前の価格に引き下げることを命ずることができるとしてあります。これは、従来、カルテルが排除されても価格は不当につり上げられたままとなつていた点を是正するものであります。第四に、カルテルによる不当な超過利益を吸収する課徴金制度を新設することとしてあります。

すなわち、公正取引委員会は、カルテルによる価格引き上げを行った事業者に対し、当該引き上げ額にカルテル実行期間の当該商品等の販売数量を乗じて得た額を限度とする課徴金を国庫に納付すべきことを命ずることができるとしてあります。これは、いわゆるやみカルテルのやり得を許さないためのものであります。

第五に、独占的地位の排除措置を強化してあります。

すなわち、公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法では競争を回復することが困難と認められるときは、事業者に対し、会社の分割、営業の譲渡等の措置を命ずることができるといたしております。

第六に、巨大企業及び金融会社の株式の保有制限を強化することとしてあります。

すなわち、巨大企業に対しては、その純資産の額の二分の一または資本の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないこととし、金融会社に対しては、国内の会社の株式をその発行済み株式の総数の百分の五を超えて保有してはならないこととしてあります。これは、巨大企業による系列支配の規制を図るものですが、この目的達成のため、巨大企業の会社の役員兼任の禁止も設けてあります。

第七に、公正取引委員会の専属告発権を廃し、国民のだれでも、直接、違反に関する刑事上の告発ができることとしてあります。

その他、巨大企業等の合併制限の強化を初め、いわゆる証拠なきカルテルと言われる価格の同調的引き上げに対し、裁判所が当該価格の一時引き下げを命ずることができるとし、国民の利益擁護を図るほか、違反行為に対する罰則の強化、カルテル適用除外の縮小等を規定してあります。

なお、この法律の円滑な実施を図るため、政府は公正取引委員会の機構の拡充及び職員定員の増加を図るよう必要な措置を講ずることとしてあります。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

委員各位の速やかな御審議と御賛同をお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で内閣提出案、日本社会党提出案、日本共産党・革新共同提出案についての提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。なお、この際申し添えます。

公明党の独禁法改正案につきましては、現在参議院の商工委員会において継続審査となっております。本委員会に予備付託になりましたならば、

追って提案理由の説明を聴取したいと存じますので、御了承願います。

○山村委員長 通商産業の基本施策に関する件、中小企業に関する件、資源エネルギーに関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 まず第一、通産大臣に、かねて質問を続けてきておる問題であります。機会が与えられたので、さらに引き続き質問をしてみたいと思います。

通産大臣は、景気の回復については、積極的に総需要抑制の中においてもこれに取り組んできた、そういう意味において第一次、第二次の不況対策を行い、いままさに第三次の対策をとりつつある、こういうことをかねて内外において説明を行ってきたわけでありまして、その後における経済の情勢の急変と申しまうか、変化に伴い、かねてから総需要抑制の最も強い主張者である福田副総理もその見解にやや柔軟性を見せてきておる、このように新聞紙等では報ぜられておるわけでありまして、通産当局として、現段階におけるそれら諸問題についてどのような認識をもって対処されておるか。特に事務次官の新聞記者会見における発表等々、いろいろな情報で錯綜して出されておりますので、この際、総合的な立場から大臣の見解をひとつ聞いておきたいと思っております。

○河本国務大臣 最近の経済の動きを見ますのに、一言で申し上げますと不況はほぼ底をついた、こういうことが言えると思っております。特にごく最近の指標は、三月の数字でございますが、この三月の数字を見ましても大体底をついた、こういうことが言えると思うのでございます。しかし、何分にも石油ショックの起こりましたはば一年半

前の水準に比べますと、鉱工業生産は約二割落ち込んでおるわけでありまして、こういうことを考えますと、なお基本的には景気の落ち込みが非常にひどい、こういうことが言えると思うのであります。

そういうことを勘案いたしまして、現在ではさらに最近の数字を集計中でございますが、この数字を基礎といたしまして、六月の中旬には相当思い切った第三次の景気対策を打ち出す必要があるのではないかと、こういうふうな考えをおるわけでありまして、幸い、現在の景気の認識及びこれに対する一連の対策が必要である、こういうことにつきましては、大政府内部のコンセンサスも得られたように私は思いますので、目下関係の各省におきまして具体的にこれをどう進めていくかということについて調整中でございます。

どういふ点で調整中であるかと言いますと、一つは需要の喚起ということでございますが、需要の喚起につきましてはやはり財政が中心になると思っております。公共事業の繰り上げ実施等につきましては、第二次対策で若干行いましたけれども、第二次対策の内容は、御案内のように平年度並みの契約をするということでございますから、別に積極的な景気対策であるとは思いませんので、さらにこれを景気対策上必要とする限度まで実行していくということ、あるいはまた住宅であるとか公害関係の仕事を増加させていく、こういうふうな需要の喚起の面の調整が一つあると思っております。

第二は、海外における金利水準が最近非常に低下をしております、特にアメリカの公定歩合も最近のうちに五回連続引き下げになりました、現在は六％になっておりますが、ドイツも数回の引き下げを行っておりまして、四・五％というきわめて低水準でございます。

日本の金利水準が二年前に比べましては倍に近く、こういうことを考慮し、海外の金利の動向を考えますならば、日本の産業にとって現在の金利水準というものが非常に大きな負担になっている、こういうことが痛感されますので、これに対

する対策をどうするかということにつきまして調整が行われておるわけでございますが、さらにまた、最近の貿易の動向であります、輸出、輸入、この面の数字を調べてみますと、輸出も、ことしの初めに想定をいたしました伸び率というものはとうてい確保できそうもありません。当初の目標よりも相当落ち込むのではないかと、こういう感じでございますが、さらにひどいのは、輸入が大変落ち込んでおる。近隣諸国、第一次産品を生産している国々に対して、このため大変迷惑をかけておるわけでありまして、こういうことを勘案いたしまして、貿易対策をどう進めるか、こういうことについても目下調整が行われておるわけでございまして、以上のような諸点につきまして、各省間の調整が来月の中旬までにはできると思っておりますので、中旬までは相当思い切った景気対策が発表できる、こういうふうな考えをおるわけでございます。

○佐野(進)委員 そこで、大臣に、これから質問する上に必要な事項として私はお伺いしておきたいのです。

この委員会が五十年の予算等の問題を中心にして審議が行われた際、通産大臣と福田副総理が、その際、経済企画庁長官である福田副総理にわたって質問したことを覚えておるわけですが、総需要抑制の枠組みを取り崩すとか撤回するということとは五十年度においては絶対考えていない、さらにいよいよ景気刺激という形の中における日本経済の将来の展望というものも、相当抑制した形の中で対処しなければいけない、こういうことを、私も、私ももう総需要抑制策は形骸化したのではないかと、この点を中心にしながら追及した際、繰り返し繰り返し述べておったわけでありまして、

その中で際立って私が印象的だったことは、いわゆる経済成長率について、経済企画庁の方針の中に示されておる今年度の予測の中において、四・五％ないしそれ以下に成長を抑えるということ

が好ましい姿である、こういうような表現があったと確かに記憶をしておりますので、その線を追及いたしたわけであります。

前年度はいわゆるゼロ成長でありましたから、四・五％は、それを出発点とすると、その前年対比にいたしますと相当の落ち込みになるわけでありまして、それが今日のいわゆるエネルギー削減というが、石油価格の高騰に対処する上においてもやむを得ざる措置である、こういうふうに言われておったわけでありまして、

しかし、近時その見解が逐次変わりつつあるということは、先ほど私が申し上げたとおりなものであります。そうすると、いま通産大臣のお考えになっているその考え方は、一年半前、前々年度、まだ成長の過程にあったときの日本経済に対して二〇％程度の落ち込みである。前年度はそれがマイナス成長であるということ計算いたしますと、一体どの程度にこの景気刺激の目標を置かれ、景気回復の目標を置かれ、物価対策その他の関連の中で経済の立て直しを図ることが必要であると判断されておるのか、そのためにどのような対策をおとすにしなければならないかと考えておるのか、この点ひとついまいち一度見解を示していただきたいと思っております。

○河本国務大臣 経済の現状から判断をいたしまして、相当思い切った第三次の不況対策が必要である、こういうことにつきましては、おおよそその合意というものが得られておるわけでありまして、さてこれから具体的にこれをどうするかというところにつきましては、私が先ほど大筋だけを申し上げましたけれども、その線に沿って、いま関係各省の間で細かく詰めておるというのが現状でございます。

そういう段階でございまして、いま、さらに突き進んだことを申し上げますのは差し控えていただきたいと思います。いざにいたしまして、一年半前に比べまして二〇％の落ち込みになり、さらに一年前、つまり前年同月比にいたしまして一六％強の落ち込みになっておる、こ

いうひどい状態でございますから、相当思い切った対策が必要であるということだけは私は申し上げられたいと思ひます。

○佐野(進)委員 大臣、現段階でなかなか具体的にお答えにくいというところで、きわめて簡単な答弁に終わったと思うのでありますが、私も心配すること、いわゆる景気の落ち込みが非常に激しいと思われた今年初頭におけるところの質問の中では、景気の落ち込みがひどくなることによつて、いわゆるオーバーキルと申しましようか、一般的に経済が冷え込み過ぎないような配慮のもとに経済運営を行つていかれることが必要ではないかという意味における質問をしたわけでありま

す。

今日なお経済の落ち込みがきわめて大きいということは私も否定いたさないものでありますが、巷間そのことが逆に拡大解釈をされて、投機的な面、思惑あるいはその他の情勢がつくり上げられ、結果的にその期待が外れることによつて、より大きなマイナス、そういうものが発生する危険性をはらみつゝあるのではないかと、この危惧の念もまたあるわけでありま。五カ月前における質問と今日同じことを聞きながら、その内容にニュアンスの差があるのはそういう点にあるかと思ひます。

私は、いま大臣が言われたそういう第三次不況対策をとるといふことについて反対であるといふことを申し上げておるのではなくして、その不況対策を行つた際におけるところのきめ細かな配慮、そういう配慮のもとにその対策を立てなければ、現在世上に行われておる一般的な風潮の中で、まじめに努力する企業ないしまじめに物事に取り組もうとする人たちに不測の損害を与え、投機的な形の中で物事に対処しようとする人たちに不当な利益を与える可能性、そういうものがやはりあるのではないか、そういう条件ができつつあるのではないか、こういうことを懸念するがゆゑにいま質問しておるわけでありま。特に近時の株式市場における動向あるいは商品市況、その他いろ

いろな段階におけるところの情勢等に対して、これらについての配慮、行政指導と申しましようか、現状に適用し、さらに将来の発展に即応した健全なる経済運営をしない限り、この暮れにおいてさらに思ひざる物価高騰というやうな形、これは公共料金の問題とも関連いたしますが、そういうやうな懸念を持つわけでございますが、こういう点についての大臣の考えをこの際聞いておきたいという意味で、私は前段の質問をしたわけでありま。いまひとつ大臣の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 この景気対策を進める上におきまして、いろいろ注意しなければならぬ点がたくさんあると思ひます。

〔委員長退席、前田(治)委員長代理着席〕

そういう点につきまして御指摘があつたわけでございますが、ただ生産の動向が幾らか明るさを増しておりますけれども、在庫の水準というものはまだ非常に高い水準でありまして、在庫が非常に多いといふこと、それからさらにまた稼働率が七六％見当でありまして、これは平均であります。が、そういう状態を考へますと、物不足のために物価が上昇する、そういうことは考えられないわけでありま。

ただ、私も心が配をいたしておりますのは、企業がほとんど全部赤字経営になつております。赤字経営になつております理由をいたしましては、原材料が非常に上がったといふこと、あるいはまた昨年の大幅なベースアップが合理化あるいは価格の修正によつて吸収されてないといふこと、そういうこともありますが、やはり何と申しましても現在稼働率が非常に低いといふこと、そのためのコスト高になつておるといふこと、それから先ほど申し上げましたように金利の水準が高いといふこと、そういうことからほとんどの企業が赤字経営になつておるわけでありまして、チャンスがあればこの赤字経営を修正したい、こういう動きに対して私も十分警戒をしてゐるわけでございます。

そこで、値上げの機運のある業種などに対しては、来月第三次の景気対策をやる予定であるから、それによつてどの程度稼働率が回復するか、さらにまた金利水準が低下するか、あるいはまた貿易上の伸びがどの程度期待されるか、そういうことについてよく新しい見通しを立てて、その上で企業は原価計算、採算をとり直すようにして、現在一番悪い状態でありま。この一番悪い状態を採算をとり、原価計算をする、そして値上げをしたい、こういう動きに対しては私も警戒をしておるわけでありま。そういうふうな動きに対しては十分注意をしながらやつていきたい。

いづれにいたしましても、物価は小康状態を得ておりますけれども、これは単に小康状態を得ておるというだけでありまして、本当に物価問題が解決したというわけではありま。十分そういう点を配慮しながら進めていきたい、かように思ひます。

○佐野(進)委員 私は大臣にいまその点についてお伺いをしたい、こう思つておつたわけですが、大臣から答弁がありましたので、前提の質問を省略しながら本論に入つてまいりたいと思ひます。

結果的に景気対策、それに基づくところの在庫の調整、さらに生産の向上、そしてそれに基づいて物価をさらに上げないで済む、済ませる、非常にむづかしいかじ取りがいま通産行政に要請されておると思ひます。いわゆる恨まれなければならぬし、喜ばなければならぬ、幾多の相矛盾した点をとらえながら行政を進めていくわけでありま。景気刺激策をとることによつて諸物価の高騰を招く、その引き金を通産行政が行つたといふことになつたのでは大変なことになるのではないか、また再び大企業優先のそしりを免れない、こういう心配があるといふことで質問を申し上げたわけですが、神戸製鋼が鋼材の値上げに踏み切つたとか、あるいはその他幾つかの大企業の製品値上げに対して、特に石油製品を初めとする製品値上げはやむを得ざる措置として

当然これをしなければならぬという空気が景気対策の中で認められつゝあるといふやうな印象を深くいたしておるわけでありま。これはあつて通産当局がこれに対してすでに行政的な指導をしておられるわけでありま。今後これに對する取り組みといふものはきわめて微妙な問題として解決をしなければならぬ、こういうことにならうと思ひますが、景気対策との関連の中でいま一度ひとつ大臣の見解を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 御指摘の点は今後景気対策を進めていきます上におきまして最大の課題でございます。いま鉄のお話が出ましたが、鉄などはたとへば昨年の秋までは年率に換算をいたしまして一億二千万トンの生産でございましたが、現在は一億トンの生産に落ち込んでゐるわけでありま。それから、輸出貿易の状態も昨年の年末までは非常に好調でございましたが、一月以降急激に下落を込んでおるといふのが実情でございます。さらにまた、原料炭を中心とする原料の値上げが続いておる。こういうことから、このまま推移すれば非常に大幅な赤字になるといふことは明らかでございますが、来月の景気対策によりまして操業率も相当上がると思ひます。それからまた、貿易対策によりまして輸出貿易も現在のやうなひどい姿からある程度修正されたいと思ひます。そういうことがございまして、慎重に取り扱ふやうに、こういうふうな期待をしておるわけでございます。全部の産業におたりまして十分注意をいたしまして、便乗値上げといふやうなことのないようにやつていきたい、こう思ひます。

○佐野(進)委員 この種の問題で質疑をいたしますと何時時間を要しても終わらないわけでありま。から、私は、いままで質問した事項はこれから質問する上において必要な最小限度の事項であるといふ問題に限つて質問をしてきたわけでありま。

そこでもう一つ、締めくくりとして大臣にお聞きしておかなければならぬことは、そういうやう

にいわゆる便乗値上げというか、景気刺激によって物価の上昇の要因をさらに上り上げていくとか、あるいはアンバランスが発生することによって恵まれない業種、恵まれた業種等々の格差がますます増大していくとか、そういう点については第三次不況対策あるいはこれからの景気対策において十分なる配慮をしていただかなければならぬわけでありまして、同時にここで最も大きな問題として考えなければならぬことは、いわゆる倒産あるいは倒産にまでいかない企業閉鎖その他による失業者の発生、あるいはその他の失業者の経済政策の犠牲になっておられる人々、経営者と勤人を含めてそういう人たちはすでに百万人を突破し、労働者の発表によつては景気対策が若干功を奏してこれがあるいは減るのではないかとはいわれる発表もありますけれども、しかしおむねの予測ではさらにこの失業者の数はふえるのではないかと、そういう見通しもまたあるわけがあります。企業倒産にいたしましても、現在小康を保ちつつあるとはいいながら、果たしてこのままの状況が続く得るのかどうか非常に大きな懸念が持たれておる。

こういうように、一方には物価の値上りに関連するような動きがあると同時に、一方には悲惨な状況下に置かれざるを得ないような層、人たちが、企業等々の存在することも否定することができ得ない現況であります。でありますけれども、このかじ取りというのは大変むずかしいと再三申し上げておるわけですが、これらに対して通産当局として、これは労働省の問題だ、あるいは他の問題だということではなくて、どのような倒産対策あるいは失業者対策等をお考えになっておられるか、大臣の総括的な答弁をいただいて、あと具体的に長官ないし各局長に質問をしてみたいと思つておるわけがあります。

○河本國務大臣 いま御指摘のように倒産も小康状態にはなつておりますが、やはり毎月千件近いという数字が続いております、水準としては私は決して低いとは言えない、依然として高い水準

の倒産が続いておる、こう思います。失業も、二月末現在で完全失業者が百十二万になつておる、こういう状態でございますが、いづれにいたしましても、この二つは経済活動が沈滞しておるというところから起こつておるわけでありまして、基本的にはやはり経済活動を復活にしようというところが根本だと思つておるわけですが、金融上あるいはその他仕事の量の確保という面から十分な配慮を払つていかなければならぬ、こういうことできめの細かい対策を続けながら、全体としては景気の回復を圖つていく、こういう方策をとつておるわけでございます。

○佐野(進)委員 それでは、逐次具体的な質問に入つてまいりたいと思つておるわけですが、まず総括的な質問をしてみたいわけでありまして、これは大臣でなくて、産業政策局長さんが見えです、からお伺いをしてみたいと思つておるわけですが、いま大臣の答弁の中に、景気の落ち込みは予想以上にひどかつたけれども、やや底を打つて、これから上昇の方向に向かうであらう、だがしかし輸出の伸び悩みが深刻な状態としてとらえられる、あるいは輸入単価の高騰ということによつて日本経済に圧迫を加える等々、海外要因についての説明もこの対策の中で明らかにされておるわけでありまして。

そこで、私は、海外におけるところの経済情勢の把握がどう行われておるのか、このことが日本経済に対して、当面する現在の日本経済、将来の日本経済に対してどういうような影響力を与えるのか、これらの問題打開のために、いま積極的な経済協力という方向でその処置が行われておるわけでありまして、その経済協力の情勢がいまどうあるのか、これは通産省だけで結構ですから、そういう意味において現在の情勢についてひとつ説明をしていただきたいと思います。

○和田政府委員 わが国の景気の動向と関連いたしまして、対外経済関係をどう考えておるかとい

う御質問だと了解をさせていただきます。

御承知のように、本年度におきまして物の流れを見ましても、わが国の輸出入の合計は、年間ほぼ千三百億ドルになるのではなからうかというふうに入をいたして申しますことは、千三百億ドルの輸出入をいたして申しますことは、これはわが国の近隣諸国に對して非常に大きな経済的影響力を持つものでございまして、また、海外投資に關しましては、現在までのところ、累計約百三十億ドルの投資をいたしております。これらの投資、ことに近隣諸国に對しては、製造業等において、あるいは天然資源の開発等において大きなシェアが見られるところでございまして、ただいま大臣から答弁申し上げましたように、近年わが国の、ことに近隣諸国からの輸入に關しましては非常に大きな縮小傾向が見られます。わが国の景気の動向にして、もしこれら諸国からの対日輸出といふものに十分こたえられないということが長期に及ぶ場合は、これら諸国に与えますところの影響はかなり深刻なものとなるのではなからうかというふうに考えます。

また、わが国の産業構造の持つていき方でございますが、これはわが国自身が省資源あるいは知識集約型の産業に、このような狭い国でもございまして、また知識の高い国民、勤勉な国民によつて構成されておりますので、わが国自身の産業構造を何とか知識集約型のものに持つていきたいというふうなわれわれの念願いたしておりますが、その場合に、同時に世界の資源の最適配分という観点もございまして、これら近隣諸国との間の調和のとれた国際分業体制の樹立ということがぜひとも肝要ではなからうかと考える次第でございます。

すでに五十年年度予算におきまして御審議を賜つて御承認を得たわけでございますが、ASEAN諸国を中心とした世界六カ国に、相手国政府、国民の立てられるところの経済計画に従ひまして、わが国の企業進出、海外投資が効率的に行われるように、それらの国々の真の経済的発

展あるいは民生の安定に寄与するような形で配慮を予算的にはさせていただいたわけでございます。総額は七千万円程度でございますが、わが国とこれらわが国の企業がお世話になる地域との間のフリクションがミニマムになるように配慮をいたしていただく所存でございます。

以上申し上げましたように、わが国の今後の経済運営に当たっては、わが国と深い経済関係にあるこれら海外諸国との間の協調関係というものを十分に維持し、日本とおつき合ひすることによつて当該国の経済発展も可能であるといふような確信と申しますか、コンフィデンス、自信というふうなものを相手国政府、国民に抱いていただくことが、今後のわが国の経済発展のためには必要不可欠の要件かと思つておる。また、出てまはります企業あるいは物の流れ等に関しましては、常時不慮の国民的な努力を重ねまして、長くおつき合ひ願ふようななびなびとした今後確立、確立していくことが肝要ではなからうか、かやうに考えるものでございまして。

○佐野(進)委員 経済協力の問題についてはたくさん質問をしなければならぬ内容があるわけですが、きょうはその問題が主でありませんので、質問は省略したいと思つておる。ただ、いま私がお聞きしてゐるのは、局長の御答弁にもありましたように、海外経済の動向といふのは日本経済のこれから発展にとっては欠くべからざる重要な要件になつていく。そうした場合、そういうような情勢に対して低開発国、低開発国という言葉が適切でないかわかりませんが、いわゆる先進国とそれに対比される国々との関係の中で、わが国が経済的に発展を続ける上に積極的に取り組むべき要件、そういうものが今日の経済、いわゆる景気刺激策の中においてどういふように対処し、措置されていかなければならぬのか。いまいろいろ数字を挙げての説明がございましたが、そういう点についてさらに突っ込んでお聞きをしたかったわけでありまして。しかし、この面については時間的に余裕がござ

いませんで、私は一応省略をいたしまして、いわゆる日本経済の現状に対して、海外における経済情勢の分析、ポストベトナムあるいは中東紛争その他各般の世界における動向を把握しながら、産業政策局としては取り組んでいかれるであろうと思うのでありますが、そういう点についてい一つ、簡潔で結構であります。決意を披瀝して答弁していただきたい、こう思うわけです。

○和田政府委員 今後のわが国の経済発展を考えます場合に、先生御指摘のように海外との関係の改善、推進ということが基本になるわけでございます。ことにわが国産業構造が省資源あるいは識集型に向かう新しい産業構造を考えます場合に、それが実際に効率的に回転し得るか否かということとは、一つにはたゞいま先生から御指摘のございました中近東諸国との関係の改善、わが国が必要とする燃料に關しまして効率的にこれを入手できかつ先方も喜んでそうするという事態の確定が肝要であらうかと思ひます。また同時に、そのような燃料を使用いたしましてわが国の経済の運営をさせるわけでございますが、その結果産出したましたところの商品の対外輸出の円滑化、あるいはそのような商品を出したすために必要な原材料の購入ということに關しまして、長期的かつ安定的、効率的にこれを入手できるような方途を、海外諸国の動向を常時不斷に觀察いたしまして、そのようなことを可能ならしめるような努力が最大限に必要ではなからうかと考えるものでございます。

○佐野(進)委員 大蔵省の方来ておりますね。

—— いままで私が質問をしたことによつて、私の質問をせんとする意図というか考え方、こういうことについては聞いておられて大体おわかりになったと思つております。

いわゆる日本経済の現況の中で景気対策をこれからとり続ける、そういう形の中で犠牲者を少なくし、安定した経済の発展を図っていかねければならない。その意味において、物価の上昇も抑えなければならぬし、製品価格の便乗値上げも抑

制しなければならぬ、そういうようなことになつていくと思つておりますが、そういう情勢下において一番懸念されることは、結果的に不況の深刻化に伴ひ税収の落ち込みが必然的に発生してきていくわけですね。したがつて、この税収の落ち込みをどうやってカバーして経済運営を圖つていくかということが大蔵当局として緊急の課題になつておると思つております。

そういうような情勢の中で、財政危機に對処する大蔵省の方針として、物品税率を一律二〇％上げる形の中で増収を図りたいとか、付加価値税を導入する形の中において増収を図りたいとか、いろいろ新しい試みがなされていくやに報道されておるわけでありまして。しかし、これらの措置は一步誤るならば物価の上昇をもたらすし、あるいはこれに關連する大多數の企業、経営者あるいは消費者にその負担がかかつていく、こういうような心配が大変多くて、これらの問題については多年の懸案になつておりますから、論議も盛んであります。現在の情勢の中で、大蔵当局としてはこの二つの問題についてどのように對処をせんとしておられるのか、将来の予想も含めてひとつ見解を示していただきたいと思つておるわけでありまして。

○島崎説明員 まず、物品税から申し上げます。

物品税につきましては、先生御指摘のような、恐らく新聞報道で御存じのことと思ひますけれども、まだここで申し上げますような内容の検討といふのはいたしておりません。ただ、物品税につきましてはいろいろ問題がございます。物品税は御承知のように高級な奢侈品、それから便益品、それから趣味嗜好品、そういう物にかけられるのがたゞまになつておりますけれども、法律に特定の物品の名前を書きまして、それを対象とするといふたてまになつておりますために、いろいろ取りこぼれが生じております。最近の消費の多様化、高級化に伴ひまして、デパート等に参加してても相当高額の商品が出てまいつておりますけれども、これについて課税が行われていない。それが果たして妥当であらうか。高級品に對

する消費、その消費の態様に示されるところの担税力というものの着目しまして物品税というものは課税するわけでございますので、そういう物品税課税の根本趣旨から考えまして、いまのような状況というものが妥当かどうかということは検討しなければいかぬと思つております。しかし、それにいたしまして、現状ではまだここで先生に御報告なり申し上げられるような状況には検討は進んでおりません。

それから次に、付加価値税について申し上げますが、付加価値税の問題につきましては、酒、たばこの審議の際に大蔵委員会におきましていろいろ御質疑のあつたところでございます。付加価値税につきましては、今後社会保障の充実も必要でございまして、それから今後の経済成長の状況というものを考えますと、いままでのわが国の税制の構造でございまして、この直接税にウエイトを置いてきたという方式では限界があるのではないだろうかと思つております。したがつて、直接税にのみこつた財政需要を求めるといふことには限界がございまして、間接税の充実を図つていくことも必要であらうと考えております。そのための方策として付加価値税、一般消費税の導入ということも検討に値する問題だと思つております。ただ、この付加価値税導入につきましましていろいろ問題がございます。先生御指摘のような物価の問題もそうでございますし、その他もいろいろ検討を要する事項がございます。わが国に入れたときの影響というものは大きいわけでございまして、それから、そういう問題を含めまして慎重に検討していかねばいかぬと思つております。したがつて、将来の検討課題としまして、今後検討を進めていくということにならうかと思ひます。

○佐野(進)委員 もう一回課長さんに質問をしてみたいと思つております。

そうすると、物品税率一律二〇％引き上げといふことは考えの対象にない、個々の物品について、いわゆる奢侈品その他一般庶民生活に關係の

ない部面について検討しておる、そういうように解釈していいことですね。

それから、付加価値税の導入については与える影響が大きいので慎重な配慮のもとに對処しておるが、この問題については当面即これを導入しどうこうするといふ考えはない、こういうぐあいに理解していいわけですね。

○島崎説明員 物品税の改正をやりますときには、いままでの経緯をござらんになればおわかりになると思ひますけれども、税率なら税率だけをいじくるとか、あるいは免税点だけを引き下げるとか、あるいは掲名物品に新たな物を加えるとか、特定のひとつのことだけをやるという仕組みにはなつておりません。税率も手直しすれば新規物品も入れる、それから免税点もそれに対応しまして検討するといふことで、物品税の体系全般にわたつて包括的に再検討をやつていくといふことではないです。ですから、税率だけを二〇％上げるといふことがないのかとおっしゃられますが、それは絶対にないといふことも申し上げかねます。が、いままでの経緯から見ると、新規物品を探したり、それから消費の態様に應じて税率をどうするかといふようなこともあわせて検討するのが常でございまして、そういう意味で物品税の全面的な見直しといふものはやらなければいけない時期にはなつておると思つております。

それから、付加価値税につきましては、先生いま御質問のようにいつからやるのか、それからさしたつて、たとえば五十一年度はやらぬのかといふようなことにつきましては、まだ何とも決まつておりませんので、まことに申しわけございませんけれども、いまここで御答弁できかねる状況でございまして。

○佐野(進)委員 それでは、次の質問に入ります。

そこで、中小企業庁長官お見えになつておられますからこの際お聞きをしておきたいと思つておりますが、先ほど来質問をしておる中で、倒産問題あるいは失業者問題あるいは景気の落ち込

みが中小企業関係に与える影響というものはきわめて大きい、こういうようなことで、再三にわたって本委員会においても論議が展開されておるわけですから、私その点を繰り返したことで質問をしてみようとは思わないわけでありますが、ただ倒産という事態が発生したそのときにおける取り組み、あるいは発生せんとする前における取り組み、そういうことについて、これからは景気対策の進行に伴い、そういういわゆる倒産防止に対する取り組みもきわめて進んでいる状況の中で発生してくる諸問題でありますから、いろいろな面で非常にきめ細かな配慮をしていかなければならないと思うわけであります。

そういう面について二、三質問してみたいと思うわけでありますが、まず第一に、倒産の現況と将来の見通し、これについてひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 倒産の現況でございますが、昨年の十、十一、十二月と毎月千件台の倒産が、非常に高水準でございまして、私どもも憂慮をいたしておりましたが、今年に入りましてからは若干件数が減りまして、一月、二月が八百件台でございまして、三月はまた千件台になりました、千二十件でございまして、昨年の三月が千五十件でございましたので、昨年の三月よりやや低い水準でございまして、四月は九百二十九件でございまして、三月より減っております。昨年の四月の水準よりも少ない件数でございまして、そういう意味では、ことしに入りましてから倒産の状況はやや小康を保っております、こういう状態かと思ひますが、ただ一件当たりの倒産の金額が非常に大口化いたしております、たとえば一昨年は一件当たりの負債額が、倒産分につきましては約九千万円ぐらゐでございましたが、四十九年度は大体一件当たりが一億五千万円ぐらゐの金額になっておりまして、一口一口が非常に大口になっておるといふのが特徴でございまして、それから、業種別に非常に広い業種にまんべなく及んでおるといふことがもう一つの特徴

でございます。

それから、倒産の原因といたしまして、昨年の前半は、過去の金融緩和期に非常に急激に業績を拡張いたしましたり、あるいはボーリング場とか不動産とか、そういった本職でない副業的な分野に手を出された向きが、金融引き締めによりまして倒産に陥る、こういう例が多かったものでございまして、けれども、昨年の後半からは売り上げの不振、受注高の減少といったいわゆる不況型の倒産がずっとふえておるのが特徴でございまして、

今後の見通しでございますが、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、中小企業に關しましては大体景気が底を打った、生産は反転してやや上昇に向かつておりますし、出荷もふえまして在庫が減少傾向に向かい始めております。そういう意味からいいますと、この小康状態を保っております倒産が今後急激にふえるという懸念は、やや薄らいだかという気もいたしますけれども、一面景気回復期にかえつてまた金融機関の選別が厳格なといったような過去の傾向もございまして、今後の倒産の動向につきましては依然注意を必要とするのじゃないかというふうに考えております。

○佐野(進)委員 第二点目としては、いま長官から説明がありましたように、いわゆる倒産の規模が大きくなつておる。件数は少なくなつておるが、規模が大きくなつておる。したがって、その規模が大きくなつておることによって与える社会的な影響は大きくなつておる。これは私もよく耳にするのであります。四十億、五十億の負債を抱えて倒産しておる例も相当多いわけでありまして、

そこで、倒産した企業の幾つかを私も実際に調査をいたしまして、その内容がどういふ内容によつて倒産したのかという点について追跡してみたい経験というか経過があるわけですが、その一つ、二つを実はここで具体的に答弁を求めたいと思つておたわけですが、時間がございませんで省略いたしますが、一つだけその内容について、長官のこれから取り組む心構えを伺つておき

たいわけでありまして。

大体四十億、五十億という負債を抱えて倒産をいたします場合、それに関連する大企業として、必ずと言っていいほど一社ないし二社が介在しておるわけですが、そして、その大企業に見放されたとき倒産という現象が起きるわけですが、したがって、大企業が、倒産直前におけるその企業に對してどのようにしてこ入れをするか、あるいはその企業倒産に至る経過の中でどういふ取り組みをするかというところが倒産件数を減らす最大の要件のような気がしておるわけですが、

そこで、近時、中小企業庁初め各省庁が連携をとつて、産業政策局なども課を設けて倒産防止に對して取り組みをされておるようでありまして、それが、その果たしてきた役割りは大変大きいと思ふのであります。これは私は高く評価しておるわけでありまして、しかしその果たしてきた役割りの網をくぐるような形の中で倒産が行われる。それはさつき申し上げたように、大企業の身勝手な取り組み、結果的に大企業は最小限の犠牲にとどめ、関連する多くの中小企業者は、その企業にとつては破滅的な大きな打撃を受ける例が多くなつておるわけでありまして、したがって、そういう点についての配慮、これからの景気刺激なり景気回復への過程の中でそういう配慮をせざる限り、倒産件数が少なくなつたと表面き言ひながら、倒産金額が多くなり、その悪い波及効果は大きい、こういうような点にはつきりしておるわけでありまして、中小企業庁長官、産業政策局長お二人から、これらの状態に対する積極的な取り組みについて、何となく決意をひとつ述べ願ひたい。具体的な問題が発生したとき積極的に対応していかうかという決意を込めてその答弁をいただいておきたいと思ふわけでありまして、

○齋藤(太)政府委員 中小企業の倒産防止対策といたしましては、信用保険法に基づきまして、指しは不況の度合いの強い業種を不況業種として指定をいたします。そういたしますと、信用保証の面で通常の場合の倍額まで信用保証が受けられ

る、こういう制度があるわけでございます、先般来すでに製造業の約半分に当たる業種を不況業種に指定いたしました、金融面から倒産に陥ることのないよう資金の手当の面でいろいろ配慮いたしておるところでございます。不幸にして企業が倒産に至りました場合に、まず私も考えておりますのは、そこに債権を持つております中小企業が関連倒産に陥ることを避けなければならぬということでございます、そのために一つは倒産企業自体を指定いたしますと、その倒産企業に債権を持つておる中小企業の場合に、いま申しました倍額までの信用保証を受けられるという制度がございまして、昨年来の不況で倒産が非常に多かつたわけでございますが、現在までに、五月九日現在でございますが、連鎖倒産を防止いたしましたために、倒産いたしました親企業を信用保証法で指定いたしました件数がすでに八十企業ございまして、この企業に對して債権を持つておる中小企業は信用保証の面で特例措置が受けられておる、こういう形に相なつておるわけでございます。倒産いたしました、そういう手で関連中小企業の救済を図つておるわけでございますけれども、それより前にその下請等を非常に抱えております企業が倒産をしないということで危機を突破してくれまして、一番望ましいわけでございます。それにつきましては、中堅企業等の場合にはそれぞれ原局におきまして監視制度をとつておりまして、非常に資金繰りが困難になつたという場合には直ちにその実情を聞きまして、関係の取引銀行等にいろいろ通達省から話をいたしまして、何とか倒産しないやうな方法を、何とかどうか、これは関係金融機関にも十分連絡をとりまして、必要な救済策をとるようになんかいたしておるところでございます。なお、倒産いたしました場合の債権に對する倒産企業の資産の配分等につきましては、私どもとしては、大体大企業の場合にはいろいろ抵当権その他の措置をとつておるわけでございますけれども、そういったものを持つていない中小企業が非

常に債権の回収に困難をするという面がございますので、極力中小企業にはそういう場合に債権回収の面で配慮をしてもらうように、大口債権者等にはいろいろ指導をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田政府委員 中小企業の問題でございますので、中小企業庁が、中小企業の倒産あるいは倒産の前夜というような事情がございました場合には責任を持ってこれの処理に当たっておられるところでございますが、御承知のように通産省におきましては資源エネルギー庁を含めましていわゆる四原局というものがございまして、これらの四原局は中小企業という名称は冠しておりませんが、その日常と行います業務の大部分と申しても過言でないと思ひますが、それは中小企業問題であるわけでございます。ことに生活産業局等におきましては、大企業ももちろんございまして、中小企業問題というのは非常に大きな問題ではなからうかと思ひます。このように、通産省全体といたしまして中小企業問題には日夜取り組んでおられるところでございますが、御指摘のような状態が発生するという場合には、あるいは発生するおそれがあるという場合には、中小企業、大企業、両方補完し合つて初めて経済活動が可能になるわけでございますので、そのような事態の把握がわれわれとしましては最大の任務と心得ており、また把握いたしましたら直そのとき以降、ただいま中小企業庁長官の方から答弁もございまして、関係金融機関あるいは関連する大企業等と連絡をとりまして、いわゆる行政指導という形におきまして何とかこれが最悪の事態になるような事態を回避するために万般の努力を通産省の任務として実施をいたしておるところでございます。

○佐野(進)委員 この問題についてはさらに幾つかの課題があるわけでありまして、また改めて質問したいと思うのでありますが、先ほど質問申し上げましたようなことについて通産当局としてひとつ積極的な対処をさせていただきたいと思ひます。

そこで、私は、この景気対策の中で幾つかの業種、先ほど大臣の答弁ではもう特定の業種ということでなくてあらゆる業種に悪い影響があらわれ、こころいふことであつたわけでありまして、その中の一つである繊維産業の問題について質問をしてみたいと思ひわけでありまして。

繊維問題の対策については、不況が始まるともに不況対策の最も重要な柱としてこの対策がとられてきたわけでありまして、先ほどの大臣、中小企業庁長官のお答えにもあるように、景気は底をついて上向きに転じている、こういうふうにお話しになっておられますが、繊維の状況もそのように判断していいの、そしてそのような判断の中で第三次の不況対策というものはどのような処置を考えておられるのか、この点について生活産業局長の答弁を求めます。

○野口政府委員 繊維産業のことにつきましてお答え申し上げます。

ただいま先生が申されましたように、繊維産業は非常に不況の底に苦しんでおつたわけでございますが、ほかの産業に先駆けて、非常に早く不況に突入したというふうなこともございまして、したがって在庫整理の關係から申しますと、他の産業に先駆けて昨年の秋から冬にかけましたときに在庫のピークでございました。その後全般的な立ち直りの状況等にも支えられまして、在庫は減つてきております。そういうふうな關係から申しまして、先ほど大臣が言いましたような大底を打つたという点につきましては、繊維産業も同様でございます。

最近の指標、まだ四月の指標は手にしておりませんけれども、三月までのマクロ的な指標あるいは各産地から入つております情報等を総合して考えますと、二月、三月、四月と景気は上向いてきておりまして、回復の兆しがあるというふうに見えておるわけでございます。しかしながら、問題は、この回復の兆しが一体本物と申しますか、本格的なものであるのか、あるいは一時的なものにすぎないのか、したがっていまや上向いたところ

が再び反動的に落ち込むと申しますか、上向きの傾向が横ばいなり下降というふうなことになるのかどうかという点につきましては、さらによく実態をきかめる必要があるかと思ひます。また、回復の兆しがあると申しまして、それが一体最終需要で、つまりユーザーあるいは消費者が繊維製品について買いに回っているのか、あるいは中間需要、いわゆる販需と申しますか、在庫増になつておるのかどうか。特に繊維産業は、いわゆる市況産業といわれておりますものですが、非常に景気の動きに敏感でございます。そういうようなことで、仮需要によつてこの明るさが出てきているのか、その辺等やはり慎重に見きわめる必要があるかと思ひますけれども、全般的にあるいは概論的に申しますれば、回復の兆しがあり、明るさが見えてきた、こういうふうな考えでよろしいのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○佐野(進)委員 そうすると、非常に明るい見通しだということでありまして、私も一般的にそのようにも見ておるわけでありまして、しかしまだまだそうではないという話も私も聞いておるわけですが、

そこで、それらの問題について私が調査した内容を細かに列挙しながら質問するにはもう時間がなくなりましてので質問することはできませんが、幾つかの点、この点だけについてはどうなっているのかという点をひとつ聞いてみたいと思ひます。

いわゆる繊維の不況対策が打ち出されたとき、第一番目に、その在庫整理のために当時の中曾根大臣は、海外援助物資については繊維製品を最優先に取り扱い、特にその場合においてはバングラデシュを初めとする世界の各地域に対してこれを行うというふうな、そういう答弁を私どもの質問に対して答えておることを記憶しておるわけでありまして、この海外商品援助としての繊維品の活用実績はどのような形になつておるのか、この点をひとつこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○野口政府委員 先生いまおっしゃいましたように、需要喚起の一方策として、海外の商品援助をやる際にできるだけ繊維製品を中に加えてほしいというところでございまして、その方向でいろいろ努力をしてきたわけでございます。

端的には、ただいま先生がお述べになりましたようにバングラデシュの商品援助でございます。昨年、昨年の段階におきまして有償十五億円、無償十五億円というものがバングラデシュに対して商品援助でございましたけれども、その無償援助と有償援助の進行状況につきまして詳しい情報を私にいただいまして、昨年の十二月末に業界のミッションが現地に参加していろいろ相談をいたしましたわけでございます。内容といたしましては、一応綿織物と化学繊維物というものを中心といたしましてこの援助を行おうというふうな話し合いができたと思ひます。ただ、具体的に業界がどのようにいふ商品を出しているかということにつきましては、その後の状況は詳しくは私にまだ聞いておりません。それから、有償援助の方でございますけれども、これはやはり協定を結びまして、その協定ができたところで実行に入るわけでございます。予定によりまして、交換公文の話はすでに済んでおるということになつておりますけれども、それが現実になつたかは私まだ詳細は聞いておりません。

○佐野(進)委員 これについては、ことしの大臣に対する一般質問の際にも私の方から質問して大臣の答弁も聞いておるわけですが、これはひとつ後でまたその内容等を検討して報告をしていただきたいと思ひます。

第二番目の問題としては、輸入規制の問題です。これは大変大きな問題でありまして、輸入を規制しろということは本委員会においてもたびたび議論になつた問題であります。この問題については大臣初通産当局は、終始そのようなことは行い得ないというふうな答弁をされておつたよ

うであります。しかし、その後各国との話し合いによつていろいろな成果があらわれておるようでありますが、時間の関係もございまして、これまた私は四点にわたつて一つ一つ質問しようと思つたのですができませんが、当局としてこの輸入規制問題に対してどういふような状況になつてゐるといふことで報告でき得るのか、その内容について説明を求めたいと思ひます。

○野口政府委員 いまの先生の御質問にお答えする前に、ちよつと先ほどのパングラデシユのこととさせていただきます。

ただいま聞きまして、順調に援助に進行しておるようでございますけれども、ただどういふものがどれだけ出たかといふことは現在集計中なものですから、はつきりした数字はいまのところつかんでおりません。

それから、いま先生の御指摘の輸入規制問題でございます。そもそも論を申すのは避けたいと思つておられますが、ただ現在の輸入状況でございますけれども、これを最初に一言申し上げさせていただきますと、この五十年の一月三月の状況は、繊維製品全体、大体月平均九千万ドルぐらゐといふふうに御了解いただきたいと思ひます。この九千万ドルというレベルは、昨年の一月三月の大体半分でございます。さらに一年前の四十八年の一月三月、輸入が非常にふえ始めたのは四十八年の五月、六月ごろから急増したわけでござい

ますので、その輸入が急増する前の状況に對比いたしますと、私の記憶に誤りなければ、四十八年の一月三月が月平均で大体七千四百、五百万ドルぐらゐいじやないかと思ひます。したがひまして、その四十八年の一月三月の水準から見ますれば確かに高い、二割以上高い水準ではございましてけれども、昨年の一月三月に比べれば半分である、こゝういふ全般の状況であることを御認識いただきたいと思つております。

そこで、個々の物を見ますと、簡単に申しますと、絹織物を除きますと、現段階におきまして輸入問題というものは大体においてさつき言つたよ

うな全体のレベルから申しまして鎮静してゐる、落ちついてゐるというふうに考えてよろしいのじやないかと思ひます。絹織物は先生御存じのよう中心に十二月ごろから特に中国からのものを中心にふえてきております。ふえたと申しまして、四十八年の非常にふえたピークから比べればもちろん低いわけでございましてけれども、ともかく昨年の夏ごろの状況に比べれば確かにふえてゐる。

そこで、いろいろな措置を講じてきたことは先生御存じのとおりでございますけれども、特に最近力を入れてやりましたのは、中国及び韓国、特に中国からの輸入が多いわけでございまして、中国に對しましては、たまたま日中の混合委員会第一回が開かれたわけでございまして、その席上の主要なテーマといつたしまして日本の絹織物業界の現状を詳細に説明し、問題点につきましても説明し、相手方の理解を求めたわけでござい

ます。中国といつたしまして、日中貿易の現状が日本が著しい出超であるといふような現状を踏まえ、かつ貿易を拡大していきたいといふ国の方針からいって、日本の要求に對して直ちに應ずるといふことではない姿勢を堅持したわけでございまして、けれども、ともかく非公式ではございますが、日本の絹織物業界に迷惑をかけるようなことはしないといふような趣旨、あるいは中国の国内の需給の問題から見まして、国内の需要も非常に広い、したがつてその輸出余力もないといふようないろいろな点を申し、結論的にはさらに話し合ひを続けよう、こゝういふことになつておるわけでござい

ましたがいまして、絹織物につきましては、私どもは、われわれの話し合ひを続けてきた結果等を踏まえましてウオッチを続けてまいりたいと思つておりますが、状況に應じて適切な手を今後とも打つつもりでおります。

○佐野(進)委員 大臣、この輸入規制問題についてはたびたび議論をしてゐるのであるが、よく御承知の問題であります。中国問題あるいは韓国の問題等については、それぞれ、いま局長の答弁にもありましたように、対策を立てることによつて明らかな見通しが立てられておる。他の地域に對してもそれぞれ具体的な折衝の中で秩序ある輸出を要請し、輸入も逐次平常の状況に入つてゐる、こゝう言われております。しかし、一歩間違へば再びかつてのやうな状況になる懸念もあるもので、この際一挙に輸入規制の法制化を図つておくことが必要ではないかといふ要望もまた業界その他では非常に多いといふことを私も聞いておるわけですが、大臣の現段階における御見解はどのようなものか、この際ひとつ明らかにしておいていただきたい。

〔前田(治)委員長代理退席、武蔵(憲)委員長代理着席〕

○河本國務大臣 依然として繊維の輸入規制をせよといふ声は強いのでありますが、何分にもわが国は自由貿易をたてまえとしておるわけでござい

ます。

次の問題ですが、結果的に繊維産業は底を打つて、いまや向上しつゝある状況の中にあるといふことで報告があるわけですが、問題点といつたしましては、こゝういふ機会でありま

二つ目は、過剰繊維の問題については、すでに設備廃棄その他の措置あるいは転廃業についての措置等々がたびたびここで議論になつておるのでありますが、それらの問題が現在どのように行

○野口政府委員 過剰繊維処理問題あるいは一般的に広く過剰設備処理の問題というのは、繊維産業の体質改善のために必要な事項かといふふうに考へておるわけでござい

処理の問題でございますが、これは一応共同廃棄事業ということで、中小企業振興事業団の金融的な支援を受けながら計画が決まりまして、現在実施に移されておるといふふうに聞いております。

○熊田政府委員 繊維の不況カルテルの状況でございますが、綿紡その他短繊維につきましてはこの一月からすでに四次にわたって延長いたしましたので、先ほどの通産省の業界についてのお見通しという点を考慮いたしましたも、また私も把握をしております。綿紡その他短繊維の業界の市況の上向き状況あるいは在庫の状況を考えましても、もちろん今後の問題というものは現在の段階で明確なことを申し上げるわけにまいりませんけれども、私どもの感触といたしましては、こういう不況カルテルの制度は緊急避難の制度でもございまして、そういう趣旨から申ししまして、また業界の状況から申ししまして、そういうままでも続けるべきものでないというふうに判断をいたしております。

○佐野(進)委員 まだ質問事項はたくさんありますが、私は一時間三十分の予定をもらってあったわけですが、趣旨の説明が長引いたために、時間がなからやめろやめろと委員長がさっきからサインをしておりますので、大変迷惑をいたしております。しかし、協力をする意味において、まだ天谷審議官に大規模小売店舖法に關係する問題について質問をしたいと思っておりますが、きょうはやめておきたいと思っております。

いづれにいたしましても、大臣に冒頭質問申し上げましたとおり、景気対策の第三次不況対策を含めた経済情勢の中で、各業界における影響は大臣が客観的に説明されている以上に深刻な状態にあると私も判断いたしておりますので、通産当局の積極的な取り組みを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○武藤(嘉)委員長代理 先刻委員長から、公明党の独禁法改正案についての発言で、党の手続上の点まで申し上げましたので、その部分は削除いたします。

この際、念のため改めて申し上げます。

公明党の独禁法改正案につきましては、現在参議院の商工委員会において継続審査となっており、本委員会に予備付託となりました場合には、提案理由の説明を聴取したいと存じますので、御了承願います。

午後一時十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時二十三分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○板川委員 通産省と公取委に若干質問をいたしたいと思うのですが、まず第一に公取委に伺います。

きのうの夕刊を見ますと「焦点」となっている鋼材値上げについて神戸製鋼所は二十二日、高炉大手のトップを切って線材、条鋼の価格をトン当たり平均一万二千円強引き上げる方針を決め、二次製品メーカーなどの需要家と値上げ交渉に入ったことを明らかにした。値上げ時期は、交渉がまとまり次第実施したい意向で、六月中をメドにしている。こういう報道がございました。神戸製鋼は線材なり条鋼なりを非常に中心的に生産をしており、切って値上げをする。数日前の新聞には福山新日本製鉄の会長の、いざれ値上げをしないといかない、場合によつたらば原価を公表してもよろしい、こういう発言なども出ておるわけでありまして、神戸製鋼は高炉メーカーの中でいざれば一番下のクラスであります。Cクラスであります。この神戸製鋼がまず下の方とところで値上げをトッ

プに出す、やがてその他の同業者もこれに追随して値上げをする、こういうことになりまして、独禁法上こういう行動に対していかなる措置がとれるのか。これはあと数週間たてばわかるわけでありますが、神戸製鋼が上げあるいはそのうちに大回が上げあるいは新日鉄も上げる、住金も上げる、日本鋼管も上げる、こういう形になってきた場合に、公正取引委員会としてはこういう措置については拱手傍観をするほかに打つ手はないのか、あるいは独禁法上、場合によつては打つ手があるのか、こういう点をひとつ伺っておきたいと思っております。これは法制上の解釈であつて、いまこの問題で直ちにどうこうせよという意味ではございません。しかし、予想されるように、各社がこの数週間のうちに軒並み値上げをするという状態になった場合に、独禁法というのは場合によつたら機能するのかもしれないのか、こういう点をひとつ伺っておきたいと思っております。

○熊田政府委員 ただいまの神戸製鋼の問題でございますが、これからどういふふうな鉄鋼業界の値上げになっていくかという問題は、いまの段階ではわからないわけでありまして、したがっていましめて、この具体的な問題について独禁法上どういふ問題があるかということも、いまの段階では何とも申し上げかねるわけでございます。

なお、一般的に同調的な値上げという問題があった場合にどうかということでございますけれども、現在の独禁法では、ただ同調的な値上げがあつたからといって、独禁法上問題にする規定はないわけでございます。

○板川委員 同調的な値上げに対する規定というのは明確ではないことは事実なんです。しかし、独禁法二条の⑥にこういう規定があるわけでありまして、「この法律において私的独占とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問はず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」という規定がある。そして、第三条では、御承知のように「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」という明確な禁止規定がある。

ある。問題は二条の⑥の私的独占とはこういうものである、こういう規定がいれば解釈の根拠になり得ると私は思う。たとえばここで「結合し、若しくは通謀し」とこれは一つの例を言っていると思ひます。その他いかなる方法を以てするかを問はず、結合または通謀に類することあるいはそのほか何らかの方法によつて相手方と意思を通じ合うか、これは問わなければならない、しかしそういう方法によつて「他の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」ということになり得ると思ふのです。ですから、その他いかなる方法を以てしたかしないか、これは調べてみなければわからないわけですね。確かにいま各社が全然他との意思の通謀もしない、何もしないで、どうしてもこれはやらないかなければならぬから私のところは値上げをします、同じ状況が同業者にもあるから私のところでもやろう、こういう形で値上げをした場合に、あるいは独禁法が機能しない余地もあり得るかもしれない。しかし「その他いかなる方法」と通謀か結合かそのほか何らかの方法で意思を通じ合つてやる場合もあり得る。こういうことになれば、四十条の一般的な調査権に基づいて調査をしてみる必要がある。調査をしてみた結果そういうことがないというものであれば、それはそれでいいが、調査ができるのではないか、こう思ひますが、その点はどうお考えですか。

○熊田政府委員 この四十条発動の問題でございますが、四十条には御承知のように公正取引委員会がその職務を行うために必要があるときは調査ができる、こういうふうに規定をしておるわけでございます。四十条を発動いたします場合には、職務を行うために必要があるかないかという観点からケース・バイ・ケースにその都度公取として判断をいたしまして適用をいたしておるわけでございます。

○板川委員 もちろん、その四十条では「公正取引委員会は、その職務を行うために必要がある」と

きは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。」「こう書いてあります。ですから、二条の⑥の「その他いかなる方法を以て」したかどうか、場合によっては意思を通じ合つて、通謀し合つてやつたかどうかかわりませんよ。だから、場合によつては——私はこの場合に、あるから入れ、そのことをいま強調しようという気持ちじゃない。それはいづれ事実が判明してから後の問題になります。ただ、法律の解釈上「いかなる方法を以てするかを問はず」こういうことをやつてはいけないということが私の独占という規定になつてゐる。だから、「結合し」「通謀し」以外の何らかの方法でやつてゐると思ふ場合には四十条が発動できる、私はこう思ひます。この点についてはいづれ独禁法の問題の審議の際にもつと突っ込んで質問したいと思ひますが、いづれにしても将来そういう疑いもあり得る。神戸製鋼ばかりでなく、各製鉄会社がどんどん値上げしてくればそういうこともあり得るというのをひとつ念頭に置いて今後の対処をしてもらいたい、こう思ひます。四十条の解釈あるいは二条の解釈については、またいづれ後で十分質問をいたします。

次に、公取と通産関係ですが、下請関係法の運用状況というものについてこの際若干ただしておきたい、こう思ひます。

総需要抑制で昨年来非常な不況のもとにあるわけですが、こういう不況のもとで一番犠牲になるのは下請中小企業で、こういうところに犠牲がしわ寄せされるわけですが、最近における下請代金の支払い状況というのはどうであるか、調査をしておいたならばその実態を明らかにしていただきたい。

○熊田政府委員 四十九年度の下請法の運用状況について申し上げます。

公正取引委員会は四十九年度におきまして、まず書面調査を親企業と下請事業者と両方に対しては

行つております。親事業者に対しては一万四千五百事業者、それから下請事業者に対しては三千八百八事業者、合わせて一萬三千八百五十三件の書面調査をまづいたしております。その書面調査によりまして違反の疑いのあるもの、これに對しまして立入調査をいたしておるわけでございますが、その書面調査によりましては、中小企業庁長官からの措置請求のありましたもの、これが五件ございます。それから、下請事業者から申し出があつたもの、これが五件ございます。そういうようなものを総合いたしまして、立入調査をいたしましたのが八百四十二件でございます。この立入調査をいたしました結果、措置をいたしました件数でございますが、勧告をいたしましたもの、これは四件でございます。それから、行政指導によりまして是正をさせましたもの、これが八百三十八件でございます。

以上でございます。

○板川委員 私が質問したのは、そういう点もありますが、下請代金の支払い状況、こういう点の調査はどうかということでしたが、この点はどういうふうな調査の結果がありますか。

○熊田政府委員 まず、手形で支払つておりますその手形の期間でございます。これは通常交付しておりますもの、手形期間百二十日以内のものの割合は次第にふえてきておまして、四十八年の四月現在では製造業の平均で四八%であつたものが、五十年の一月現在では六八%というふうになってきております。

それから、下請代金の支払い状況でございます。滞留月数、滞つております月数でございますが、これは大体横ばいから若干低下の傾向といひますが、ほぼ横ばいでございますが、四十八年の四月現在で製造業平均で〇・八一カ月、それが五十年の一月では〇・七八カ月ということになっております。

それから、現金で払つか手形で払つかという現金支払いの割合でございますが、これは製造業の平均で四十八年四月が現金で払つたものが五四

%、五十年一月で五三%と、これもほぼ横ばいか若干下回つてゐる、こういう状況でございます。

○板川委員 私の調べた範囲といひますが、最近のあれがないのですが、四十九年四月の調査と四十九年十月のそれと半年間の動きを見ますと、現金で下請代金を支払つておるのが単純平均で四十九年四月が四八%、加重平均しますと三八%、それが十月になりますと単純平均が五一%になり、加重平均が四四%になつてゐる、こういう状況でありますから、これを補外をすれば今日ではあるいは若干ずつ好転をしつゝあるという状況かもしれない。ただ、こういう調査資料を見ますと、単純平均の場合よりも加重平均の方が現金支払いの率が低いというところは、いわば大口の下請代金の方が支払い率が悪い、こういう傾向を示しておるのです。ですから、小さい企業同士の下請よりもかへつて大企業からの支払いの状況の方が逆

に悪いというふうな資料から推定されるわけでありますが、こういう点はどう公取は考えておられますか。

○熊田政府委員 ただいま先生おっしゃいましたような状況でございますが、これは内容をさらに検討いたしましたものと、必ずしも大企業の支払いが悪く、小さい切符の支払いが悪いと思ひますけれども、しかし全体として考えますと、そういうような傾向が出ておるといふことは言えると思ひます。

○板川委員 これは公取が調査したものを基礎にして実を言つたのですが、この現金支払い率の平均といふのは、単純平均といふのは件数の平均でしよう。それから、加重平均といふのはウェイトをかけた平均でしよう。だから、加重平均の方が単純平均よりも現金支払いの率が低いといふことは、大口の方が低いからそういうふうに変つたことだと思ふ。調べてみなくちゃわからぬという理屈じゃなくて、数学が真理である限りそういう計算になる、こう思ひますが、その点はどうですか。

○熊田政府委員 ただいま先生のおっしゃつたとおりでございます。

○板川委員 この調査の中には、たとえば中小企業でない——法律上中小企業といふのは一億円以下の資本金といふことになつておりますが、たとえば何十億か何百億の大企業が一億円をちよつと超えたものに対する下請代金というのはこの中には入つていないわけですね。

○熊田政府委員 入つておりません。

○板川委員 中小企業庁長官に伺ひますが、下請代金の支払いの実態として、一億円を超えてゐる企業、一億十万でも百万でもいいのですが、法律上中小企業の定義に入らないもの、しかも中小企業の上限と紙一重の企業ですね、それは中堅企業といふかもしれません。これに対する大企業、大手企業からの下請代金の支払い状況というのは調査したことがございますか。

○齋藤(本)政府委員 私どもの方で大体毎月三千六百社に調査票を送りまして現金支払い比率でございますとか手形の日数とか、そういうものを調査いたしておりますが、これはいづれも大企業と申しますか、中小企業以外のものから中小企業への支払いといふような関係の調査でございます。中小企業以外の企業同士の間の支払いにつきましては調査はいたしておりません。

○板川委員 中小企業同士じゃなくて、いわば中小企業でない範囲の一億円を超えてゐるもの、たとえば三百億の大きい会社から一億をわずかに超えた中堅企業に対する下請といふ関係は調査をしたことはございせんか。

○齋藤(本)政府委員 下請代金支払遅延防止法によりまして、大企業と下請である中小企業との間の代金関係といふことになつておりますので、中小企業でない、つまり大企業と申しますか、大企業相互の間の下請取引につきましては支払い条件等の調査はいたしたことがございせん。

○板川委員 下請代金支払遅延防止法は通産省と共管になつてゐますが、しかしこれは主として公取が中心になつてやつておるわけですね。ですから、下請代金支払遅延防止法によればそういうこ

とになっていますから、私は公取が調査をしてないというのとはわかって思っています。しかし、中小企業庁あるいは通産省、こういう産業官庁として、たとえば三百億の自動車メーカーの、一億を若干超えた中堅企業に対する下請取引の関係をとかういうのは、これは公取でなくて中小企業庁として調査をしてみよう必要があると思うので、そういう点を調査したことはないかと質問しているわけですか。ないのですか。

○齋藤(大)政府委員 定期的な調査としてはいたしておりませんが、最近そういった数字を業界から聴取したことはございます。

○板川委員 その調査によつて、これは中小企業以外のもの同士の取引関係の下請状況ですが、これの下請代金の現金比率や手形サイトなどの状況はどうなっておりますか。

○齋藤(大)政府委員 自動車のいわゆるシャシーメーカーから自動車の部品業界への支払いでございしますが、この部品業界も一次下請でございまして、大体資本金十億円前後のいわゆる中堅企業クラスでございまして、それに対する支払い状況を最近の三月あたりで見ますと、非常にまじめでございまして、七〇%以上も支払っている会社もございまして、五割前後の会社もございまして、全く現金を払わないで手形だけで払っておるといふ親企業もございまして、あるいは四五%ぐらい払っておるといふ企業もございまして、いわゆる親企業側の資金繰りの状況によりましてこの支払い状況は、現金比率は非常にまちまちでございまして。

○板川委員 自動車に例をとつてみれば、一番いい支払いをしてる企業では現金比率が七五%、手形サイトが六〇%。その次にいいのが現金比率が六五%から六〇%近く、手形が九〇%。三番目にいいのが現金比率が四五%、手形が九〇%。この三社ぐらゐまではまあいいが、そのほかにならぬと、ほとんど現金支払いというのはなくて、手形払いで百二十日、長いのは百九十五日と、非常に支払い条件が悪くなつておるよう

す。最近、新聞にこういう主張があるわけです。会社の囑託の何がしというものが、下請代金一部現金化の法案について、ある新聞に投書してこういう趣旨を言っております。

「小企業、お得意なくす危険も。私の関係している会社は、資本金一千万円以下の小さな下請企業である。このたび、自民党は下請代金支払遅延防止法を改正して、支払い代金の四〇%を現金で支払うように義務づけるという。下請企業にとっては、手形より現金で受け取ることが大きなプラスであることには違いないが、これを朗報など喜ぶのはまだ危険である。これには多分にデメリットの要素を含んでいるばかりでなく、むしろ大企業救済とも取れかねない改悪である。まず、予想されることは、資本金一千万円以下の中小企業は、親企業より敬遠され、せっかく築いてきた取引関係を断たれるおそれがある。というのは、現金取引という親企業にとってはありがたい相手がなくなるからである。第二に、製品価格の値下げの口実を与えることになる。現金で受け取ることで、製品原価の一部である金利が軽減するからで、その分だけ値下げを余儀なくされるおそれがある。いずれにせよ、親企業には有利、中小企業にはますます不利という逆効果が出ている。これでは弱者救済、中小企業救済の政治スローガンは「粉飾」にすぎないことになる。」

こんなことを言っておるわけでありまして、こういう中小企業の心配というものを、中小企業庁長官はどういうふうにかまへておられますか。

○齋藤(大)政府委員 親事業者の準備すべきモラルと申しますか、それを定めましたものが御承知のように下請振興法に基づきます振興基準という形で告示をされておりますが、それによりまして、親事業者は「下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。」というふうな定めておられて、実はこの振興基準に従いまして親事業者の方を指導いたしておる

ところでございまして。

ただ、最近の長い不況で親事業者自体もなかなか資金繰りが困難でございまして、だんだん現金で払われる比率が下がつてくる傾向にございまして。手形がふえまして、手形の割引率の問題で金融機関の窓口で締められるとか、あるいは金利負担の問題等もございまして、中小企業庁としましては、親事業者の資金繰りの許す範囲におきまして現金の比率を高めていただくように希望をいたしておる次第でございまして。

これを法制化するかどうかということにつきましては、また別のアクションと申しますか、それに伴う経済的デメリット等もあるかと存じますが、この趣旨が中小企業の資金繰りを救済する、特に労働基準法に基づきまして賃金は現金で払わなければならないことになっておりますので、その趣旨を親事業者に十分了解していただきまして、現金で払うことによつて別途単価をたたくとか、あるいは仕事を減らしてむしろ自分をつくつてしまふとか、そういう逆行的なことのないように私どもとしては期待をいたしたいと考えておるわけでございます。

○板川委員 余り答弁になってないのだけれども、たとえばこういうことはありませんか。要するに、いま自動車の例で言うならば、日産とかトヨタとかという大企業、まあ日産、トヨタは支払い条件がいいからそういう心配はないかもしれませんが、そのほかのメーカーになりますと、現金支払いゼロという状況があるわけです。そういう会社は、今度一億円以下の中小企業に発注する場合に少なくとも四〇%は絶対現金で払わなくてはならないということになれば、それを敬遠して一億円以上の企業に注文を出さう、こういうことになる可能性がある。そうすると、一億円以下の中小企業には注文が来なくなつて不安だ、こういうことをこの新聞の投書者は言っているわけでありまして、こういう点の心配はありませんかといつて聞いているわけです。

○齋藤(大)政府委員 現在は現金比率は法律で強制される項目でございまして、支払い期日を受領後六十日以内ということと、手形で支払います場合には割り引くことのできる手形で支払うことということが法律の強制規定になっておるわけでございます。

現金で払う割合を法定するかどうかということにつきましては、そのメリット、デメリット、いろいろあるかと存じます。デメリットとしましては、いま先生御指摘のように現金支払いを強制されるとすれば、極力下請に出さないでむしろ自分でつくつてしまふとか、あるいは下請側としては金利負担の関係を要らなくなりますので、その分だけこの際単価を安くさせようとか、そういうことを考える親企業があるいは出てくることは否定はできないかと存じます。

○板川委員 もう一つ問題があるのは、これも新聞に出たのですが、いまお話がありましたように下請代金を四〇%現金払い、まあ趣旨はわれわれも賛成でありまして、少なくとも下請関係が現金払いがゼロだとか何十日だなどという取引は好ましい状態じゃない。ですから、給与相当分ぐらゐは絶対に現金で払うべきだ、こういう主張も私もわかりますが、先ほど言いましたように、自動車メーカーのA、B、C、一、二、三位、ここまでは四〇%以上の現金払いをしておりますから問題はなし、しかしその他の教社はほとんど現金払いしてない。こういうものが、たとえば一億円以上の、若干一億円に毛が生えた中堅企業に下請に出しておる。その企業が今度は一億円以下の中小企業に下請に出す。一億円以上の中堅企業に対しては現金比率がゼロだというのが続いており、その現金払いがゼロであるのが、それを下請に出す場合には、現金払い四〇%払えということになる。その一億円に毛が生えた中堅企業というものが上と下との関係でなかなか厳しい状況になる。だから、下請代金の支払い方法については、建設業法じゃありませんけれども、大きい会社が小さい会社に下請する場合に、とにかくこういう場合でも四〇%以上現金で払え、こういう形の方が

ら、そういう指導をされて、そして払うという原則を徹底させる必要がある、私はそう思います。現金が四〇%、五〇%、結構であります。現在ある法律が守られなければいけませんから、そういう点はひとつ守らせるように積極的な指導をしてもらいたいと思います。

それから、たとえばこれは名前は伏せますけれども、大手の大会社が四月月据え置き、そして四月月据え置いた後に払います、一〇〇%現金払い、こういうことなんかもあるそうですね。これなんかも実際は、じゃ四月月間利子を払っておるのかどうかということも私は問題になると思います。書面で注文書を出す場合にその支払い条件が書かれておる。支払い条件が書かれておるが、どうもその書面交付をする注文書の中の支払い条件が不明確なものが非常に多いのであります。こういう点も明確にして、据え置くんら据え置き期間中何がしかの利子は払いますというような形でもなくちゃいけないんじゃないかと思ひます。いずれにしても、この下請代金支払遅延等防止法が、いわばざる法といいますが、あつても、訓示規定的な法律で實際余り運用されてない。罰則もないということもあるいは原因の一つかもしれないが、これはできれば罰則なしでもそういう法律の趣旨に従って働くようにしなくちゃいけないんじゃないか。いつまでも罰則がなければ、これは訓示規定だから、そういうことがあるということを知り、あとはやらなくてもいいんだというなら、将来罰則も考慮せざるを得ないんじゃないかと思ひます。

公取は勧告をして聞かなかった場合に、罰則的措置として公表するという規定がありますが、この公表というのがどのくらい活用されておりますか。

○熊田政府委員 いままでにまだ一件も例はございません。

○板川委員 いま言ったように、どんなに書面交付でしろといつても、その内容が手抜きをされて完全に書面で記載事項が書かれていない場合も

多い、延滞利子を払えという法律があつてもやらない、あるいは悪質なものであるについては公取は公表という制裁方式をとっておりますが、これまた実際は運用されていない。こういう状況じゃ、いわば本当に中小企業、下請企業、弱者を救済するという形が政府や公取の中になんかということになるんじゃないですか。

時間がありせんからこれ以上申し上げませんが、ひとつきょうのわれわれの発言というのを念頭に置いて、今後法の運用を厳正にやってもらいたいということを要望して、質問を終わります。

○山村委員長 神崎委員。

南ベトナムの解放に象徴されるインドシナ、アジアの新しい今日の情勢のもとで、最近の韓国政府要人の相次ぐ来日は、時局柄国民の多くが重大な関心を持っております。五月九日には金首相が来日し、五月十九日には丁韓閣議長が来日した。そうして、三木総理や宮澤外務大臣とそれぞれの会談が行われております。

そこで、私が伺いたいのは、閣僚の一人として、当然会談内容を承知しておられると思う通産大臣から、この会談の中身について明らかにしていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 私は会談の内容は知りません。

○神崎委員 いま申しましたように、一国の首相が来る、その国会の議長が来る、そうして主として経済協力問題で話し合うというふうな状態の背景がある中で、閣僚の一人である通産大臣にはその中身も教えないのがいまの三木内閣のあり方なのかどうか。また、通産大臣は積極的にその問題については本当に話し合いの中に出ていかれないのかどうか。全然知りませんということでは済むような問題ではないと私は思ひますが、発表できないのか、本当に知らないのか、いわゆる関与させてもらえないのか、こういう問題もあります。その点も一回重ねて伺いたいと思ひます。

○河本國務大臣 私の方には会談の内容の連絡は

ないわけでありませう。

○神崎委員 外務省来ていますか——少し私の時間が早目になったのでありますが、いま通産大臣に伺ったのですが、前段は省略しますが、五月九日韓国の金首相が来られた。そうして、十九日には丁韓閣議長が来られた。そうして、今日の情勢から見て、特に南ベトナムの解放後のインドシナ、アジア情勢とも絡んだ中で、急速来日してくる。その中で、主としてその中身は経済援助の問題であるというふうな私どもは思っているのです。そこで閣僚の一人である通産大臣にその中身について伺ったのですが、御存じない、こういうことですので、外務省からこの中身について発表してください。

○中江政府委員 御質問の韓国の金鍾泌國務總理と丁一権議長の間でござりますが、両者と海外旅行の帰途日本に立ち寄るといふ希望がございまして、金鍾泌國務總理はサウジアラビアに行かれた帰り、丁一権議長はアメリカを回ってこられた帰りというところで立ち寄られたわけでございます。

その趣旨は、いまおっしゃいましたように、この両者とも海外旅行中にインドシナ情勢の急展開があつたわけでございます。そのインドシナ情勢の急展開というものがアジア全体にどういう影響を及ぼすであろうかということについて、ホットなところで日本の政府指導者との間で意見を交換したいということでありまして、特定の議題とか討議項目というものは事前に設定なしに行われたわけでございます。

日本では、三木総理、外務大臣その他主要な方と時間の都合のつく限りで会談されましたが、この内容は、聞いて私どもが承知しておりますところでは、いま先生のおっしゃいましたような経済協力問題とかあるいは具体的な案件とか、そういうものには一切言及はなかった。むしろもう少し次元の異なつた、アジア情勢の展開をどういうふうに受けとめるべきだろうかというふうな話に終始して、日本にとつて韓国、あるいは韓国にと

つて日本というものをそれぞれ安全と平和を確保する上においてどういふふうに認識するかということの意見交換があつたようでございます。いづれにしても韓国にとつての対日外交、日本にとつての対韓外交は国民の支持を受けた上で行うようにしなければならぬという点については両者の間に意見の相違はなかつたというように聞いております。具体的経済援助あるいは経済協力という問題は話題にならなかつたというふうに聞いております。

○神崎委員 たまたま外国からの帰りに金首相が寄られたと、スケジュールはそういうふうな私ども知っておりますが、まあぶらつと来て、そうしてインドシナ情勢についての話し合いをする、そして帰られた。それで、日韓の友好は国民合意の上でやらなければならぬ、そういうことだけで帰られたという、この一件だけであればそういうこともあり得るだろうと思ひますが、では十日間たつた後に改めて議会の議長である丁議長がなぜまた来たのですか。それもやはりアジア情勢の話だけであつたのか、あるいは首相が来ているという話をした中での何か日本との統一のとれない話のために、国民代表という形をとっている議会——あえてこういう表現をしますが、その議長が改めて来たのですか。これもやはり一般情勢分析の茶飲み話のような形では訪れたのですか。

○中江政府委員 先ほど申し上げましたように、二人の方の海外旅行はそれぞれ独立に行われておりまして、私どもの承知しておりますところでは、金鍾泌國務總理が日本に立ち寄られて話を聞かれた内容を取上げて、その中から新たな問題がありということと丁一権議長が日本に寄られるように考えられたというふうには了解しておらないわけでございます。一方は行政府の責任者、他方は立法府の責任者というところで、それぞれの立場は違つております。日本に寄られたときの会談の内容を私どもが聞きまして、その間、いま先生が言われたような意味でさらに何かを聞いた。だつたために国会議長が寄られたということではな

い、こういうふうに思っております。

○神崎委員 それはまた後の質問の中で裏づけていきたいと思ひます。

では次に、今日の韓国は政治的にも非常に反動的であつて、いわゆる反国民的路線をとつております。そこで、経済的にもきわめて深刻な不況に見舞われて不安定な事態にあることは、いろいろな情報を総合しましても国際的にはつきりしている現実であります。また事態であります。この中で朴政権は、経済打開のために一層わが国の経済援助を強力に求めてくると私は思ひます。

そこで、お尋ねしたいことは、従来進めてきた請求権に基づく援助もこととして完了することになります。政府は従来どおり経済援助政策をなおこのまま続けていくのか、それともここで再検討する時期である、こういうふうにかえておられるのか。通産大臣と外務省当局両方から、この考えについて聞かせていただきたいと思ひのであります。

○河本國務大臣 経済協力につきましましては、ケース・バイ・ケースで処理したいと思ひております。

○中江政府委員 政府の対韓経済協力の基本的な考え方は、日本の直接の隣国で国交正常化十年、友好関係を深めるためにいろいろの交流があつたわけでございますが、その一環といったしまして、隣国韓国の民生安定と経済の向上というものに有益だと思はれるものはこれを前向きに検討して経済協力をを行うということで一貫しておりますわけです。この方針は今後も変わりはないと思ひております。

○神崎委員 通産大臣に伺ひたいのですが、ケース・バイ・ケースというその中身を私は聞きたいのです。いまの情勢から見て、特にかつての南ベトナムの援助から見て、そうして現状がこういう現状の中でお従来どおりなことをやるのかどうかと言へば、ケース・バイ・ケースだということにお答えになりましたが、そのケース・バイ・ケースの中身というものは、どういう場合はこうい

うケースでいくのだ、こういう場合はこういふケースでいくのだというところを聞きたいと思ひますが、どうですか。

○中江政府委員 まさしく通産大臣が言われましたケース・バイ・ケースのそのケースについてどういう考慮をするかという点は、私が先ほど申しました韓国における民生の安定と経済の発展に寄与するようなものであればこれを前向きにかえていく、こういうことでございまして、一つ一つの具体的なプロジェクトにつきましまして、きわめて慎重に事前に調査をし、協議を重ねまして、その経済協力の効果が本当に韓国の国民の民生を安定向上させるのに役に立つものであるかこれを行うというところが隣国韓国との関係で大事なことであります。こういう判断でケース・バイ・ケースでやっていると、こういうことでございまして。

○河本國務大臣 いま外務省の方から答弁されたとおりでございまして。

○神崎委員 それでは、一九七三年十二月に東京で行われた日韓定期関係会議共同コミュニケには、「第三次経済開発五カ年計画が終了する時期、すなわち一九七六年においては、日韓経済協力が政府ベースの協力から民間ベースの協力を主体とする段階に移る」と明記されてあります。しかし、私が独自に得た情報等によりますと、民間大企業の幾つかは韓国からの撤退を始めているということがあります。事実昨年度は、日本の企業は韓国への直接投資は激減しておりました。その理由は主として、先ほども言いましたように、朴政権が不安定であり危険が伴う、こういうことからきているのであります。こういう状況のもとでなお韓国に対して経済援助を行うとすれば、政府ベースを重点にするということにならざるを得ません。このことは、日韓関係会議の確認事項を御破算にすることでもあります。そこで、これは政府の韓国に対する援助政策の破綻を意味すると思ひますが、この点はどういふことになり

○橋本(利)政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、韓国から一部の企業が撤退している、あるいは昨年の日本からの投資が減つたということでございますが、昨年の投資が減つた原因としてはいろいろあるかと思ひますが、果たして御指摘のように政情不安あるいは景気不振からくるのか、あるいは御承知のように七四年、昨年は日本の経済自体が非常な不況に陥つておつた。特に金融の引き締め等がございまして、御承知のように国内でまずからやる設備投資ですら非常に縮小されておるといったような時点でござい

ましたので、海外へ直接投資をする資金的余裕もなかつたということもまた大きな原因の一つになつておるのではなからうかと考えるわけでござい

ます。それから、コミュニケとの関係でございまして、それは第三次計画が終わる段階以降の問題として、政府の直接援助から民間に移っていく。その意味は、どちらかと申しますと輸銀等の活用によつて民間に主体性を持った投資をやつていただく、こういうことでございまして、将来どうなるかというところはその情勢のいかんによつて判断せざるを得ないかと思ひますが、だからといってそのコミュニケに逆らつてと申しますか、それに反して、そのかわりに政府援助がふえていくというものではない性格のものと考えております。

○神崎委員 外務省はどうですか。○中江政府委員 具体的な経済情勢の進展あるいは現状につきましては、いま通産省の方からお答えになつたとおりでございますが、外務省としては一昨年の暮れの関係会議のコミュニケというのは、これは毎年そうでございまして、その時点における情勢について分析し、両者が話し合つたことをコミュニケとして発表するというもので、その時点における見通しということであつたかと思ひます。その後は御承知のようにまだ関係会議が開かれておりません。その後国際情勢は、特にアジアにおいても大きく動いておりましたので、そのときそのときの国際情勢を踏まえた上で誤りのない方向で日韓関係を進展させていきたいという

のが基本姿勢でございまして。

○神崎委員 共同コミュニケはそのときの情勢、政治背景、経済背景、そういうものに具体的にはかわり合ひはなく、この中で言われている九項目の中には「両国の関係は、第三次経済開発五カ年計画が終了する時期においては、日韓経済協力が政府ベースの協力から民間ベースの協力を主体とする段階に移るであらうことに意見の一致をみた」というようになっておりました。したがつて、政府ベースから極力民間ベースになつていくのだ。その民間ベースがいわゆる国際情勢、特にアジア情勢あるいは経済的、政治的、軍事的、なにかんずく経済的な問題やら朴政権の反動性、そういうような問題からほとんど危機的な様相が出て、そうして民間ベースの方が先ほども指摘したように激減している。そのときにこの共同コミュニケは民間ベースを進めるということですよ。そうすると、従来どおりのことでやつていくということになれば、政府ベースのほうに移行しなければならぬ。ということとは、共同コミュニケが破綻したことになる、こういうことを指摘しているのです。そういうことでいいんですか、外務省。

○中江政府委員 一昨年の暮れの関係会議の時点では、将来はそういうことで民間が主体のものになるであらうという見通しで意見が一致したというところが述べられておるわけでございまして、そのことと、今後はこういうふうにならざるのだという約束とは必ずしも同じでない。つまり現時における見通しとしてはそういうことであつたというところで、今後どうなるかというものはこれからいろいろの事情をふまえて考えなければならぬということになる、こういうふうと思ひております。

○神崎委員 だから、冒頭に、金首相や丁議長が続々来日されている背景は、その中身はこういうことも包含されておるのかどうかというのを聞いたのです。そこで、路線変更をやるか、いろいろなことがいまの時点で当面起こり得る、そういうアジア情勢である。きょうは大臣は外務委員会

がある、次官もだめだということで、別にあなただから役不足だというわけじゃないのですが、私はやはり最終的、最高の答弁が欲しいのです、これはわが国にとっても韓国にとっても、両国の国民にとっては重大な問題ですから。しかし、なおそういう答弁をされるなら、では私は問題を変えて伺いましょう。

韓国の第二次経済開発五カ年計画の最終年度すなわち一九七一年における米の生産目標は何トンだったでしょう。また、第三次経済開発五カ年計画の最終年度すなわち一九七六年、来年の米の生産目標は何トンになっておりますか。

○中江政府委員 韓国の米の生産目標と実績については、別途資料として先生の方に御提出したと思っておりますが、そこにごさいますように、第一次五カ年計画では二百九万一千トン、第二次年度一九六七年では四百八十五万八千トン、第三次五カ年計画といいますが、第三次の一九七六年では四百八十六万トン、こういうふうになっております。

○神崎委員 問題は計画じゃなしにその実績なんです。実績はどうですか。これに書いてあるのを見て、この実績を見てどう思いますか。

○中江政府委員 この表にあるとおりでございますが、どうかと言われますと、一九六六年では百九十万トン上回っている、六七年では九十万トンくらい下回っているというところで、七六年では四十二万トンくらい下回っている、こういうことにならうかと思えます。

○神崎委員 韓国政府は、第一次、第二次の経済開発五カ年計画で重農政策を強調してきました。その成功を自画自賛してきたのですが、しかし米の生産量で見ると、果たしてその評価は妥当なのかどうか。一九七二年から始まった第三次計画の重点目標の第一に、食糧を増産して主穀を自給する、これを強調していた。第三次計画の最終年度、すなわち一九七六年の米の生産目標は、五年前の第二次計画の最終年度、一九七一年と同じ数量になっている。このことは経済開発計画の大きな

な破綻を意味しているというべきです。要するに、常に農業重視の政策を掲げながら、一方では急速な重化学工業建設を外国資本の導入を通じて推し進めている。食糧輸入は増大しているのです。すなわち、経済の自立からますます遠ざかっているのが今日の韓国の現実の姿なんです。また、このことも明白なんです。このように思うのですが、政府の見解はどうですか。

○中江政府委員 米の生産が計画よりもあるいは下回り、あるいは必ずしも所期の目的を達していないじゃないかということ、数字の上でそういう面があらわれておりますが、そのことと先生がおっしゃいますような他の、たとえば重工業を志向したためとか、あるいは外国資本の導入について云々ということとの因果関係については、必ずしも私も完全にその関連性があるというふうにも思われませんが、韓国側の事情については韓国の自身のいろいろの要素も絡みまると同時に、国際的なオイルクライシスの問題その他から生ずる国際経済の動きというものの影響があるわけがございます。私も私もといたしましては、韓国が引き続きセマウル運動その他を通じて農業の開発、発展に努力していくという政策については理解を持って臨んでいきたい、こういうふうに思います。

○神崎委員 余り無理して韓国側のサイドに立つて答弁をする必要はないと私は思うのです。われわれはいわゆる他国に援助するということが、それが平和的で民主的であるとして自主的な、両国民がそのことによって幸福を得る、こういうようなものならば歓迎するものです。しかし、いま私が指摘している問題は、現状はそうではないんだ。そういう現状ではないという背景の中でやられるそのあり方について、私は問題点を明らかにしながら意見なりこれからの方針、方策を伺っているわけなんです。それはわが国の国民にとっても重大問題なんです。したがって、その点を質問しているのですから、余り推測的に考えられないで、現実を見て、余り買弁的な立場やら追隨的な推理から御答弁されたら、私は国民はまた間違った理

解に立ち至ると思うのです。事はきわめて重大なものです。

というのは、政府はこれまで旧南ベトナム政府に対して二百億円以上の国家予算を投入してきました。また、韓国に対しては実に二千四百億円で上の国家予算を投入してきたのです。南ベトナムの解放という歴史的な事実が、政府がいかに強弁しようとも、政府のベトナム政策の破綻は明白であります。この教訓から学ばうとしないばかりか、韓国国民を弾圧する軍事独裁政権としていま隠れもない事実として国際的にも明らかになっているものに對して、さらに国家予算を投入して経済的

なことを強化しようというところは、朝鮮半島と日本、そしてアジアの平和にまさしく逆行する行為である。韓国と日本の両国民にとって何ら利益のない侵略的経済協力、速やかに中止すべきである。そして、一部新聞報道に伝えられているように、韓国国会の丁議長に対して三木総理が、日韓経済協力について国民の深い理解が前提であると語ったことが真意であるならば、政府は国民の意見を広く聞く機会を設け、国民の総意に基づいて対韓政策を進めるべきである、こう思うのです。この点何らかの措置を検討すべきであると思

います。この点何らかの措置を検討すべきであると思国に報告するなど何らかの方法で国民の前に政府の見解を明らかにして、国民の意見を聞き、その不安などを解明しない以上は、日韓経済関係を新しい段階に進める政府交渉は行わない、こういうふうな約束をしてほしいと私は思うのですが、また約束をすべきであると思うのですが、この点通産、外務両省から伺いたい。特に通産大臣おられますから、通産大臣からもこのことについては意見を聞きたい。

○橋本(利)政府委員 先生も御指摘になっておりますように、国際政治情勢というのは非常に流動的であるわけでございます。しかし、また一面経済協力というものは相手国の民生の安定あるいは福祉の向上、そして国民生活の水準を上げていくという方向で行われておるものでございます。

で、国際情勢の変化ということもさることながら、本来の経済協力の趣旨に即しまして、ケース・バイ・ケースに判断していくべきものではないかと考えております。

○中江政府委員 私どもはいままでの経済協力が、先生がおっしゃいますように侵略的なものであるとは全く考えておらないわけでございます。いま通産省の方からも御答弁がございましたが、本当にその国にとって有益なものであるかどうかということについては、従来と同様、今後とも慎重に検討してやってまいりたい。

それから、三木総理が言われておりますように、特に重要な隣国でございますので、国民の理解のもとに慎重に政策を遂行しなければならぬというところは常々私どもの心がけておるところでございます。今後の日韓関係については、これが極東の平和と安全に影響するところが大きいわけでございますので、一層慎重にやっていきたい、こういうふうな思っております。

○神崎委員 一般的常識論を伺っているんじゃないのです。

それでは、先ほど挙げた旧南ベトナム政府に対して二百億円の援助をしてきたことも、これについてはその国が発展する、非常に妥当なものである、こういう見解からやってきたんですか。それについてはいまだどういう心境におられるのですか。あれは決して侵略的なものでない——われわれは侵略的なものであり、アジアの平和を乱すものであるから中止しなさいというを一貫して主張してきた。にもかかわらず、自民党政府はそれをやってきた。結果が今日こうなった。日本と韓国の経済援助問題は、協力を含めて、旧南ベトナムの教訓をいまこそ踏まえてやらなければならぬのと同じく、こういうふうにおかれれば言っているんですね。ところが、あのときもいまと同じような態度、姿勢で政府はこられた。それについては一片の反省もないのですか。旧南ベトナム政府に対してやってこられたことを教訓にして、何ら一片の反省もないのか。

重ねて聞きますが、いま指摘したように現状の日韓関係の問題について国民の前に明らかにする機構とか、あるいは国会に報告するとか、そういう用意があるかどうかというのを私は特に通産大臣にお伺いしたら、通産大臣が手を挙げて答えるようにされると、後から通産大臣の発言を妨害されるのか援助されるのか知らないが、かわってすぐ答弁されるのですが、通産大臣、どうですか。もう後から手を挙げぬようにね。

○河本國務大臣 常に日本の経済協力というものは、相手国の経済の発展と民生の安定向上、こういうことを主眼として行われてきたものでございまして、南ベトナムにおいてもその原則に従ってやってきたものだと思っております。したがって、今後韓国におきましてもその趣旨に沿って、ケース・バイ・ケースで経済協力をやっていく、こういう考え方でございまして。

なお、国会の方から資料を求められました場合には報告をするつもりでございまして。

○神崎委員 そうしたら、ひとつ違う角度から聞きますが、韓国への経済協力、経済進出と公害の問題であります。

わが国の大企業は韓国進出の増加に伴いまして、韓国における大気や河川、海の汚染が進みまして、そうして人体や漁業、農業に大きな被害を与えています。

政府は、わが国の大企業の進出など、わが国の援助をてこにした韓国の重化学工業の育成がどのように韓国の公害問題を深刻なものにしているか、その実態をどのように把握されておるか、これを聞かしてください。

○橋本(利)政府委員 ただいまお話のございましたように、韓国におきましても、経済発展のために重化学工業を進めております。先ほど来お話が出ております第三次計画の最終年度である七六年におきましては、四〇％強まで重化学工業化率を高めていきたいという計画を持っておるようには承知いたしております。

これに関連いたしまして、私たちの承知してお

るところでは、韓国政府におきましても公害防止法を強化する。たとえば業種別、地域別に排出基準を設定し、これをさらに強化していく、あるいは公害発生産業につきましても限定的に立地させるといったような、それぞれ対応する措置をとっておるようには聞いております。

これは韓国内政の問題でございしますが、わが国から進出する企業につきましても、公害輸出といったような非難を受けないように、当然事前に十分の措置をとる必要があるかと思ひますし、われわれの承知しておるところでは、たとえば廃棄物については燃焼処理をする、あるいは再生利用する、あるいは排水につきましても沈降処理をするとか、いろいろな手を打ちながら公害の未然防止に対する措置を講じておる、あるケースにおきましては、生産設備よりもむしろ公害防止設備に多額の資金を投下しておるといったような例も聞いております。

さように企業としてもそれぞれの立場に立つて、公害を引き起こさないように留意しておるようではございます。われわれといたしましては、さらにそういった方向で指導していくつもりでおります。

○神崎委員 わが国の民間企業の直接投資が、一九七〇年代に入って四年間に六百六十九件と激増するに伴いまして、韓国の新聞に掲載された公害問題件数は、たとえば一九六六年には三十七件であった。ところが、七〇年には百九十六件、七一年には二百五十三件、こういうように約八倍にも急増しておるのです。

そこで、その汚染の実態を海灣の汚染だけに限定して、韓国の新聞から若干拾い出してみますとどういふことになるかという、浦項総合製鉄所からは毎日四十六万トンの排水が流されておる。浦項港での五万トン級の日本船舶がたれ流されておる。ドラムかんでは二百本以上の廃油がたれ流されておる。油類汚染では、許容限界値一〇ppmに対して、蔚山湾では三六〇ppm、光陽湾では六九一ppm、釜山、馬山で三三二ppmに達して

おる。さらに、長項製錬所前の海では、許容限界値一〇ppmに対して四三四ppmの銅が検出されておる。その他、韓国水産振興院の発表によりますと、水銀、鉛、アンモニア、クロム、ニッケル、カドミウム、亜鉛などが大量にたれ流されている現状にあるということです。その被害は、海水浴場の閉鎖、ノリ養殖の破滅や減産、これは毎年二〇％ずつの漁獲量の減少等々、数えれば切りがないほど問題がどんだん出てきておる。政府は、韓国のこうした汚染の実態を承知しておられるかどうか、重ねて伺いたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 ただいま数字を挙げてお話しになったような事態につきましても、われわれとしても十分統計的に、あるいは調査結果として把握いたしております。

ただ、昨年の五月時点の、これも韓国の新聞報道でございしますが、韓国政府としては、馬山なり蔚山地区において全従業員の一〇％がいろいろな病気にかかっている、必ずしも公害患者者が多いとは言えないといったようなことも言っておるようではございます。いま先生の御指摘になった点と非常に違った新聞報道ではございしますが、先ほど申し上げましたように、われわれといたしましては、一つにはそういった実態をさらに見きわめる必要があるかと思ひますが、一つにはやはり韓国の国内における公害行政の一環であるというところが一つ、それから日本から出ておるいわゆる日系企業がさような影響を及ぼしておるとするならば、さらに一段と公害予防措置を講じて得るよう指導する必要があるかと思ひます。また四十八年の六月に関係団体でつくりました投資活動の基準の中でも、受け入れ国の環境を保全するようにとお互いに戒め合つておるわけでございしますので、そういった方向で一段と指導を強化してまいりたい、かように考えております。

○神崎委員 環境庁はどうですか。

○山村説明員 ただいま先生から韓国の事情についてのお話があったが、われわれといたし

ましては、主として国内問題に対応いたしております。海外の情報には一国際課がございまして、私、水質保全局の方でございまして、むしろ日本国内を対象といたしておりますので、情報をつかんでおります。

○神崎委員 厚生省どうですか。

○三浦説明員 韓国の国内の公害問題につきましても、厚生省といたしましては実情をつかんでおります。

○神崎委員 先ほど、何か私の言うておることと違うようなことが報道されている、こう言われたですね。私は当てずっぽうを言うておるんじゃないのです。韓国の新聞の公害取り扱い件数、これは大韓商工会議所韓国経済研究センターから出ている「公害の経済的接近」の中に発表してあるんですが、そういうものは皆さんのものでは、お読みになったり研究されたりせられないのですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の報道紙は見ておりません。

○神崎委員 見てませんなら、ひとつすぐ見てもらつてから反論をしていただきたい。見もせぬといつて、私の挙げた数字が何か違ったような形に答弁されることはきわめて遺憾である。自分の方では掌握はしない、勉強はしない、そしてこちらがそれを出すと、そういうものでは逆だということのような意見を出されることは私は慎んでいただきたいと思う。同時に、この問題については、これは国内のことではなしに外国のことではございまして、このうち答弁も厚生省なり環境庁からありました、これが国内の問題であるというのをこれから私は立証したいからこの問題を挙げておるわけではあります。

そこで、この問題は韓国への公害の輸出という点でも重大であります。従来国会でもこのことはしばしば議論されております。私はそれと同時に、もっと直接的に日本国民の生活に影響を及ぼす問題であると考えております。先ほど明らかにしましたように、韓国の海はわが国の海灣と同じように、あるいはもっと深刻に汚染されていま

す。そうして、一九七二年六月十七日付のソウル経済新聞が報道しましたが、韓国産アオノリから一、四三Ppmの水銀が検出された事例があります。わずかな輸入量とはいえ、わが国は韓国からアオノリを約五十トンほど輸入しております。韓国の海産汚染は、単に公害の輸出という問題だけではなく、公害の逆輸入として、わが国の国民生活に、また国民の食生活の安全性に直結する問題であるということであり、私はこういうふう

に考えます。

そこで、お聞きしますが、わが国の韓国からの海産物の輸入量は年間どれくらいにいまなっておりますか。

○橋本(利)政府委員 四十九年、昨年の一、十二月の実績でございますが、金額にいたしまして六百二十七億六千三百万円でございます。数量にいたしまして約十五万一千トンでございます。

○神崎委員 そこで、これに関連して次に厚生省に聞きますが、食品衛生法に基づくところの輸入品のチェックという体制がありますが、輸入品のチェック体制はどうなっておりますか。

○三浦説明員 食品を輸入しようとする者は、食品衛生法の第十六条の規定によりまして、厚生大臣に届けるといふことになっております。で、厚生省におきましては、現在十三の港で四十名の監視員を配置いたしまして、輸入品のチェックをしておるわけでございます。

○神崎委員 十三の港で四十名と言われたが、四十七名じゃありませんか。

○三浦説明員 監視員の数は四十名で、四十七名というのは事務職員も含めておるわけでござい

て、現在年間、届け出件数にいたしまして二十四万件ぐらいの届け出がございまして、数量にして二千三百万トンぐらいのものでございまして。したがって、平均いたしますと、一日一つの場所です、六十件という計算になるわけでございまして、これは監視員が、先生におっしゃいましたように非常に足りないわけでございまして。したがって、私もこの数年間の違反率の多い物を重点の品目に定めて、また重点検査項目を設けて、そういう物を重点的に検査をするという方向で対処しておるわけでございます。

○神崎委員 二十四万件の届け出るものがあって、それを三人弱でやることになるのです。ただ重点的におやりになるのですが、魚もあれば、いまだ重点的におやりになっているというものは、何を基礎にそれが重点の対象になったのか。そして、それはいよいよ先ほどから挙げられておるような危険物質、有害物質が含まれておる、そういう立場からのチェックに重点が置かれたのか、あるいはどういふような物に重点を持っておられるのか。たとえば横浜といった日本一の貿易の入

ってくる量の多いところですね。その次は神戸港ですね。横浜港のような世界的にも非常に高いラックに入る輸入港、そこは三名じゃないでしょうが、十三の港で四十名ですから一人もおられないところもあるかも知れないし、そういうようなところから、もう少し具体的に、どの港には何人ぐらいの監視員がおつてどういふことをやっているの、だ、一体その港に入ってくる輸入の飲食物とい

いますか生鮮物、一般の物はどのぐらいの点検が可能なのか。恐らく、十三の港に四十名ですから、仕事をやるにしたらこれはもう本当に形式的なものだと私は思うのです。

そこで、もうついでに言いますが、いま重点的にやっているとおっしゃったから、ではやっている検査の中で何を検出されたのか、あるいは過去に有害物質を検出された事例があったらどんな物があったのか、そしていま人手不足で十三の港で

四十名ですから、全然監視員がだれもおられない、そういう港はどこどこなのか、これを具体的に発表してください。

○三浦説明員 十三の港でだれもおられない港というのではありません。一人はおるわけでござい

ます。特に、いま先生のおっしゃった横浜には検査官が六名、事務職員一名、それからたとえば神戸港には検査官が五名、事務職員が一人というふう

に、輸入量に応じて配置の人員にはばらつきがござい

ます。それから、先ほど二十四万件と申し上げましたのは、年間の十三港で取り扱う量でございます。そこで、御質問の重点検査品目ですが、二十四

万件全部をすべての項目についてチェックするわけにはまいりません。実際チェックする量と申しますと約七割ぐらいの量でございますが、中には

の、こういうものは全部検査にも回しておりますが、そのほかのものは届け出のときに向こうにいろいろな証明書がございまして、そういう中身をチェックする。それから、表示のチェック、いろいろなチェックの仕方がございまして、全部フリーパスで通すわけではございません。届け出のときに中身の事情を聞いて、どうもこれはやっておく必要があるという判断に基づきまして検査しているわけでございます。

○神崎委員 先ほど言ったその中で、いままでチェックされた中で、全部はやれないが七割をチェックされたというようになって、そうするとその中でいよいよ先ほど挙げた有害物質ですね、そういうものが発見されたようなことはありませんか。

○三浦説明員 七割というものは検査に回した量でございます。それから、その中で有害物質という御質問でございますけれども、細菌とか添加物の方を主体にやっております。現在有害物質の方は、何かその国で問題が起こったものが日本に

来るといふ疑いのあるような場合には私も指示をいたします。たとえばベトナムで一時ダイオキシンの問題がございました。そういうときには港に全部指示いたしましてダイオキシンの検査をし

るといふ場合はございまして、主として細菌検査と添加物の検査でございます。

○神崎委員 いまのアオノリはどうですか。

○三浦説明員 アオノリにつきましては、重金属等の検査はやっておりません。

○神崎委員 先ほどアオノリの問題を出したのですが、食品衛生法第四二条では「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの」は輸入も販売も禁止す

る、こういうふうになっておりますね。私先ほど

が法律でちゃんと規制されているのです。これは守られているのですか。もしもこういうものに

該当したものを発見された場合は、どういふ処置

をおとりになっているのか。恐らく十三の港に四

二

第一類第九号

商工委員會議録第十六号

昭和五十年五月二十三日

十人ではこまで手が回らないと思うのですが、これは野放しなのか。野放しにしてあるということになれば、この法律は死文化しておるといふことになるのです。そうなる事はきわめて重大で、国民の命にかかわる問題がやはり含まれてくるのです。そういうことで、十三の港で四十人以上が監視員がおられないということについて、あなたの方ではどれくらい人員があればいいのかなどと関係するのかな。その人員をふやしてそれなると関係当局と交渉をされたことがあるのかないのか。やっても結果はこうなのかどうか。こういう問題も含めて、この三点について答えていただきたい。

○三浦説明員 確かに検査官は不足をしております。そこで、私も毎年増員要求は行っております。それで、毎年四名ずつの増員はいただいております。ふえております。そのほかに、かなり輸入量がふえてまいりましたので、昭和五十年度は四名の増員とそれから重点検査機械の整備、たとえばガスクロあるいは分光光度計、そういう種類の機械の整備、それから福岡空港にそういう輸入食品がかなりふえてまいりましたので、福岡空港食品衛生監視員事務所の新設、そういうチェック体制の拡充強化は毎年図っております。そういうことで、もちろん今後ともなお一層増員を含めて港の監視というものを厳重にやっていきたいというふうに考えております。

○神崎委員 時間が大分迫ってまいりましたので、次に海上保安庁にお聞きしますが、日本海側の海流の実態と海流調査の今後の計画について簡単に説明をしてください。

○堀説明員 海流の実態について口頭で申し上げるのはむずかしいことでございますけれども、現在までの調査で明らかにされております日本海海流の実態は概略次のとおりでございます。

すなわち、日本海には寒流であるリマン海流と暖流である対馬海流の二つの海流系がございまして、この二つが日本海中部で接合して複雑な混合水系をつくっております。リマン海流は北から

沿海州に沿って南下しまして、朝鮮半島北部に達しております。対馬海流は対馬海峡から日本海に入りまして、その後二、三の分枝に分かれて日本海南部を北上しております。これらの分枝は、東北地方の沖合で再び合流するような形で北に向かいまして、一部は津軽海峡から太平洋へ、一部は宗谷海峡からオホーツク海に流出しているような形になっております。

日本海の北部では寒流系の水が、南部では暖流系の水がそれぞれ卓越して存在しております。北から南下してきますリマン海流の変動につきましては、資料が少なく明らかなでございせんが、南から北上する対馬海流の分枝につきましては不規則な変動があり、その位置を模式的に示すことは困難でございます。現在まで何人かの研究者によりまして海流図がつくられておりますけれども、細かいところではそれぞれ差異がございまして、これは海流図をつくるために使用した資料の得られた時期が違ふとか資料の数が違ふとかによるものと考えられます。

海流の速さは、強い風が吹いたとかいう特異な場合を除きますと、速いところで大体一ノット前後で、比較的弱い海流であると言えます。

今後の調査でございせんが、従来、現在も含めまして、海上保安庁、気象庁、水産庁それから沿岸各県が、年に二ないし四回定期的に海洋観測を行っております。これは今後も続けることになっております。

海流の変動につきましては規則性がなく、現在、現在の知識では変動を予測することができませんので、このような調査を定期的に行うことによつてその都度の実態を把握しているということでございます。

○神崎委員 続いて環境庁にも聞きますが、日本海の汚染実態の調査の現状と五十年年度の計画、これを簡単に説明してください。

○山村説明員 日本海関係の水質につきましては、ごく沿岸部分につきましてはかなり前から当該地先県が調べておりますが、日本海全体の水質についてはまだ十分な調査ができておりません。したがって、近年の国際的な動向からそういう海洋調査を促進しようという動きがございまして、環境庁といたしまして五十年年度から新たに日本海を含む日本周辺海域の調査に入ることにいたしております。日本海につきましてはまだ具体的な実施計画ができておりませんが、二測線ばかりを予定したてておりまして、一つの線は、北九州の工業地帯から響灘を経て日本海の西北部に至る一本の線を引きます。そこで十数点の測点を設けて調査することになります。また、北の方では津軽海峡を東西に向う測線を一本引きまして、そこで数点の測点を設けて調査をする。そのほか水産庁なり海上保安庁等で若干の調査もありますので、それらを含めて一応基礎的なデータの積み上げの一つにしていこうというふうな、汚染機構の究明とか、まだそういう高度な次元ではございせんが、初年度としてまず実態把握に重点を置いて調査することになっております。

○神崎委員 いま委員長にこの資料を配ることをお許しを願ひまして、これを見ていただいたい。いろいろですが、先ほどからずっとお尋ねしているのは、質問の後半は、いわゆる有害物質が逆輸入される、それから起こる問題を取り上げた中で、主として海流によつて、わが国の海流だけではなしに韓国から潮流によつてもたらされるわが国の国民に対する公害の問題、こういう問題ともからんでこれをずっと究明しているんですが、韓国の重化学工業基地の現状と計画を見ると、はつきり目につくことは、海岸部に集中しているということですね。そして、実際に海の汚染は着々と進行しておる。このことはわが国と韓国との距離、海流の現状から見てもきわめて重大な問題だと私は思うのです。

そこで、海上保安庁の見解で、海流の正確な実態は風の日もあればいろいろなことがあつてまだ完全に究明されているということではない、しかし基本的には大体見通しはつておられる。私お手元へ出した海流地図は、ある百科事典に掲載されているものです。この図によりますと、東経暖流という海流が朝鮮海峡を経て釜山沖をかすめ、そして日本海中部及び能登半島沖に達しておるのです。常にこのように流れておると断定することはできないけれども、少なくとも、しかしこの海流はないという断定もまたできない。この海流の存在についてあり得ると認めざるを得ないと思うのですけれども、こういう海流が存在するんだ、私はこれを見ながらこういうふうなふうに思うのですが、海上保安庁ではどうですか。

○堀説明員 先ほど申し上げましたように、模式的に示すことは困難な変動がございまして、したがって、これはある時期の資料に基づいてつくられたものでございまして、そういうわけではないけれども、海流の形態はほぼこのようになっておると言ふことはできると思ひます。

○神崎委員 私もいま言うたようにいつもそうだとは思ひませんが、基本的にはこういうことになら、こういうことでございまして、そういうふうな認められたのですが、こういうふうな海流が存在するということは、日本の公害大企業の韓国への進出が、韓国の海流汚染のみならず早晩日本海汚染を進行させる危険がある。このように海流を通じての公害の逆輸入という事態は、これを見て理論的にもあり得るということだと思ひます。

ます。したがって、五十年以降において行
うその基礎調査をもとにいたしまして、少し蓄積
することによって、韓国あるいはその他の沿岸
国の汚染排出と汚染レベル等との関係のメカニズ
ムを解明した上で、共同して問題の解決に当たっ
ていかなければいかぬと理解をいたしております
て、ここ数年、日本国がかなりの面積を占めてお
るわけでございますし、その辺のデータの蓄積を
図っていきたくて考えております。

○橋本(利)政府委員 先生先刻御承知のとおり、
わが国の対外直接投資はOECDの自由化コード
に基づいて原則的に自由化されております。しか
し反面、公害の輸出あるいは逆輸入といったよう
な事態はあってはならないこととございますので、
先ほども御答弁いたしましたような方向に即
しまして十分指導してまいりたいと考えておりま
す。

○堀説明員 海洋調査関係の政府機関としまし
て、従来油の監視はやってまいりましたのです
が、今後重金属も含めて水質の監視を計画してお
ります。

○神崎委員 きょう質問をさせてもらった要点に
ついてはもう一回くどくどと申しませんが、一貫
して申していることは、現在のアジア情勢からそ
れを基礎にした日韓経済援助、これの問題点と、そ
して日韓問題に関する援助の問題と絡んで起る
いろいろな問題、それと逆に韓国からわが国の方
へ逆輸入されてくるその一つの問題点としての公
害の問題を取り上げましたが、このように日本と
韓国との両国民にとって政治的にも経済的にもあ
るいは公害の一つの問題を取り上げてもきわめて
身近な問題でありますから、一つ誤れば大変なこ
とになる。よくよくそのことを考えに置いてもら
って、今後の方針を両国民が歓迎するような政
治的交流、経済的交流、そして友好の方向に積極
的にやっていきたい、またやってもらいたい、こ
の点を強く要求して質問を終わります。

○山村委員 近江已記夫君。

○近江委員 経企庁長官がまだお見えになってお
りませんので、通産大臣と共通の問題はお見えに
なつてから後に回したいと思います。

まず初めに、通産大臣にお伺いしたいと思いま
すが、インドシナ半島におきます戦火の終息に伴
いまして、わが国のアジア外交の展開につきまし
て各国の関心が集まっておるわけでありまして、
いままでのいろいろな形でこの経済協力というもの
が行われてきたわけでございますが、政府としては
今後の経済協力政策をどのように展開をなさって
いかれるか、基本的なお考えをお聞きたいと思
います。

○河本國務大臣 経済協力というものは、原則的
に申し上げまして相手国の経済の発展と民生の安
定、こういうことを主眼として行いものでござい
ますが、アジア地区におきましてもそういう趣旨
で行つてまいつたわけでございます。したがいま
して、インドシナ情勢が変つてまいりました。この基
本原則に沿つて今後とも経済協力を進めていき
たい、こういうふうな考えでおります。

○近江委員 従来わが国がとつてまいりましたこ
うした経済協力というものは、いろいろな形で批
判があつたように私は思うわけでありまして、わが
国が今後経済協力政策を推進していく上におきま
して、このインドシナ地域におきましては、従来
のようなそういう援助姿勢ではこれを受け入れら
れる、ということでは非常にむづかしいのではない
か、こういうことで政府としては自信を持ってお
られるか、またどういう従来と違う認識を持つて
おられるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○河本國務大臣 先ほどは海外経済協力の原則を
申し上げたわけでございますが、インドシナ、特
にインドシナ半島というふうな限定をいたしま
すと、事はおのずからまた別の問題になると思
います。すなわち、今後の国交がどういうふうな回復
されるか、あるいはまたどういうふうな政治形態
のもとにインドシナ半島が進んでいくのか、こ
ういうふうなことをよく見きわめまして、それか
らの問題だと思ひます。現時点におきましては、

具体的なことは申し上げる段階ではないと思ひま
す。

○近江委員 こうしたインドシナ戦争の終息に伴
いまして、人道的な難民救済等の援助につきまし
ては政府としても強調しておられるように私は思
うわけですが、こういう問題について具体的にと
ういう援助をお考えになつてゐるのか、あるいは
また人道的な配慮を加えた無償援助あるいは借
款の返済期限や利子など援助条件を大幅に緩和
し、しかもできるだけひもつきでない資金協力を
実現していくべきではないか、そうした声が関係
者の中におきましても強いわけでございますが、
大臣としてはどのようにお考えですか。

○河本國務大臣 きわめて具体的な問題でござい
ますので政府委員から答弁をさせますが、もうす
ぐ来ると思ひますから、しばらくお待ちになつて
いただきますと思ひます。

○近江委員 政府委員の人はすぐ来るのですか。
——そうしたら、お見えになるまで次の問題をや
りたいと思ひます。
小売業の資本自由化の問題であります。資本
自由化の例外業種として残してまいりました小売
業につきまして、一〇〇%の完全資本自由化に踏
み切る方針に政府は腹を決めまして、六月一日か
ら実施される予定というのを聞いております
が、この自由化による国内への影響についてどの
ようにお考えになつてゐるか、答弁を簡潔にお願
いしたいと思ひます。

それから、これまで小売業については、一企業
について十一店舗までは外資比率五〇%までの自
動認可としておつたわけですが、これまでの外資
の進出の状況あるいはその影響はどうであつた
か、ポイントをとつと答えたいだきたいと思
います。

○天谷政府委員 まず、これまで五〇%、十一店
舗というルールのもとで進出してまいりました状
況について御説明を申し上げます。
小売業への外資の進出は昭和四十七年くらいか
ら始まりまして、店舗所有の小売業は、四十七年

から本年三月までに四十九社に及んでおります。
外資の母国別の分布でございますが、アメリカ
が十三社で最も多くなつておりました、次いでイ
ンドが六社、スイス、台湾各五社というふうにな
つております。

事業の内容別分布でございますが、四十九社の
うち、総合小売店は二社でございます。多いの
は繊維製品、衣服を扱うものが十五社、それから
美術品、装飾品を扱うものが十四社というふう
になつております。

資本金の規模別分布で申し上げますと、資本金
が一千万円以下のものが二十五社で過半を占めて
おり、一億円を超えるものは七社でございます。
次に、外資の比率別の分布でございますが、外
資比率が一〇〇%のものは十三社、五〇%超一〇
〇%未満が十一社、それから五〇%ジャストが十
四社、それから五〇%未満が十一社というふうな
分布でございます。

これまでのところ、以上のような進出によりま
して日本の小売業が特に大きな影響を受けたとい
うことはございません。全般的に申し上げま
すと、外国資本の小売業に対する進出状況は余りふ
るわないという、一言にして言えはそういう状況
でございます。

それから次に、今回の六月一日からの一〇〇%
資本自由化による本邦小売業に対する影響の見通
しについて簡単に御説明を申し上げます。
昭和四十八年四月の外資審議会の答申に基づ
五月からのいわゆる第五次自由化に際しまして
は、もし一〇〇%自由化いたしましたならば相当
大規模の外国資本の進出が起る、ために日本の
小売業界が混乱する、というおそれがかんがは
れておつたわけでございます。他方、当時にお
きましては日米間の貿易収支が大幅に日本の黒字
であり、その他日本の諸外国に対する貿易収支が
おおむね大幅な出超であることとございまして、
この出超、黒字の原因の一つは日本側が外国の小
売店の進出を阻んでゐるからである、OECDの
規約もあることだし、もっと大幅に自由化して

れという外国側の要請があったわけでございますが、日本側といたしましては、なお国内体制が不備であるというようなことでちゅうちょいたしておったわけでありました。

その際、一つの問題は百貨店法でございましたが、この百貨店法によりまして、百貨店の規制はできるわけでございますが、百貨店以外の大規模店舗につきましても十分な調整措置が国内でできていないというところもあり、いわゆる大規模店舗法の整備それから小売商業振興法の整備等を待つ必要があるというところを考へておったわけでございます。その後二年たちましてこの二つの法律は成立いたしました。それからまた、二年間の外国資本の進出状況、五〇%、十一店舗のルールのもとにおける進出状況は、先ほど御報告いたしましたようにその大した問題は起こっていない。それから、一〇〇%の資本進出につきましても、個別に申請があれば前向きに処理する、審査するという方針でございましたが、現実には一〇〇%で進出したいというような申請は一件もないという実情でございました。

したがって、そういう状況を踏まえまして今回一〇〇%自由化という方針に切りかえられたわけでございますけれども、いま申し上げましたような状況、すなわち外国側で積極的な進出意図がないというところがございますので、そう大きな影響が起るというふうには考へておりません。万一、進出の計画が具体化したとしまして、そのケースにつきましても大規模小売店舗法の網によりまして調整をされる。ですから、日本側のスーパー等、大規模店舗等が進出する場合と全く同じ条件のもとに調整をされるはずでございますので、わが国の小売商業に重大な影響を及ぼすというふうなことはあり得ないであろうというふうに考へております。

○近江委員 いままでの五〇%の場合におきまして現状報告なり今後一〇〇%になってからの見通し等について御答弁があったわけですが、外国企業がわが国になじまないというふうな、そういう感

じのニュアンスを受け取ったわけですが、しかしそうだからと言って、いつも問題になっております小売業界の近代化、これを進めていく施策において力を抜くようなことがあってはならぬと私は思うのです。政府としては大規模小売店舗法あるいは中小小売商業振興法、こうした法律を踏まえて、その心配のないのだという御答弁であつたわけですが、まだまだ、政府のやつておりますことは中身が充実しておらず、このように私は思うわけです。ですから、小売業におきまして近代化はやはり強力に進めていかなければならぬ。こういう意味におきまして、今後の方針あるいは助成策の強化等につきまして、時間の関係もありますから、長々と答弁するのではなく、簡潔にひとつポイントをお答えいただきたいと思います。

○天谷政府委員 小売商業の合理化につきましては中小企業庁長官の方からお答えいたすかと思ひますので、私の方はそれ以外の分野について御説明を申し上げたいと思ひます。

まず第一番目に、日本の流通業、特に小売業を近代化していく場合におきまして最大の問題は、大規模店舗とそれから零細小売店との利害の調整をいかに合理的に行うかということであろうかと存じます。この間の競争を余りにも制限いたしますと、小売商業の合理化が阻害されるという問題が生じてまいりますし、他方、大企業と零細企業との間の競争を放任いたしましたら過当競争的な状況にいたしますと、これまた社会的な摩擦等が増いたします。まして社会的な弊害がふえてくるというふうに存じます。したがって、余りに競争が過度にわたらないこと、他方、余りにも競争が制限にならないように注意いたしまして、その中間のところで妥当な合理的な競争が行われるように誘導をしていくことが大規模小売店舗法の基本でもあり、その方向で施策を進めていきたいと思います。そういうふうに存じております。

それから、卸の分野でございますが、卸の分野につきましては、これまでも卸の分野の状況の把握が非常に不徹底でございまして、かつ流通経路が長過ぎるというようなことが言われておりますので、状況をよく調査いたしまして、正しい政策を検討していきたいというふうに存じます。

それから、流通というのはいさゝか複雑なシステムでございまして、このシステム工学的な分析と合理化ということが不徹底でございまして、流通省といたしましては物流面であるとかあるいは流通情報面等でシステム化のための施策を推進しておるところでございまして、簡単でございまして……

○齋藤(太)政府委員 国内の大規模小売店舗、つまりスーパー、百貨店あるいは日本へ進出してきた外国資本の小売商業、こういうものに対抗いたしまして中小の小売商業を振興する施策をいたしまして、一つは商店街の整備を進めておるところでございまして、そのために高度化資金から非常に低利の資金を融資いたしております。もう一つは、中小企業者がスーパーマーケットあるいは寄合の百貨店を建設する場合に、同じく低利な融資の内容によりましては無利子で総所要資金の八割の融資を行うということによりまして、中小企業者みずからが店舗の共同化を図ることを促進いたしております。

もう一つは、ポランタリーチェーンの育成でございます。大量に仕入れて、しかも中の卸を省くことによりまして流通コストを低減して安い商品を提供する、こういうポランタリーチェーンにつきましても各種の助成措置を講じております。

こういうことを通じまして、中小小売商業が大企業あるいは外資と対抗して十分にやっておりますようにさらに助成を強化してまいりたい、かように考へております。

○近江委員 福田長官がお見えになりましたので、参議院の方の関係もあろうかと思ひますので、問題をお聞きしたいと思つております。

まず、景気の先行きにつきましては、日銀では自律回復する、こういうふうな見方であるという

ことを伝えられておるわけですが、一方通産省では底割れの可能性もある、こういう見方であるというところも伝えられておるわけですが、大臣もおられるわけでありまして通産省の考え方を通産大臣に、また経企庁長官はどのように見ておられるか、お二人からお聞きしたいと思ひます。

○福田(起)国務大臣 景気情勢につきましては、大底に達した、こういうふうには判断しておりません。在庫状態を見ましても、最近の生産活動指数を見ましても、底に達したという判断です。

ただ、それじゃ底に達したからすぐ立ち直り現象というふうになつてくるかといふことは、そういうふうな見通しはなかなか困難かと思ひます。つまり、金融を緩和いたしまして設備投資が起るという一般的な情勢ではない。ポトルネック産業等は例外でございまして、あるいは公害投資もそういうことではありまして、一般的に生産設備を拡大するといふ、そういう企業側の動きは考えられない。それから、国民経済の中で重要な地位を占める消費活動、これにつきましては、どうも物価は鎮静の傾向ではあるけれども、しかし何分高いという高値に対する拒絶反応、これがかなり浸透している、こういうふうに見えておるわけでありまして、したがって、国民消費が景気誘導の役割を担うかといふと、それも期待できない、そういう状態で、ほうっておきますとなべ底の状態がかなり続くのじゃないか。いずれは自律反転というふうなことはあるかもしれないけれども、とにかく時間がかなりかかりそうだ。しかし、昨年一年間がかなり景気後退、ことに昨年の下半期は非常にひどかつたのですが、それが余り長くずっと続いておるといふことになりまして、また企業の大勢として好ましくない、こういうふうな考えをしまして、第二・四半期、夏ごろから景気上昇の足取りに向かう、そういうことを考へるべきじゃないか。そういう展望、そういう目標を持ちまして、これからの景気の推移を見守つてまいりたい。

そこで、そういう展望を持ちながら、そういう

目標を実現するために、もし必要があれば第三次景気対策もこれを採用する必要がある、こういう考え方です。五月中の経済各方面の動きをずっと幅広く、またつづきに検討いたしまして、そして第三次景気対策をとる必要があるかどうか、また、とるならばどの程度のものが必要かということとを判断してみたい、こういう考えでございます。

○河本國務大臣　ただいま副総理からお答えがございましたように、景気が底をついたという判断では、私も同じであります。ただ、落ち込みが何分ひどいものですか、一昨年の十一月に比べまして鉱工業生産が二割も低下しておる、一年前に比しまして一六%強も低下しておる、非常な落ち込みでございます。そういう大変落ち込んだ状態のもとで幾らか底をついて上昇に転じたというわけでありまして、これが正常な経済活動に復するのにはなかなか容易なことではないと思います。そこで、やはりこの大変落ち込んだままの経済の姿、これをできるだけ早く活力あるものに持っていく、ということを当面の大きな課題であらう、こういうふうに考えております。

○近江委員　福田長官も五月の動向を見て――五月ももう下旬に入っておるわけでありまして、長官としてもほぼ全貌はおつかみになっておられるのじゃないか、このように思うわけですが、そこで、第三次の対策も打ち出したが、こういう御意見をおっしゃっておるわけですが、そうなってきたと、たとえば公定歩合の第二次の引き下げ、あるいは公共事業の追加と早期発注、住宅金融公庫を初めとする中小三機関、開銀あるいは道路公団、公害防止事業団その他の財投追加等についてはどういふようにあるべきであるかということをお考えになっているか、まずこの点についてお聞きしたいと思ひます。

○福田(尙)國務大臣　ただいま申し上げましたように、五月中の経済全局の動きを見まして、第三次対策をとる必要があるかどうか、また、とるならばどの程度のものを必要とするかという判断を

下す、その時期は六月中旬でございます。

ただ、そういう状態で、いま具体的にどういふ対策をとるのだというところは申し上げられない段階でございますが、抽象的に申し上げられることは、何といたしても金融政策は、量的な金融緩和をしてみましても、先ほど申し上げましたように、それがすぐ一般の産業設備投資というところにつながっていかない。そこで、多くを期待することはできないのです。ただ、お話しのように、公害投資でありますとかあるいはポトルネック産業でありますとか、主力は何といつても財政です。財政につきましては、これは一般のプロパーの財政部面におきましては、租税収入の収納状況の悪化というようなことがありますので、これに多くを期待することができない。結局財政投融資、こういうことにならざるを得ないのじゃないか、こういうふうに思うのです。財政が全然その役割りを演じないというわけではございませんが、主力は財政投融資である。幸い郵便貯金の伸び等はよろしゅうございまして、この方面は活用し得る余力を持っておる、こういうふうに思うわけでありま。

金融方面におきましては、量的問題以外に金利の問題があるわけでありまして、昨日ドイツが公定歩合を〇・五%下げまして、わが国の公定歩合との開きが四%、そういうところに来たわけでありま。これからわが国といたしましては、ドイツの水準なんかに比べますと割り高な水準でございまして、これは引き下げを行うという余力を持っております。これは引き下げを行つておるわけでありまして、こういう方面もまた考えなければならぬだろう、こういうふうに考えますが、いずれにいたしましても、五月中の経済の動きをよく見まして、そして六月中旬に対策を決めたい、かように考えております。

○近江委員　財投等につきましては、特に中心としてはどうした面の項目を考えておられますか。

○福田(尙)國務大臣　どんな項目というところまでいかなないのです。まだ第三次対策をとるかどう

かということまで含めて検討しよう、こういうこととでありまして、それを採用する場合の具体的な打ち出し方、そういうことにつきましてはまだ相談をいたしておらぬわけですが、まあぼつぼつそういう具体的な問題も相談に移らなければならぬだろう、そういう過程でございます。

○近江委員　そうすると、この第三次不況対策というものは、ただいまのそうした感からいいますと、おとりになるということとはきわめて強いと、こういうことですか。

○福田(尙)國務大臣　第三次対策をとる必要があるかどうかを含めて検討する、とる必要があるという際にどういふ内容のものにするか、これももとより同時に決めていきたい、かように考えております。

○近江委員　政府は、昨年の三月から今年の三月、一五%以内にする、一応公約は果たされたわけですが、来年の三月までに一けたに抑え込む、こういうことになりま。この引き締め政策の緩和とも関連しまして今後の物価の動向というものがきわめて大きな問題になるわけでありま。ところが、御承知のように酒、たばこあるいは郵便の値上げ、各種公共料金の引き上げがこのように予定されております、現在値上げを言われております鉄鋼、特に神戸製鋼等はすでに数値も明らかにしておるわけですが、紡績あるいは紙・パルプ等のそうした中間製品の値上げ等の動きというものが非常に強いものになってきておるわけでありま。そのほか私鉄であるとか、そうした一連の公共料金が引き上げをねらつておるということがある。こういうような一連の公共料金の引き上げ、さらにまたこうした製品の引き上げというものから考えていきますと、本当に政府が言うように一けたに抑えられるかどうかという問題であります。私はもう絶対に無理だと思つておる。そうなつてきますと、公共料金はどうしても抑えなければならぬし、また大企業製の製品を中心としたこうした引き上げ問題に対して強い姿勢

で政府は臨まなければ、国民に対する公約を果たすことができないと私は思うのです。

そこで、ひとつ長官の強い決意、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○福田(尙)國務大臣　何しろ、とにかくあれだけの大やけどをしたのでありまして、これから回復するためにはそう簡単にはまいりません。私は、三年ぐらひはどうしてもかかる、こういうふうに見ておるのです。まあ、一年目が経過した、この一年目が経過をいたしました、狂乱状態は克服したわけですが、そして、コストインフレの段階に入つておる。その段階におきまして一番問題になりますのは賃金と物価の関係でございますが、賃金の方はどうやらならぬかな解決ということに終わりそうな段階に來ておるわけでありま。その賃金がとにかくこういう形で決定されようとしておる。そういう背景というものは何であるかという、一つは四十九年度の物価上昇、これが一四%にとどまつた。一五%と云つておつたのが、それを割り込んで一四%だということ。それから、政府がとにかく五十年におきましては一けたの消費者物価水準というものを實現する、こう言つておる。それが大きく背景にあると思つておる。

そういうことを考えますと、私は今回の春闘の結末を見まして感想といひますか感嘆を述べますれば、これは政府としては責任が非常に重くなつた、こういう一語に尽きるのです。物価は一四%でいつてよかつたなあ、賃金もなだらかでよかつたなあという、そんな感じではない。いよいよこれから、三年にわたる手術の第一年度が過ぎたのだから、まだこの治療というものは重大な第二年度に入るわけでありまして、これから特に一けたの消費者物価水準目標という、これを達成できるかどうかという、これはもう非常に重大な問題である。そういう段階におきまして、私が非常に注意していかねばならぬという問題が二つあるわけだ。

一つは、ただいま近江さん御指摘の企業にお

る値上げの動きであります。企業におきましてそういう動きを示す、それは無理からぬところもあるのです。企業の収益状態が非常に悪い。それから脱出したければならぬ。それには値上げだということになるのは、これは自然の動きだ、こういうふうには思いますが、そういう動きが活発になつてきたら物価対策も何も、これはめっちゃくちゃになる。そこで、企業に對しましては物価が非常に重大な段階に入つたという注意を強く喚起しておるのです。経済団体におきましても来年三月時点における物価の推移がどういふふうになるかということにつきまして、その意義の重大さを認識しておるものであります。したがつて経済団体の動きといつたしましては物価鎮静化への協力ということにつきましては相当強い動きを示しておるわけでありませう。この企業の動き、これは私はぜひともそういう方向で固まつていくということをお願いし、なおこれからその努力を続けたいというふうにも考へております。同時に、政府におきましても総需要管理の姿勢、これを崩してはならない、こういうふうにも考へます。同時に、個別の物資の価格並びに需給、これにもよほど細心の注意を払いながら行政を行つてまいらなければならぬだらう、こういうふうにも考へております。

それから、第二の関心事は景気対策なんです。企業の収益状態が非常に悪化する。これに對して景気対策を場合によつたらとなければならぬというところは先ほど申し上げたとおりでございますが、このとり方がまた問題なんです。物価対策と矛盾しないような配慮を十分しながらやつていかなければならぬ、こういうふうにも考へております。そのようにいたしたいと存じます。

それからさらに、私鉄なんかのお話がございますが、それは、そういう動きは現在ありません。それから、国鉄に對しましては、これは大変な財政状態でございますが、五十年年度においてその料金を改定するというようなことは考へない。米価、麦価、いずれ六月になりますれば生産者麦価の決定が行われるわけです。また、七月になりますれば生産者米価の決定が行われる。そういう際

すれば生産者米価の決定が行われる。そういう際に消費者麦価、消費者米価をどうするか、こういう問題があります。これも物価政策との整合が得られるように十分配慮しながら決定をいたしたい、そういう考へでございます。

○近江委員 企業に對しましては、今後値上げを自粛するように努力をしていくことをおっしゃつておられますが、具体的にたといは政府に呼びつけ、それを強く要請する。田中内閣のときに一度やりましたね。財界人を呼んで狂乱物価のさなかに引き上げをしないようにと政府は強い要請をしたわけですが、これから非常にむずかしい段階を迎えるわけですから、企業は軒並みに引き上げをやろうとしておるわけですから、ただ今後努力をしていくというふうな抽象的なことではだめだと思ひます。今後どういふ強い姿勢で企業に当たつていかれるか。

また、政府はこの公共料金の問題等につきましては責任を持つて対処できるわけですから、そこで、たとえば私鉄等はそういう動きがないとおっしゃつておられますが、現実にあるわけですよ。経企庁の長官のところに正式に運輸省のコンタクトがあつたかどうかは別として、動きは歴然としてあるわけですから。私鉄なんというのは、御承知のようにあれは昨年でしたか、七月に二七%引き上げをやつておるわけですから、私鉄、また麦等は国際価格におきましても非常に安くなくなつてきておられますし、これはもうこういう今日の物価対策から考へますと絶対に抑えるべきであると思ひます。具体的に公共料金につきまして、これとこれは絶対に抑えるものと長官としては腹を決めになつておるものややはりあるうかと思ひますが、ひとつそうした腹のうちのうちをお聞かせいただきたいと思います。

○福田(社)国務大臣 政府の認可する公共料金につきましては、厳に抑制方針で対処していく、こういう考へでございます。この公共料金の問題もありまふけれども、物価を動かす要因というのはそればかりじゃないの

です。一番大きな要素は海外の動きでございますが、昨年は海外の商品が軒並みずつと上昇し続けたわけでございます。本年に入りましてからこの様相が一変いたしました。特に農作物のごときはこの半年間に半値になる、あるいは半値以下になるというもので出てくるような状態で、底値になりまして国際商品がだんだん夏ごろから入着をしてくる、こういう要素もあるわけでありませう。

それから、先ほどお話がありました、金利水準が高い、金利水準を下げる幅というものをいま持つておるわけでありませう。これもまた物価政策上はプラスに働く、そういうふうなこともありませう。暗い方面ばかりじゃないので、そういうことを総合いたしましたら来年の三月、つまり昭和五十年年度末における物価上昇率は何か何でもこれは一〇%以内に抑える、これは政府の経済政策の目玉というか、かなめでございませう、これは何か何でも実現する、そういう決意でございます。

○近江委員 何回も申し上げますが、一けたに抑え込むといふことからはいけません、こういうような公共料金あるいはまた企業の製品の引き上げを安易に見守つておられます、そんなものはとうてい達成することができないわけですね。ですから、もう御承知のように春闘において一五%以下に抑え込まれて非常に低い賃上げになつたわけでありまして、政府が一けたに抑え込むことができないといふことになつてまいりますと大変な問題になつてくると思ひますし、そういう点におきまして公共料金の引き上げ、これについては断固引き上げをさせない、またそうした企業製品の引き上げについても強い姿勢で臨んでいただきたいと思ひます。

具体的には、たとえばいま神戸製鋼が鉄鋼一七%引き上げを表明しているわけですが、この問題につきまして通産省としては傍観しているような空気があるわけですね。鉄鋼といふものは、御承知のように波及するところはきつめて大きいわけでございますし、いま具体的なこういう神戸製鋼の引き上げの問題が出ておる段階におきまして、通産

大臣といたしましては——いま経企庁長官は経済関係会議のトップでもあるわけですから、その方が企業のこういう値上げについて極力抑え込んでいくといふことをおっしゃつては極力抑え込んで、通産大臣も経済関係の大黒柱として、私は経企庁長官と同じ決意であらうかと思ひますし、具体的にこういう通知も出ておるわけですから、今後どのようになさいますか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○河本国務大臣 まず初めに、先ほど来お話しになつております消費者物価の問題でございますが、これに影響するものといつたしましては、工業製品のはかに農産物、それからサービス分野、こういういろいろな複雑な要素があるわけでございますから、工業製品だけ抑え込んだら直ちにそれが全般的な消費者物価の抑制につながるかという、私はそれだけではなかなかむずかしいと思ひます。やはり全般的な政策が必要だ、こういう意味で先ほど長官がお答えになつたのだと思ひます。

次に、鉄鋼の問題でありますけれども、鉄鋼のいまの生産の状況を見ますと、昨年の秋までは大体年率に換算をいたしまして一億二千万トンぐらいの生産でございましたが、現在は国内の不況と貿易が思ひつかない、こういうことから生産は非常に落ち込みまして、約一億トンの水準だと思ひます。そういうことで操業率が大変低下したといふこと、さらにまた貿易事情がことしになつてから急転直下悪化した、そういうことから鉄鋼の経営状態といふものは一月以降非常に悪化しておるわけでございます。そこで、値段を上げたといふ非常に強い動きがあるわけでございますけれども、通産省といつたしましては現在最悪の事態である、その最悪の事態におきまして原価計算をしてコストが幾らかかる、そういうことで値上げをやるといふのは、それは時期尚早である。来月には第三次の不況対策も実施する予定でありますし、それには当然貿易対策等も含まれる予定でありますので、将来の貿易状態がどうなるか、あるいはまた景気の動向いかによつて鉄鋼の生

産がどう変わるか、こういうこと等も考慮して、将来の原価計算、採算のとり方を、現時点ではなくして第三次不況対策がスタートした後に、もう一回再検討すべきである、それまでは軽々に値上げを言うべきではない、こういうふうな強い意思を表明しておられるわけでございます。鉄鋼側におかれましてはその趣旨を了解していただきまして、自重した態度をとっていただいております。

神戸製鋼の問題につきましては、新聞にあいふことが出ましたので、神戸製鋼の社長に直接確かめさせましたところ、若干事情が違ふようであります。そこで、昨日の報道は誤報である、こういうことで否定をさせる、こういう手続をとっております。

○近江委員 鉄の問題等は波及というものが非常に大きいわけでございますし、大臣も非常に苦慮されておられることは私にもわかるわけですが、ひとついまおっしゃったように値上げを抑える姿勢は強く堅持をしていただきたいと思うのです。

それから、石油業界の問題でございます。灯油価格につきましては標準価格が設定されておられるわけですが、これを廃止を含めて灯油価格引き上げを検討しているんじゃないかということもちらほらうわさされておられるわけですが、これもきわめて影響というものは大きいわけでございますし、この点についてどういうお考えでいらっしゃるのか、これについてひとつ伺いたいと思っております。

○増田政府委員 ただいま近江先生からお尋ねがありました灯油価格の問題でございますが、灯油価格につきましては去年の六月に一応指導価格というものを設けまして、元売りから販売に出します価格につきましては二万五千三百円ということで抑えさせまして、一冬これをもって灯油の安定的供給確保を行ったわけでございます。ただ、この価格につきましてはほかの油種の価格と比較いたしまして非常なアンバランスになっておる。そのために灯油の生産につきまして若干減少さみである。

る。このまま推移いたしますと、この冬の灯油の供給確保が十分に図れないのではないかというところで、現在この二万五千三百円についてこれを改定するかあるいはこれを解除するかということでもまだ検討中でございます。

○近江委員 長官からいま検討しておるといふお話がございましたが、長官のお話はいわゆる業界サイドに立った御答弁であり、先ほどから福田長官なり通産大臣は、国民生活の安定という点から極力それを押さえ込むんだ、そういうお話があったわけですが、長官のお話ではないわけですか。

【委員長退席、塩川委員長代理着席】
ですから、石油業界の状態がこうだから、それでは私として納得できないのです。これがまた大きな影響を与えるわけでありまして、国民生活の立場からどのようにお考えか、もう一度お聞きしたいと思っております。

○増田政府委員 ただいま御指摘のありましたように、灯油は国民生活に直結する物資でございますし、また先ほど福田副総理から今後の物価問題についての政府の方針の宣明があったわけでございます。私も灯油の価格につきましては、ただ安易にこれを引き上げるといふことではなくて、先ほど申し上げましたようにこの灯油の供給の確保を図るのにはいかんかということが最もいいかというところで、先ほど申し上げましたようにこの灯油の昨年六月の時点で決めました二万五千三百円について再検討をしておる、こういうことでございます。

物価の問題につきましても、また灯油が国民生活にきわめて重要な物資であり、その影響が非常に大きいということを十分頭に入れながらこの問題に対処していきたい、こういうふうに思っております。

○近江委員 それで、業界としてはどれだけにしてもいいと言っておられるのか、またエネルギー庁としてはどのようにそれに対して考えておられるのか、もう少し具体的に答ええたいかと思っております。

○増田政府委員 業界から統一した意見でこうい

うようにしてくれというのはいきませんが、いずれにいたしましても現在の二万五千三百円では灯油の供給確保についていろいろの面で支障があるという問題が提起されております。そういう意味で、私も灯油につきましてもやはりこれを確保するということ、そのためにはこの価格をいかにするかということで考えておるわけでございます。具体的に幾らにするかということについては、まだ何ら結論は出ておりません。

○近江委員 何回も申し上げますが、春闘ではあれだけ賃金は上がってないわけですが、そういう中で、政府が約束した一けたも——こういうような公共料金も引き上げの動き、あるいは企業製品の引き上げも行われようとしておるわけですし、そういう中でまた灯油も引き上げよう、こういうことでは国民生活はめちゃくちゃになるわけでありまして、断固、企業がそれを言うなら経理も全部明らかにして、本当に徹底した調査もして、そして抑えていく、ひとつこういうあくまでも国民生活の守り手としての長官の立場であっていただきたい、これを特に要望しておきます。

それから、先ほど御答弁が抜けておったのですが、インドシナ戦争の終息に伴いましていよいよ今後の経済協力につきましても具体的などういうふうにお考えになったわけですか。基本的なことは大臣がお答えになったわけですが、それについてひとつ伺いたいと思っております。

○橋本(利)政府委員 インドシナの情勢は確かに御指摘のように変化を来しているわけでございますが、本来の経済協力の趣旨をいたしましては大臣からお答えいたしましたと思っております。受け入れ国における民生の安定、福祉の向上あるいはこれを実現するための経済開発に対して協力していくというたまたまになっております。さような基本的な経済協力に対する考え方は、インドシナ情勢の変化の後といえども変わるべきものではないと思っております。

ただ、御承知のようにまだ事態が流動的でございます。たとえばカンボジア王国民族連合政府

に対しては四月十九日、それから南ベトナム共和国臨時革命政府に対しては五月七日、それぞれ閣議決定を経てわが国としてはこの国を、新政府を承認いたしておるわけでございますが、いまのところ正式にまだそのレスポンスがないというふう

に承知いたしております。したがって、私たちが具体的な要請を持ってわが国に経済協力を求めた場合には、それに応じて前向きに検討してまいりたい、かように考えるわけでございますが、ただわれわれの推測といたしましては、こういう事態に即しましてはとりあえず食糧あるいは医療資材といったような緊急物資あるいは復旧資材といったような物の面での協力依頼がまず来るのではなからうか。その後情勢の落ちつきを待つてプロジェク的な協力要請が出てくるのではなからうかと思っております。

いずれにいたしましても、相手国の立場に立つて、相手国の要請を具体的に受けて検討してまいりたいと考えております。

○近江委員 わが党としましては、中小企業問題の中におきまして分野調整に関する法律を出しておるわけでありまして、さらに、私自身も予算委員会等におきまして下請代金支払遅延防止法の改正を迫っております。この法案も用意しておる。まあ中身さえ合えば議員立法でということも私も考えておるわけですが、政府はこの両法案につきましてもどういうふうなそれ以前向きで対処なさろうと思っておりますのか、その辺についてひとつ伺いたいと思っております。

○橋本(大)政府委員 下請代金につきましては、現在下請代金支払遅延防止法によります規制は、受領後六十日以内に支払うことというところ、それからその場合に手形でもよいわけですから、手形は割り引くことのできる手形であること、こういう規制になっております。一方下請振

興法に基づきます振興基準によりますと、できるだけ現金で支払うように親企業は努めることと、

それから特に賃金相当部分は現金をもつて払うようにすること、こういうことを定めておるわけでございまして、金利負担等々から考えましても、親企業の資金繰りの許す限りにおきましてなるべく現金で払う比率が高いことを私どもとしては期待をいたしておるわけでございします。

ただ、これを法律で強制するという問題になりますと、現在非常に不況下でございしますので、親企業の資金繰りの問題もございします。特に親企業と申しましても、下請代金法の場合には資本金一千万以上の企業が親企業になるわけでございします。親企業即中小企業という場合も非常に多いわけでございまして、そういう意味での親企業の資金繰りの問題、それからそれを強制することに伴いまして、たとえば一方で内製化が出てくるかもしれないとか、その率の決め方によりましては、従来もつと高い比率で出しておいたものがその比率が下がる場合もあり得るとか、いろいろの問題もございします。そういう意味合いにおきまして、慎重に内容を検討する必要があるとは考えておりますが、でき得れば、これは中小企業者にとつては非常に望ましい法案であらうというふうな考へておる次第でございします。

それから、もう一つの分野調整の法律の問題でございしますけれども、大企業が急速に進出することによりまして中小企業に非常に倒産等が統出をします、こういう事態は避けなければならぬと思ひます。これは資源のロスでもございしますし、中小企業の就業の機会の確保ということも大事な問題でございします。ただ、これを法律で、たとえば中小企業性の分野というものを法定をいたしまして、その分野に大企業が入ってくることを規制する、こういう形をとることになりますと、これはまた非常にいろいろ問題が多いかと存じます。やはり競争はある程度必要でございまして、競争によりまして技術革新も進みますし、価格の引き下げといったような消費者利益も生まれてくるわけでございします。余りに過保護に過ぎるということは中小企業自体の切磋琢磨、将来の発展への

の希望をしぼませる場合もあり得るわけでございまして、そういう意味で、これは単に中小企業者の利益だけではなく、消費者利益の問題、物価の問題、それから中小企業自体がさらに発展をしようという問題、そういう問題を相当多角的に検討をいたしまして慎重に答えを出すべきものというふうには実は考えておる次第でございします。そういう意味合いでは立法化の問題は慎重な検討が必要ではなからうかと、こういうふうな考へておる次第でございします。

○近江委員 長官もその長所は認めつつも、非常にいろいろ問題もあるということもおっしゃっておられます。自民党さんも非常に積極的になつておられますし、わが党も法案を出しておりますし、各党、力を合わせてこの法律はぜひとも成立をさせたい、こういう気持ちでおりますので、政府の方におきましても十分な効果が発揮できるように、いまからひとつしつかり準備をなさつて検討をいたしたいと申し上げておきたいと思ひます。

それから、問題はたくさんあるわけですが、増田長官にひとつお聞きをしたいと思ひます。

あなたはこの間、二十一日ですか、総合エネルギー対策関係会議、この席上におきまして、今後のエネルギー見通しについて発表なさつたわけでございしますが、今後さらに原子力に依存する体制が強まるであろうと、こういうことをおっしゃつておられるわけですが、御承知のようにわが国の原子力の状況というものは「むづ」に象徴されるごとく、また美浜をはじめとした各発電所等におきましても燃料棒のあふれた事故も起きておりますし、安全性の問題、環境汚染の問題、非常にいろいろな問題があるわけですが、政府は六十年六千万キロワットの目標も立てておられるわけですが、現在の進捗状況からいきましてもとうてい達成できない。そういうことの中で、さらに今後は原子力である、こういう状況はわかつておられるわけですか。当然、政府のそうした計画につきまして、長期見通しについて、これはもう改定を

しなければならぬ時期に来ておられるわけです。非常に相反するような感じなんです、あなた自身はこの原子力の問題についてはどのようにお考えですか。

○増田政府委員 二十一日の総合エネルギー対策関係会議におきまして、議題の一つであった今後の世界のエネルギーの需給がどうなるか、あるいは石油の価格についてどういう見方があるかということにつきまして、事務局を代表いたしました私からこの見方につきまして御説明をいたしましたわけでございしますが、そのときに、自由世界におきまして今後のエネルギー、特に一九八五年、昭和六十年度におきましてエネルギー構成がどういうようになつていくかということについて、一応の試算と申しますか考え方というものを紹介いたしましたわけでございします。これは日本での考え方と申しますよりOECDとかあるいは各主要国がどういう見方をしているか、あるいは産油国の方も将来のエネルギー構造につきましてもいろいろ見通しをいたしておられますので、それを集大成いたしました、また日本側の考え方を入れました御説明いたしましたわけでございします。

そのときに、今後のエネルギー構成におきまして、現在非常に石油が大きなシェアを占めていて、しかし石油につきましても、これは御存じのように有限な貴重な資源でございします。また、これにつきましても一昨年の大幅値上げ以後いろいろの問題、たとえば非常に高価格であるとかあるいは供給の不安定性があるということ、この依存度をできるだけ下げたいというのが少なくとも消費側、費用側の考え方ではございします。これにつきましても、今後この石油依存度を下げるための方策をいたしましては、いろいろほかのエネルギー源もございしますが、その中で一番大きいシェアを占めるのは原子力だということで、今後の石油の依存度というものが各国の努力によつて下がっていくわけではございしますが、それにかわるものとしてはやはり原子力というものが大幅に依存せざるを得ないということでは御説明いたしましたわけでございします。

す。

ただ、この原子力につきましても、ただいま先生からお話しございましたように、特に安全性の問題、またいろいろの信頼性と申しますか、地域住民の納得、理解というよりいろいろな問題がございします。これらにつきましても十分な安全性の確保、それから地域住民の理解というものと進めなければ、この原子力への大幅な依存はむづかしいという問題があるわけでございします。そういう意味で、今後石油依存度というものを、特に日本が大幅に高いわけでございしますが、これを下げ努力をいたしますときには、原子力がそれにかわる非常に大きな要素になるし、またこの原子力を進めるためには、先ほど申し上げましたような安全の確保というものが最も大事であるということ、エネルギー政策の今後の方向について御説明をいたしたわけでございします。

○近江委員 きょうは皆様もお待ちでございますし、もう終わりたいと思ひますが、いづれにしてもそれだけ安全性なり種々の問題につきましても力を入れなければならぬということの認識はお持ちであるわけですね。認識は持つておられるけれども現実には動いておらぬということでありまして、これはひとつエネルギー庁としましては、所管は通産省、科学技術庁になっておりますが、これはもう全力を挙げまして安全性の問題等を中心力を入れていただきたい。そうしないと非常にいろいろな問題が山積いたしておられますから、きょうはもう時間もありませんのでこの次にしたいと思つておりますが、全力を挙げてこの安全対策、また国民の信頼を取り戻すようにやっていただきたいと思ひます。

それから、私はきのうも科学技術委員会でも申し上げたのですが、各電力会社のPR等にも申しませんが、一回も事故を起こしておらぬとか、実にいかにPRが行われております。科学技術庁は厳重にそれを改めさせるといふことを言つておりました、最高の長官として、エネルギー全般の長官として、こうした点も誤つたそういうPR

をしないように、また各電力会社、原子力施設等にも通達をしていただきたい、このように思うわけです。これは重ねてこの場におきましても表明しておきたいと思ひます。

最後に長官の決意を聞いて私の質問を終わります。

○増田政府委員 原子力の安全確保につきましては、ただいまおっしゃられましたように、私どもは全力をもってその安全の確保に対して努力をいたしたいと思ひます。

〔塩川委員長代理退席、田中(六)委員長代理着席〕

また、この原子力問題につきましての説明の仕方、また国民一般に対するこれにつきましての理解を深めるためのやり方につきまして、先生のいま御指摘になった問題を十分頭に置きながらやっていきたいと思います。

○田中(六)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四條の二」に、「第九十七條の六」を「第九十七條の十六」に、「第九十四條」を「第九十四條の二」に改める。

第二条第二項を次のように改める。
2 この法律において「商品」とは、品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、かつ、相当期間の貯蔵に耐える物品のうち取引の状況を考慮して政令で定める物品をいう。

第三十六條の見出し中「払戻」を「払戻し」に改め、同条第一項中「払戻」を「全部又は一部の払戻し」に改める。
第四十一条に次の一項を加える。

4 第一項の許可は、四年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第四十二條第一項中「許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「附する」を「付する」に改める。

第四十三條第一項中「許可を受けようとする」を「許可(同条第四項の許可の更新を含む。次条第一項において同じ。)」を受けようとする」に改める。

第四十四條第一項中「次の各号」の下に「許可の更新の申請にあつては、第二号及び第三号」を加える。

第四十五條第一項中「処分」の下に「(同条第四項の許可の更新に係る処分を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第四十六條第三項中「第七項まで」の下に「第四十二條」を加える。

第四十七條の次に次の一条を加える。

第四十七條の二 商品取引員は、その者が売買取引する商品市場に上場する商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三條第一項の政令で定めるものを含む)の売買等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係)をいう)を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経

由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

第五十條の次に次の一条を加える。
(勧告)
第五十條の二 主務大臣は、商品取引員の商品市場における売買取引の受託に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第四十七條の二第二項に規定する支配関係を持つてゐる法人の業務に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十二條第一項中「同項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「その許可」を「同条第一項の許可」に改める。

第五十三條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十一条第四項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

第五章中第五十四條の次に次の一条を加える。
(受託に係る財産の管理)

第五十四條の二 商品取引員は、商品市場における売買取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る)の価額に相当する財産については、主務省令で定めるところにより、これを管理しなければならない。

第八十六條の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 取引所は、当該取引所の開設する商品市場における一の会員の自己の計算による売買取引であつて決済を結了してゐないものの数量が商品ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における売買取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならぬ。

第九十條中「買占、売りくずし」を「買占め、売崩し」に、「行われ」を「行われ若しくは行われのおそれがあり」に、「形成されてゐると認める」を「形成され若しくは形成されるおそれがある」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十一條の見出しを「(受託業務を行う場所の制限)」に改め、同条第一項中「場所」を「商品市場における売買取引の委託を受けては」を「場所をその受託業務を行う場所としては」に改める。

第九十一條の二の見出しを「(外務員)」に改め、同条第一項中「その者について当該商品取引員が取引所の行なう外務員の登録を受けてゐるもの以外の方に」を削り、「場所」を「場所」でその商品取引員のために「委託を勧誘させては」を「受託又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という)について、取引所の行う登録を受けなければ」に改め、同条第三項中「委託の勧誘」を「受託若しくは委託の勧誘」に、「委託を勧誘させる」を「受託若しくは委託の勧誘を行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の登録に係る者(以下「登録外務員」という)の資格」を「登録外務員の資格、その属する営業所に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 登録外務員は、前条第一項の営業所以外の場所所商品取引員のために商品市場における売買取引の委託を受けようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ売買取引の受託の条件その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

第九十一條の二に次の一項を加える。
6 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における売買取引の受託又は委託の勧誘に關し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意

であつたときは、この限りでない。

第九十四条第二項を削る。

第九十七條の二第二項を次のように改める。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 本店につき六十万円以上九百万円以下で商品ごとに政令で定める金額と受託業務を行う従たる営業所につき当該営業所の数に二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定める金額を乗じて得た金額との合計額

二 受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了してないものの数量及び当該商品市場における当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める利率を基準として、その月の末日において、主務省令で定める方法により算出した額

第九十七條の二第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に

「第二項に規定する割合による」を「従たる営業所に係る第二項第一号の政令で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を

「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 商品取引員が主務大臣が指定する者（以下「指定弁済機関」という。）と、当該商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に指定弁済機関が当該商品取引員に代わつてその債務の額のうち前項第二号に規定する額に主務省令で定める率を乗じて得た額（以下「最低弁済額」という。）以上の額につき当該売買取引を委託した者に対し弁済する契約（以下「弁済契約」という。）を締結しているときは、第一項の受託業務保証金の額は、前項第一号に規定する額と同項第二号に規定する額から最低弁済額を控除した額との合計額とする。

第九十七條の四「第九十七條の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額」を「第九十七條の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日におけるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商品取引員は、当該商品取引員が締結している弁済契約の失効その他の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七條の二第三項の規定が適用されないこととなつたため、受託業務保証金の預託額が同条第二項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならぬ。

第九十七條の五第一項中「第九十七條の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「同条第二項又は第三項」に、「又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額」を「で前月の末日におけるもの」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第五十一條」を「同条第四項若しくは第五十一條」に改める。

第九章中第九十七條の六の次に次の十條を加える。

（指定）

第九十七條の七 第九十七條の二第三項の指定（以下単に「指定」という。）は、商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わつてその債務に關し当該売買取引を委託した者に対し弁済する業務（以下「弁済業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 弁済業務に係る商品市場
- 四 役員の名

五 社員の氏名又は商号

3 前項の申請書には、定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（指定の基準）

第九十七條の八 主務大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。
- 二 申請者が商品取引員のみを社員とするものであること。
- 三 申請者の定款に弁済業務のための基金及びその基金に充てるための社員からの負担金の徴収に関する事項が定められていること。
- 四 弁済業務の実施に關する計画が適正であり、かつ、その計画を遂行することが確實であると認められること。
- 五 申請者が第九十七條の十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 六 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
- イ 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者
- ロ 指定弁済機関が第九十七條の十六第一項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

（変更の認可）

第九十七條の九 指定弁済機関は、第九十七條の七第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（社員の加入）

第九十七條の十 指定弁済機関は、商品取引員が指定弁済機関に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその

加入につき現在の社員である商品取引員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

（弁済契約の締結等）

第九十七條の十一 指定弁済機関は、社員である商品取引員から弁済契約を締結すべき旨の申出があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その商品取引員と弁済契約を締結しなければならない。

2 指定弁済機関は、弁済契約の締結、内容の変更、解除又は失効があつたときは、遅滞なく、主務大臣及び取引所に報告しなければならない。

3 指定弁済機関と弁済契約を締結している商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その商品取引員が当該受託に係る債務を弁済することができないときは、指定弁済機関に対し、その弁済契約において定める額につき弁済すべきことを請求することができる。

（弁済業務規程）

第九十七條の十二 指定弁済機関は、弁済業務に關する規程（以下「弁済業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも、同様とする。

2 弁済業務規程には、弁済業務のための基金の管理に關する事項、その基金に充てるための社員からの負担金の徴収の方法に關する事項、弁済契約の締結及び履行に關する事項その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした弁済業務規程が弁済業務の適正かつ確実な運営上不適当となつたと認めるときは、その弁済業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第九十七條の十三 指定弁済機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様

とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令)

第九十七条の十五 主務大臣は、指定弁済機関が第九十七条の八第二号、第四号又は第六号の規定に該当しないこととなつたと認めるときは、指定弁済機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第九十七条の十六 主務大臣は、指定弁済機関が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第九十七条の九、第九十七条の十、第九十七条の十一第一項若しくは第二項、第九十七条の十二第一項又は第九十七条の十三の規定に違反したとき。

三 第九十七条の十二第一項の認可を受けた弁済業務規程によらないで弁済業務を行ったと

き。

四 第九十七条の十二第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 第十五条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二百三十三条中「第四十一条第一項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。若しくは第四十六条第一項の許可)を加え、附された」を「付された」に、「同項」を「第四十一条第一項若しくは第四十六条第一項」に改める。

第二百三十七条中「この法律の施行に関する」を「主務大臣の諮問に応じ商品取引所に関する」に改める。

第十五章中第四百四十二条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)
第四百四十二条の二 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十六条中「第五十二条第三項」の下に「第九十七条の十六第二項」を加える。

第四百四十八条第一項中「第二条第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により」を「第二条第二項の」に、「又は当該商品に係る商品取引員」を「当該商品に係る商品取引員又は当該商品のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関」に、「取引所については」を「取引所又はこれらの商品に係る弁済業務を行う指定弁済機関については」に改める。

第二百五十二条中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十四条第一項及び第二項中「賄ろ」を「賄る」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄る」に、「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十五条中「十万円」を「五十万円」に改める。

める。

第五百六十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第五百七十七条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五百九十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「又は第八十二条」を「第八十二条又は第九十一条第一項」に改める。

第六百六十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第九十一条第一項、第九十一条の二第二項又は第九十七条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を「第九十一条の二第二項又は第九十七条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項」の下に「第四十七条の二」を加え、「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第三号中「第九十九条」を「第九十七条の十四第一項又は第九十九条」に改め、同条第四号中「第二百二十条」を「第九十七条の十四第一項又は第二百二十条」に改める。

第六百六十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百六十四条中「一万円」を「三万円」に改める。

第六百六十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改める。

第六百六十六条中「五千元」を「二万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第五十二条第三項」の下に「第九十七条の十六第二項」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければならない、又はその更新後四年ごと」とする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一の第三十一号中「(売買取引の受託の許可)の商品市場における売買取引の受託の許可」の下に「(許可の更新を除く。)」を加える。
(農林省設置法の一部改正)
第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第十七号の二中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。
(通商産業省設置法の一部改正)
第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。

る者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければならない、又はその更新後四年ごと」とする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一の第三十一号中「(売買取引の受託の許可)の商品市場における売買取引の受託の許可」の下に「(許可の更新を除く。)」を加える。
(農林省設置法の一部改正)
第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第十七号の二中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。
(通商産業省設置法の一部改正)
第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。

理由

理由

近年における商品取引所法の施行の経験にかんがみ、売買取引の公正の確保及び委託者の保護を図るため、商品市場における売買取引及び商品取引員の行う受託業務に關し監督を強化するとともに、受託業務保証金制度を拡充し、あわせて指定機関が商品取引員に代わつて受託債務を弁済する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油備蓄法案

石油備蓄法

(目的)

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第十一條第一項において同じ。)の事業を行う者であつて、石油製品の生産量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

4 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者(石油精製業者であるものを除く)であつて、石油の販売量及び石油精製業者との取引関係について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

5 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者(石油精製業者又は石油販売業者であるものを除く)であつて、石油

の輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(国の施策)

第三条 国は、我が国への石油の供給が不足する事態に備へて行う石油の保有(以下「石油の備蓄」という)が、その事態が生じた場合における国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に欠くことのできないものであることにかんがみ、この法律による石油の備蓄の円滑化を図るための施策を講ずるとともに、石油の備蓄の確保の必要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(石油備蓄目標)

第四条 通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聴いて、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、次のとおりとする。

一 石油の備蓄の数量に関する事項
二 新たに設置すべき石油貯蔵施設に関する事項

3 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(石油備蓄実施計画)

第五条 石油精製業者、石油販売業者又は石油輸入業者(以下「石油精製業者等」という)は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油の備蓄に関する計画(以下「石油備蓄実施計画」という)を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 石油備蓄実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 石油の備蓄の数量に関する事項
二 新たに設置しようとする石油貯蔵施設に関する事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、石油備蓄目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、その石油備蓄実施計画を変更すべきことを勧告することができる。

(生産量等の届出)

第六条 石油精製業者等は、毎年、二月十五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(基準備蓄量等)

第七条 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油精製業者等に対し、基準備蓄量(その年の四月一日を初日とする年度において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等のその前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油製品の数量をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

2 石油精製業者等は、基準備蓄量(次条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定による変更があつたときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。第十条において同じ。)以上の石油製品を通商産業省令で定めるところにより常時保有しなければならない。

3 前項の場合において、石油精製業者等は、原油をもつて石油製品に代えることができる。この場合における原油の数量の石油製品の数量への換算の方式は、通商産業省令で定める。

4 第一項の通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該前年の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十

五分の七十から三百六十五分の九十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第八条 通商産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準備蓄量に相当する数量の石油を前条第二項の通商産業省令で定めるところにより保有することが困難となつた石油精製業者等の申出があつたときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少することができる。

2 通商産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少するものとする。

3 通商産業大臣は、前二項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第九条 石油精製業者等は、他の石油精製業者等がその基準備蓄量を増加する場合に限り、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けて、自己の基準備蓄量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申し出て、その旨の承認を受けることができる。

(勧告及び命令)

第十条 通商産業大臣は、石油精製業者等の石油保有量(石油精製業者等が第七条第二項の通商産業省令で定めるところにより保有する石油製品の数量とその石油精製業者等がその通商産業省令で定めるところにより保有する原油の数量を同条第三項の通商産業省令で定める方式で石油製品の数量に換算した数量とを合計した数量をいう。以下この条において同じ。)が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七条第二項の規定に従つて石油を保有す

べきことを勧告することができる。ただし、その石油精製業者等が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、その石油精製業者等及びその石油精製業者等とともにその確認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量を合計した数量がこれらの者の基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油保有量が基準備蓄量に達していない程度又は石油保有量が基準備蓄量に達していない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七条第二項の規定に従つて石油を保有すべきことを命ずることができ

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(地位の承継等)

第十一条 石油精製業者等が石油製品の製造若しくは石油の販売若しくは輸入の事業（以下この項において単に「事業」という。）の全部を譲渡し、又は石油精製業者等について相続若しくは合併があつたときは、事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油精製業者等のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者についての第六条の規定の適用に関する技術的読替えについては、通商産業省令で必要な規定を設けることができる。

(帳簿の記載)

第十二条 石油精製業者等は、通商産業省令で

めるところにより、帳簿を備え、保有する石油の数量その他通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者等に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、石油精製業者等の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外期間)

第十四条 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第二十条第一項に規定する期間においては、第四条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する期間の経過後における第四条から前条までの規定の適用に関する経過措置に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

3 第一項の規定は、同項に規定する期間の開始前にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十五条 第十条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第十三条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十八条 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条から第九条までの規定 昭和五十一年一月一日

二 第十条及び第十二条の規定 昭和五十一年七月一日

理由

最近における石油の国際的供給事情にかんがみ、我が国への石油の供給不足が生じた場合における石油の安定的な供給の確保を図るため、石油精製業者等に常時一定量の石油を備蓄させることとするともに、必要な石油の備蓄量の増強を計画的に実施するため石油備蓄目標の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業者団体」を「第三章 事業者団体」に、「第九章 訴訟」を「第九章 訴訟」に改める。

第二章 事業者団体

この法律において独占的地位とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれと同一機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に關して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が五百億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次の各号に掲げる事由があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の市場占拠率（当該一定の商品並びにこれと同一機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあっては、これらの価額とする。）以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれと同一機能及び効用の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの市場占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があ

ること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第七条中「差止」を「差止め」に改め、「措置」の下に「(当該行為が不当な取引制限である場合にあっては、当該行為に係る事業活動について当該措置の実施後当該行為の影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告に関する措置を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務

の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 次号及び第三号以外の場合 千分の三十(小売業については千分の二十、卸売業については千分の十とする。)(次号において「基準率」という。)

二 実行期間の開始の日の属する事業年度(政令で定める事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。)(開始の日前三年以内を開始した事業年度(以下「基準事業年度」という。)(の全期間における政令で定める方法により算定した売上額に対する政令で定める方法により算定した経常利益の額の比率(以下「経常利益率」という。)(が千分の三(小売業については千分の二、卸売業については千分の一とする。)(次号において同じ。)(を超過し、基準率未満であると認められる場合 当該事業者の経常利益率

三 基準事業年度の全期間における当該事業者の経常利益率が千分の三以下であると認められる場合及び当該事業者につき基準事業年度がない場合 千分の三

前項の規定による命令を受けたものは、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、合併後に存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為とみなして、前三項の規定を適用する。

実行期間の終了した日から三年を経過したとき(当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき(当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき)は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について、第四十八条の二第一項の規定により課徴金を国庫に納付することを命じた後においては、この限りでない。

第八条の二第一項中「差止」を「差止め」に改め、「措置」の下に「(当該行為が同条第一項第一号の規定に違反するものである場合にあっては、当該行為に係る事業活動について当該措置の実施後当該行為の影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告に関する措置を含む。)」を加え、同条第二項中「前項を」を「第一項に改め、「認めるときは」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い」を、「含む」の下に「第四十八条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「同項」を「第一項に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第七条第二項の規定は、前条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に準用する。

第三章中第八条の二の次に次の一条を加える。

第八条の三 第七条の二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号(不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。)(の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者

者団体が」と、「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者)に対し」と読み替へるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 独占的地位

第八条の四 独占的地位があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たつては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者が雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

- 一 資産及び収支その他の経理の状況
- 二 役員及び従業員の状態
- 三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- 四 事業設備の状況
- 五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
- 六 生産、販売等の能力及び状況
- 七 資金、原材料等の取得の能力及び状況
- 八 商品又は役務の供給及び流通の状況
- 第九条の次に次の一条を加える。
- 第九条の二 金融業(銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。)(以外の事業を営む株式会社であつて、その

資本の額が百億円以上又はその純資産の額(最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、最終の事業年度終了の日後において商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。)が三百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する国内の会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。)の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額(以下「基準額」という。)を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

一 政府、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人で政府が資本の全額を出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることができものが出資している国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合

二 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達に困難なものを営む国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合

三 専ら次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業を営むことを目的とする国内の会社で、その事業活動をその目的に沿つて行うものの株式を取得し、又は所有する場合

イ 国外における事業(当該事業に密接に関連する事業及びこれに附帯する事業で国内におけるものを含む。)

ロ 外国の政府又は外国の法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業(当該事業

に密接に関連する事業及びこれに附帯する事業を含む。)(以下この号において「投融資事業」という。)

ハ 前号に規定する会社に対する投融資事業ニこの号に該当する会社に対する投融資事業

四 第二号に規定する事業及び前号に規定する投融資事業を営む国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合

五 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する国内の会社の発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合。ただし、当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合に限る。

六 外国の政府、外国の法人又は外国人とこの条の規定が適用される株式会社とが共同して出資することにより設立する国内の会社(第三項において「共同出資会社」という。で、当該共同出資の形態をとることがその事業活動のために特に必要とされるものの株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合に限る。

七 現に所有する株式(前各号の規定に該当する場合)における当該所有する株式を除く。に

ついて割り当てられる新株又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から二年以内(次号又は第九号に該当する場合における当該所有する株式に係る場合にあつては、これらの規定又は第六項に定める期間内)において所有する場合に限る。

八 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十五条の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年)以内において所有する

場合に限る。

九 緊急やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、取得後遅滞なく公正取引委員会の承認を受け、当該承認で定められた期間内において所有する場合に限る。

前項に規定する株式会社の基準額が減少したため、その所有する国内の会社の株式の取得価額の合計額が基準額を超えることとなつた場合においては、その超えることとなつた日から五年間における同項の規定の適用については、その取得価額の合計額を基準額とみなす。ただし、基準額が増加して、その取得価額の合計額以上となつたときは、この限りでない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可又は同項第九号の承認をしようとするときは、あらかじめ当該認可又は承認に係る株式の取得をしようとする会社の経理につき特別の法律に基づいて勧告又は指示をすることができ大臣に協議しなければならない。

場合に限る。

第一項第三号に該当する会社が同号に該当しなくなつた場合においては、その該当しなくなつた日から一年間は、当該会社の株式の所有については、同項の規定は、適用しない。

第一項第九号ただし書の承認が受けられなかつた場合においては、その承認が受けられなかつた日から一箇月間は、当該承認に係る株式の所有については、同項の規定は、適用しない。

経済事情が変化して、資本の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社(金融業を営むものを除く。以下この項において同じ。)(資本の額及び純資産の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社の純資産の額に著しい増減を生じたときは、これらの

事情を考慮して、第一項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第十條第二項中「銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。」「を削り、「五億円をこえる」を「二十億円を超える」に、「株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する」を「金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について委託者に指図を行うことができる」に改める。

第十一條第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。))を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有する場合。ただし、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について委託者若しくは受益者が委託者に指図を行うことができる場合に限る。

第十一條第二項中「百分の十」を「百分の五」に、「こえて」を「超えて」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三條第三項中「五億円をこえる」を「二十億円を超える」に改める。

第十七條の二第二項中「第十條」を「第九條の二第一項、第十條」に改める。

第二十條中「差止」を「差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」に改め、同条に次の一項を加える。

第七條第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第二十六條第一項中「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」を「第四十八條第四項、第五十三條の三第一項若しくは第五十四條第一項から第三項までの規定による審決が確定した後、又はこれらの規定による審決がされなかつた

場合に於ては、第五十四條の二「第一項」に改める。

第三十四條に次の一項を加える。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第三十五條の三中「左の」を「次の」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 審決の執行及び課徴金の徴収に関すること。

第三十五條の四中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「認可」の下に「承認を、」関することの下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第三十五條の五中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「違反事件」を「事件」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 課徴金の納付命令に関すること。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 国内において供給された同種の商品(輸出されたものを除く。以下この条において同じ。)(の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。又は国内において供給された同種の役務の価額(当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。))の政令で定める一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量(一の事業者が供給する当該同種の商品又は役務の数量をいい、数量によることが適当でない場合に於ては、その価額とする。以下この条において同じ。))が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量(以下「総供給量」という。)に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給

量が多い事業者を含む二以上の主要事業者(その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下この条において同じ。))が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣の認可、承認又は届出に係る場合(届出に係る場合に於ては、主務大臣が価格の変更を命ずることができ、この限りでない。))における価格の引上げについては、この限りでない。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第四十四條第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十條の二「第一項の規定により求めた報告の概要を示すもの」とする。

第四十五條第三項中「事実」の下に「又は独占的狀態に該当する事実」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

第四十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「臨検して」を「立ち入り」に改め、同条第三項中「臨検検査」を「立入検査」に、「証票を携帯せなければならぬ」を「身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならぬ

い」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による処分の特限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八條第一項中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第二項」を、「当該違反行為をしていないもの」の下に「当該違反行為が第八條に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第三條、第八條第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九條の規定に違反する行為が既になくなつていないと認められる場合において、特に必要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの(当該違反行為が第八條第一項第一号、第四号又は第五号に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。))に対し適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八條の次に次の一條を加える。

第四十八條の二 公正取引委員会は、第七條の二第一項(第八條の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する事実があるとき、事業者又は事業者団体の構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者。以下この条において同じ。))に対し、第七條の二第二項に定める課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為について審判手続が開始された場合には、審判手続が終了した後でなければ命ずることができない。

前項の規定による命令(以下「納付命令」という。))は、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載した課徴金納付命令書の謄本を送達して行

う。

前項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を送達した日から二箇月後に定めなければならない。

公正取引委員会は、納付命令をしようとするときは、当該事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

納付命令に不服があるものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本が到達した日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該事件について、審判手続の開始を請求することができる。

納付命令は、前項に規定する期間を経過した後は、第二十六條の規定の適用については、当該違反行為について前条第四項、第五十三條の三第一項又は第五十四條第一項から第三項までの規定による審決がされた場合を除き、確定した審決とみなす。

第四十九條中「前条第一項の場合」を「第四十八條第一項若しくは第二項に規定する場合又は独占的狀態があると認める場合(第八條の四第一項ただし書に規定する場合を除く。第五十四條第一項において同じ。)」に改め、同条に次の三項を加える。

前条第五項の規定による請求があつた場合においては、公正取引委員会は、当該請求を不適法として審決をもつて却下する場合を除き、遅滞なく、当該請求に係る事件について審判手続を開始しなければならない。

前項の規定により審判手続が開始された場合においては、当該事件に係る納付命令は、その効力を失う。

公正取引委員会は、第八條の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第五十條第二項を次のように改める。

審判手続は、第七條第一項若しくは第二項

(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む)、第八條の二第二項若しくは第三項、第八條の四第一項、第十七條の二若しくは第二十條第一項に規定する措置(第五十二條第一項において「排除等の措置」という)を命じようとするもの又は第四十八條の二第五項の規定による請求をしたもの(以下「被審人」という)に審判開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

第五十二條第一項中「第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條の規定による措置」を「排除等の措置又は第七條の二第一項(第八條の三において準用する場合を含む)の規定により課徴金の納付に、且つ」を「かつ」に、「随検して」を「立ち入って」に改める。

第五十三條の三中「以て申し出て、且つ、当該違反行為を排除するために自ら採るべき具体的措置」を「もつて申し出て、かつ、当該違反行為を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は独占的狀態に係る商品若しくは役務について競争を回復させるために自らとるべき具体的措置」に改め、同条に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第八條の四第一項に係る事件について前項の規定により審決しようとするときは、被害人の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第五十四條第一項中「第九條第一項若しくは第二項の下に、第九條の二第二項を加え、又は第十九條を若しくは第十九條に改め、認める場合」の下に「又は独占的狀態があると認める場合」を加え、「第七條、第八條の二を」を「第七條第一項、第八條の二第二項若しくは第三項に、又は第二十條を若しくは第二十條第一項又は第八條の四第一項」に改め、同条第二項中「規定する行為」の下に「又は独占的狀態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合」に、「且つ、既に当該行為がなくなつて」と認める場合を「かつ、既に当該行為若しくは独占的狀態に該当する事実がなくなつて」と認める場合(前項の規定により審

決をする場合を除く)又は独占的狀態に該当する事実があつて第八條の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第八條第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九條の規定に違反する行為が既になくなつて」と認める場合において、特に必要があるとき、審決をもつて、被審人に対し、第七條第二項(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む)に規定する措置を命じなければならない。

前条第二項の規定は、第一項の規定により第八條の四第一項の措置を命ずる審決をしようとするときに準用する。

第五十四條の次に次の一項を加える。

第五十四條の二 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第七條の二第二項(第八條の三において準用する場合を含む)に規定する事実があるとき、審決をもつて、被害者に対し、当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第四十八條の二第三項の規定は、前項の審決に準用する。

第五十五條第二項中「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

第八條の四第一項の措置を命ずる審決をするには、前項において準用する第三十四條第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しななければならない。

第五十七條第一項中「適用」の下に「並びに第五十四條の二第一項の審決にあつては、課徴金の計算の基礎」を加える。

第五十八條に次の一項を加える。

第八條の四第一項の措置を命ずる審決は、確定しなければ執行することができない。

第六十二條第一項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「以て」を「もつて」に、「差止」を「差止め」に改める。

第六十四條中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条の次に次の一項を加える。

第六十四條の二 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

第六十五條第一項中「第十一條第一項」を「第九條の二第一項第六号、第十一條第一項」に、「又は第二十四條の四第二項の規定による認可」を若しくは第二十四條の四第二項の認可又は第九條の二第一項第九号の承認に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第六十六條第二項中「当該審決」の下に「(第五十四條の二第一項の審決を除く)」を加え、「以て」を「もつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十七條第一項中「第九條第一項若しくは第二項」の下に、「第九條の二第一項」を加え、「疑」を「疑い」に改める。

第六十九條中「又は」の下に「課徴金納付命令書若しくは」を加える。

第七十一條中「第二條第七項」を「第二條第九項」に改める。

に、「聞き、且つ」を「聴き、かつ」に改める。

第七十二條中「第二條第七項」を「第二條第九項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第七十二條の二 公正取引委員会は、第八條の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第七十六條中「認可申請」を「認可又は承認の申請」に改める。

第七十七條第一項中「三十日」の下に「(第八條の四第一項の措置を命ずる審決については、三箇月)」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 雑則

第八十八條の三 この法律に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第八十九條第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十條中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條第一項」を「第四十八條第四項、第五十三條の三第一項又は第五十四條第一項若しくは第二項」に改める。

第九十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号中「第十七條」を「前各号に掲げる規定による禁止又は制限につき第十七條」に改め、同条を同条第七号とし、同条第二号から同条第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九條の二第一項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

第九十一條の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条に次の一号を加える。

十 第四十條の二第二項の規定による処分に違

反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第九十三条中「五万円」を「十万円」に改める。
第九十四条中「二万円」を「十万円」に改める。
第九十四条の二中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第九十五条第一項中「第九十一条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第九十一条（第五号を除く。）」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「第九十一条第一号若しくは第五号」を「第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）」に、「第二号若しくは第五号」を「第二号、第五号若しくは第十号」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十五条の三を第九十五条の四とし、第九十五条の二第一項中「第九十条第一号若しくは第二号」を「第九十条」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。
第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条（第五号を除く。）の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十七条中「第四十八条第三項、第五十三条の三又は第五十四条第一項」を「第四十八条第四項、第五十三条の三第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項」に、「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。
第九十八条中「三万円」を「三十万円」に改める。
第九十六条中「第九条の下に」を「第九条の二」を加え、「第十二条」を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
（経過措置）
第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定によつてしたものとみなす。

第三条 新法第七條第二項（新法第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新法第七條の二第二項（新法第八條の三において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に既になくなつてゐる行為には、適用しない。
2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七條の二第二項（新法第八條の三において準用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を施行期間とみなす。

第四条 新法第九條の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）を超えてゐる場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいずれか少ない額（以下「特例基準額」という。）を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基準額が基準額以下であるとき、又は基準額が増加して特例基準額以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する国内の会社（新法第九條の二第一項第一号から第四号までに規定する国内の会社を除く。以下この条において同じ。）の株式の取得価額（新法第九條の二第二項に規定する取得価額をいう。以下同じ。）の合計額
二 昭和四十九年十二月三十一日に所有する国内の会社の株式の取得価額の合計額（同日の翌日から施行日の前日までに、当該株式につ

いて割り当てられる新株を取得し、又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得した場合においては、当該新株の取得価額の合計額を加えた額）
2 新法第九條の二第二項に規定する株式会社につき、前項第一号に掲げる額が特例基準額（同項ただし書に該当する場合にあつては、基準額）を超えてゐる場合においては、施行日から一年間は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額を基準額とみなして、同条第二項の規定を適用する。

第五条 前条の規定は、施行日に現に存する株式会社（施行日から十年を経過する日までの間において、新たに新法第九條の二第二項の規定の適用を受けることとなつた場合に準用する。）の場合において、前条第一項中「施行日」とあるのは「同項の規定の適用を受けることとなつた日」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「同項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

第六条 金融業を営む会社（新法第十一條第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをいう。）（以下「金融会社」という。）が施行日に国内の会社の株式（同条第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この条において同じ。）をその発行済の株式の総数の百分の五（以下「基準株式数」という。）を超えて所有してゐる場合（当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有してゐる場合にあつては、旧法第十一條第一項ただし書若しくは同条第二項の認可を受けた、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所有してゐる場合に限り）におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有については、施行日から十年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない数（以下「特例基準株式数」という。）を基準株式数とみなす。

して、新法第十一條の規定を適用する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以下であるとき、又は基準株式数が増加して特例基準株式数以上となつたときは、この限りでない。
一 施行日に所有する当該国内の会社の株式の数
二 昭和四十九年十二月三十一日に所有する当該国内の会社の株式の数
三 施行日における当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十
2 前項第二号に規定する株式につき、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、昭和四十九年十二月三十一日に所有する当該国内の会社の株式の数の、それぞれ当該各号に定める株式の数を加えた数（第四号に掲げる事由が生じたときは、同号に定める株式の数を減じた数）を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

一 株式の分割があつたとき 同日に所有する株式の分割により増加した株式の数
二 新株の発行又は株式による利益の配当があつたとき 同日に所有する株式に割り当てられた新株又は利益の配当として取得した新株の数
三 当該国内の会社が合併して存続するとき 同日に所有する合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該存続する会社の株式の数
四 株式の併合又は消却があつたとき 同日に所有する株式の併合又は消却により減少した株式の数
3 昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間に合併により設立された国内の会社に係る第一項の規定の適用については、昭和四十九年十二月三十一日に所有する当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

4 昭和五十年一月一日から施行日の前日までの

間に国内の会社の合併が行われ、合併した会社
の一方が存続する場合において、第一項の規定
の適用を受ける金融会社が昭和四十九年十二月
三十一日に当該合併により存続する会社の株式
を所有していなかったときは、同日に所有する
当該合併により消滅した会社の株式に割り当て
られた当該合併により存続する会社の株式の数を
同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

5 金融会社が施行日に所有する国内の会社の株式
の数が特例基準株式数（第一項ただし書に該
当する場合にあつては、基準株式数）を超えて
いる場合（同項第三号に掲げる株式の数が特例
基準株式数となる場合を除く）においては、施
行日から一年間は、施行日に所有する株式の数を
基準株式数とみなして、新法第十一条の規定
を適用する。この場合においては、第七項の規
定を準用する。

6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式
の数を特例基準株式数とする金融会社の施行日
に所有する株式に旧法第十一条第一項第一号又
は第二号に該当して所有するものがある場合に
おいては、当該株式の取得の日を当該国内の会
社の株式を基準株式数を超えて所有することと
なつた日とみなして、新法第十一条第二項の規
定を適用する。

7 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一
項の規定の適用を受けるものについて、施行日
以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは
は、特例基準株式数に、同項の規定の例により
加減した株式の数を特例基準株式数とみなす。
ただし、同項第二号の規定の適用により加算さ
れる株式（準備金の資本への組入れにより無償
で割り当てられた新株を除く）については、取
得の日から二年以内において所有する場合に限
る。

8 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一
項の規定の適用を受けるものを発行する国内の
会社が合併により消滅した場合において、その
金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式

を基準株式数を超えて所有することとなるとき
は、当該国内の会社の株式について、それぞれ
当該各号に定める株式の数を特例基準株式数と
みなす。ただし、当該合併により存続する会社
の株式について前項の規定の適用があるときは
は、この限りでない。

一 当該合併後存続する会社 合併の時に所有
するその会社の株式の数が合併の時に所有す
る当該合併により消滅した会社の株式に割り
当てられた当該合併後存続する会社の株式の
数を加えた数

二 当該合併により設立された会社 合併の時
に所有する当該合併により消滅した会社の株式
に割り当てられた当該合併により設立され
た会社の株式の数の和

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第八條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法
律第八十一号）の一部を次のように改正す
る。

第八十八條中「から第四十二條まで」を「、第
四十一條、第四十二條」に、「第六十一條まで」
を「第四十七條まで、第四十八條第一項、第三
項及び第四項、第四十九條第一項、第五十條から
第五十三條の二まで、第五十三條の三第一
項、第五十四條第一項及び第三項、第五十五條
第一項及び第二項、第五十六條、第五十七條、
第五十八條第一項、第五十九條から第六十一條
まで」に、「及び」を「並びに」に改める。
（会社更生法の一部改正）
第九條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十
二號）の一部を次のように改正する。

第二百六十五條中「第十一條」を「第九條の
二（大規模会社の株式保有の制限）及び第十一
條」に改める。
（小売商業調整特別措置法の一部改正）
第十條 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年
法律第五十五號）の一部を次のように改正す

る。
第十二條第一項中「第二條第七項」を「第二
條第九項」に改める。
（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）
第十一條 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十
八年法律第一一號）の一部を次のように改正
する。
第十六條の次に次の一條を加える。
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關す
る法律の適用除外）
第十六條の二 私的独占の禁止及び公正取引の
確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十
四號）第九條の二の規定は、第八條第一項第
一號又は第二號に規定する事業としての株式
の保有については、適用しない。
（所得税法の一部改正）
第十二條 所得税法（昭和四十年法律第三十三
號）の一部を次のように改正する。
第四十五條第一項に次の一號を加える。
九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四號）
の規定による課徴金及び延滞金
（法人税法の一部改正）
第十三條 法人税法（昭和四十年法律第三十四
號）の一部を次のように改正する。
第三十八條第二項に次の一號を加える。
七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四號）
の規定による課徴金及び延滞金

る。
これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する
法律の一部を改正する法律案（参議院議員外十
九名提出）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に關す
る法律の一部を改正する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法
律（昭和二十二年法律第五十四號）の一部を次の
ように改正する。

目次中「第二章 私的独占及び不当な取引制
限」を「第二章 私的独占及び不当な取引制限
」に、「第三章の二 独占的地位の排除」
に、「第五章 不公正な取引方法」を「第五章の
二 不公正な取引方法」に改める。
第二章第六項中「対価を決定し、維持し、若し
くは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若し
くは取引の相手方を制限する等」を削り、同条に
次の一項を加える。
この法律において市場占拠率とは、公正取引
委員会規則で定めるところにより算定した一の
事業者の供給する商品又は役務（以下「商品等」
という）が当該商品等の取引分野において占
める割合をいう。
第四條及び第五條を次のように改める。
第四條 事業者は、共同して次の各号の一に該當
する行為をしてはならない。
一 対価を決定し、維持し、又は引き上げるこ
と。
二 生産数量又は販売数量を制限すること。
三 技術、製品、販路又は顧客を制限するこ
と。
四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しく
は新生産方式の採用を制限すること。
前項の規定は、一定の取引分野における競争
に対する当該共同行為の影響が問題とする程度

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ
自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に
資するため、不当な取引制限等について課徴金の
納付を命ずる制度及び独占的地位が生じた場合に
おける競争回復のための措置に關する制度を新設
するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に
對する排除措置等を強化する等の必要がある。こ

に至らないものである場合には、適用しない。
第五條 削除

第七條中「第三條」の下に、「第四條第一項」を加え、「差止」を「差止め、会社の分割」に改め、「必要な措置」の下に、「対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態を排除するために必要な措置若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同条に後段として次のように加える。
その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第七條に次の一項を加える。

前項の規定による会社の分割又は営業の一部の譲渡の命令を実施するについては、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立総会又は株主総会の決議を要しない。
第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 独占的地位の排除

第七條の二 公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、会社の分割、営業の一部の譲渡その他独占的地位を排除するために必要な措置を命ずることができ。
前項の独占的地位とは、次の各号に該当する場合をいう。

- 一 又は二の事業者の供給する商品等の市場占有率が著しく高いこと。
 - 二 競争が実質的に抑圧されていること。
 - 三 他の事業者が新たに事業を起こすことが著しく困難であること。
- 公正取引委員会は、第一項の措置を命ずるに当たつては、当該事業者につき、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
- 一 資本金、積立金その他資産の状況
 - 二 収入、支出その他経営の状況
 - 三 工場、事業場等の配置
 - 四 事業設備の状況

五 特許権の有無及び内容その他技術上の特質

六 生産、販売等の能力及び状況
七 資金、原材料等の取得の能力
前条第二項の規定は、第一項の規定による会社の分割又は営業の一部の譲渡の命令を実施する場合について、準用する。
第八條第一項第五号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 事業者が共同して第四條第一項各号の一に該当する行為をさせるようにすること。
第八條の二第二項中「差止」を「差止め」に改め、「必要な措置」の下に、「対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態の排除に必要な措置若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同項に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第十條第一項中「制限する」を「減殺する」に改め、同条第二項中「金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ）」以外の事業を営む国内の会社であつて、「を」国内の会社であつてに、「こゝろ」を「超える」に改め、「金融業以外の事業を営む」を削り、同条の次に次の二条を加える。
第十條の二 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ）以外の事業を営む国内の会社であつて、その資本の額が百億円を超え、又はその総資産が二千億円を超えるもの（以下次条において「大規模会社」という。）は、その純資産（最終の貸借対照表における資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額をいう。）の二分の一に相当する額又はその資本の額のいずれか多い額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有しているについては、次の各号に掲げる株式

一 国、地方公共団体又は政府関係機関が出資

している会社であつて政令で指定するものの株式

二 専ら外国において資源の開発の事業を営む会社であつて政令で指定するものの株式
三 担保権の行使又は代物弁済の受領により取得し、又は所有する株式。ただし、公正取引委員会が定める期間内に限る。
四 会社の分割その他現物出資により取得し、又は所有する株式。ただし、公正取引委員会が定める期間内に限る。
第十條の三 大規模会社は、自己と国内において競争関係にある国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。
第十一條第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「引受け」を「引受け」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第十二條を次のように改める。

第十二條 資本の額が五十億円を超える会社は、その発行済の株式の総数の百分の十五を超えて、一又は二以上の国内の他の会社との間に於いて相互にそれぞれの株式を持ち合つてはならない。
前項の場合において、持ち合つてある株式の数については、各持合株式数（たの一の会社と相互に持ち合つてある株式の数のうちいずれか少ない株式の数をいう。）を合計した数によるものとする。
第十三條第一項中「制限する」を「減殺する」に改める。
第十四條第一項中「制限する」を「減殺する」に改める。
第十五條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一項第一号中「制限する」を「減殺する」に改める。

第十七條の二第二項中「第十條、第十一條第一項、第十二條」に改め、同条に次の一項を加える。

第七條第二項の規定は、第一項の規定による営業の一部の譲渡の命令を実施する場合について、準用する。
第二十條中「差止」を「差止めその他当該行為を排除するために必要な措置、対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態を排除するために必要な措置又は当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」に改め、同条に後段として次のように加える。
その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 寡占商品の対価の引上げ
第二十條の二 事業者は、その供給する寡占商品（一の指定商品（国民生活上又は国民経済上重要な商品等であつて公正取引委員会が指定するものをいう。以下同じ。）の取引分野において、三以内の事業者の供給する当該指定商品の市場占有率の合計が百分の六十以上又は十以内の事業者の供給する当該指定商品の市場占有率の合計が百分の九十以上である指定商品をいう。）であつて、当該事業者の市場占有率が百分の十五以上であるものの対価を引き上げようとするときは、その引き上げようとする日の三十日前までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公正取引委員会に届け出なければならない。
公正取引委員会は、前項の届出に係る対価が不当に高いものであり、一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認められるときは、当該対価の引上げ前に、当該届出に係る事項を公表するものとする。
第五章の三 課徴金

第二十條の三 公正取引委員会は、第三條、第四

条第一項、第六條第一項、第八條第一項又は第十九條の規定に違反する行為により商品等の対価が引き上げられた場合には、第八章第二節に規定する手続に従ひ、当該対価の引上げをした事業者に対し、課徴金を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

前項の課徴金の額は、当該引上額に当該違反行為が行われた期間における当該商品等の販売数量を乗じて得た額を限度とする。

第二十條の四 公正取引委員会は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第二十四條の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する物を買受けて販売する事業者がその物を販売する価格をいう。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がその著作物を発行する事業者の意に反して当該行為をする場合は、この限りでない。

第二十四條の二第五項各号列記以外の部分中
第一類第九号 商工委員會議録第十六号 昭和五十年五月二十三日

「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「若者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項」を「若者が使用するために同項」に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十四條の三第五項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において当該申請を認可したとき又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について第六十六條第一項の規定による変更の処分をしたときは、当該共同行為がやむを得ないものであることを証明するのに必要な限度で、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当該生産業者等の経理内容を公表しなければならない。

第二十六條を次のように改める。
第二十六條 削除
第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 公正取引委員会は、他の行政機関の措置がこの法律の目的に照らして適切でないことを認めるときは、当該行政機関の長に対し、その措置の是正について勧告することができ、
第二十九條第一項中「四人を以て」を「六人を以て」に改める。
第三十四條第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三十五條第一項中「事務局」を「事務総局」に、「事務局長の外」を「事務総長のほか」に改め、同条第二項中「事務局」を「事務総局」に、「五人」を「七人」に改め、同条第三項中「事務局」を「事務総局」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五條の二を次のように改める。
第三十五條の二 公正取引委員会の事務総局に、官房のほか、次の四局を置く。

第一類第九号 商工委員會議録第十六号 昭和五十年五月二十三日

経済局
取引局
審査局
審判局
第三十五條の三各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「局内」を「事務局内」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「他部」を「他局」に改め、同条同条第四号とする。

第三十五條の四各号列記以外の部分中「經濟部」を「経済局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「再販売価格に関する商品」を「指定商品」に改める。

第三十五條の五各号列記以外の部分中「審査部」を「審査局」に、「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の一條を加える。
第三十五條の五の二 審判局においては、審判に関する事務をつかさどる。

第三十五條の六第一項中「事務局」を「事務総局」に、「札幌地方事務所、仙台地方事務所、名古屋地方事務所、大阪地方事務所、広島地方事務所、高松地方事務所及び福岡地方事務所」を「札幌地方局、仙台地方局、名古屋地方局、金沢地方局、大阪地方局、広島地方局、高松地方局及び福岡地方局」に改め、同条第二項中「地方事務所」を「地方局」に改める。

第三十五條の七中「事務局」を「事務総局」に改める。
第四十五條第二項の次に次の一項を加える。
公正取引委員会は、前項の規定による調査をしたときは、第一項の措置を求めた者に対し、当該調査の結果を文書で通知しなければならない。

第四十八條第一項中「第三條」の下に、「第四條第一項」を加え、「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條」を「第十條から第十條の三

第一類第九号 商工委員會議録第十六号 昭和五十年五月二十三日

まで、第十一條第一項、第十二條から第十四條まで、「当該違反行為をしていないものに対し」を「当該違反行為をしていないもの（当該違反行為をしたものを含む。以下第五十條第二項において同じ。）に対し、一定の事業分野において独占的地位（第七條の二第二項に規定する独占的地位をいう。以下同じ。）があり、他の方法によつて競争を回復することが著しく困難であると認める場合には当該事業者に対し」に改める。

第五十條第二項中「以下」を「又は当該事業者（以下これを）に改める。

第五十二條第一項中「第七條」を「第七條第一項、第七條の二第一項」に、「又は第二十條」を「第二十條又は第二十條の三第一項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三條の三「文書を以て」を「文書をもつて」に、「且つ、当該違反行為を排除する」を「かつ、当該違反行為若しくは当該違反行為によつてもたらされた状態若しくは独占的地位を排除するため、又は当該違反行為が再び行われることを防止する」に改める。

第五十四條第一項中「第三條」の下に、「第四條第一項」を加え、「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條」を「第十條から第十四條まで、第十一條第一項、第十二條から第十四條まで」に、「又は第十九條」を「若しくは第十九條」に改め、「認める場合」の下に「又は一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合」を加え、「第七條」を「第七條第一項」に、「又は第二十條」を「第二十條若しくは第二十條の三第一項」に改め、「措置」の下に「又は第七條の二第二項に規定する措置」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、前項の措置のうち会社の分割又は営業の一部の譲渡を命じようとするときは、あらかじめ、被審人に対し、その旨を通知し、会社の分割又は営業の一部の譲渡の具体

第一類第九号 商工委員會議録第十六号 昭和五十年五月二十三日

的措施に關し意見を求めなければならない。

第六十四條の次に次の一條を加える。

第六十四條の二 審決により第七條第一項、第八條の二又は第二十條の規定による対価の引下命令を受けた者は、当該審決の確定後六月以内に当該審決に係る対価を引き上げようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

第六十五條第一項中「第十一條第一項」を「第十條の三、第十一條第一項」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十七條第一項中「申立」を「申立て」に改め、「第三條の下に」「第四條第一項」を加え、「第十條第一項、第十一條第一項」を「第十條第一項、第十條の二、第十條の三、第十一條第一項、第十二條」に、「疑」を「疑い」に改め、「当該行為」の下に「(対価の引上げその他当該行為によつてもたらされた状態を含む)」を加える。

第七十二條中「第二條第七項」の下に「及び第二十條の二第一項」を加える。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 事業者につき第三條又は第十九條の規定に違反する行為があつた旨の第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條第一項の規定による審決が確定したときは、第二十五條の規定による損害賠償の請求に関する訴訟においては、当該事業者につき当該違反行為があつたものと推定する。

第八十五條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八十九條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三 第八條第一項第六号の規定に違反して事業者者に不正な取引方法に該当する行為をさせたもの

四 第十九條の規定に違反して不正な取引方法を用いた者

第九十條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第三号又は第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二号」を「第三号」に改め、「取引制限」の下に「又は不正な取引方法」を加え、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者

第九十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「前段」の下に「第十條の二又は第十條の三」を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二條第一項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

第九十一條の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号中「第四十四條の二第六項」を「第二十條の二第一項又は第六十四條の二第一項」に改める。

第九十三條中「五十万円」を「五十万円」に改める。

第九十四條中「一万円」を「十万円」に改める。

第九十四條の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五千円」を「五万円」に改める。

第九十五條の三第一項中「第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条を第九十五條の四とする。

第九十五條の二第一項中「第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、「第一号若しくは第二号」を「第二号(第八條第一項第三号に係る部分に限る。若しくは第三号)に改め、同条を第九十五條の三とし、第九十五條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二 第八十九條第一項第一号若しくは第四号又は第九十條第一号若しくは第二号(第六條第一項に係る部分に限る。)の違反行為があつた場合において、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人である事業者の役員又は当該法人でない団体である事業者の理事その他の役員に対して、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

第九十六條の次に次の一條を加える。

第九十六條の二 何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると思料するときは、公正取引委員会に対し、第七十三條の規定による告発をすべき旨を請求することができる。

公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三條の規定による告発をしないうちに決定したときは、その旨及びその理由を当該請求をした者に、文書で通知しなければならない。

第九十七條中「五十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第十四條の規定は、昭和五十年十月一日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二條 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十九條第二項の規定する委員の任命のために必要な行為は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

第三條 新法第三十條第四項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員

の任命について準用する。
(大規模会社等の株式保有の制限に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に大規模会社(新法第十條の二に規定する大規模会社に該当するものをいう。以下同じ。)若しくは金融業(同条に規定する金融業に該当するものをいう。以下同じ。)を営む会社又は資本の額が五十億円を超える会社(以下本条においてこれらを「株式保有制限会社」という。)が新法第十條の二から第十二條までの規定に違反して所有する株式の処置に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の政令においては、株式の処分に関し、処分を要する株式の数、証券市場の動向その他の事情に応じ、五年を超えない範囲内において株式を処分すべき期間を定めることができる。

3 第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又は情状によりこれを併科することができ、旨の規定及び株式保有制限会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その株式保有制限会社の業務に關し当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その株式保有制限会社に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(課徴金に関する経過措置)

第五條 新法第二十條の三第一項の規定は、この法律の施行前に行われたこの法律による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第三條、第六條第一項、第八條第一項又は第十九條の規定に違反する行為については、適用しない。

(損害賠償の請求に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に訴えの提起があつた旧法第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行前に審決が確定した事件

に係る旧法第二十五条の規定による損害賠償請求権については、旧法第二十六条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(課徴金の消費者への還元の制度についての検討)

第九条 政府は、国庫に納付された課徴金の消費者への還元の制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(国家行政組織法の一部改正)

第十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「事務局」を「事務総局又は事務局」に改め、「第三項」の下に「(事務局総局を置く委員会にあつては、第一項)を加える。

第二十条第一項及び第三項中「事務局」を「事務総局又は事務局」に改める。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第十一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第九条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十年五月二十三日

の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

の規定による課徴金及び延滞金

(行政機関の職員に関する法律の一部改正)

第十四条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万七千二百二人」に改める。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実状にかんがみ、違法な共同行為等の排除と併せてこれらの行為によりもたらされた対価の引上げその他の状態を排除するための措置を命じ得ることとするほか、独占的地位の排除、大規模会社等の特殊制限の強化、寡占商品の対価の引上げに関する規制、課徴金制度の創設、著作物以外の一般商品に係る再販売価格維持制度の廃止、無過失損害賠償請求制度の拡充、告発請求制度の創設、罰則の強化等に関し同法の規定を整備するとともに、公正取引委員会の組織の拡充及び定員の増大を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三億円の見込みである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(荒木宏典外二名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(荒木宏典外二名提出)

る法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 私的独占及び不当な取引制限」を「第二章 私的独占及び不当な取引制限」に改める。

第二章の二 独占的地位の排除

に、「第五章 不正な取引方法」を「第五章の二 不正な取引方法」に改める。

不正な取引方法

第一条中「且つ」を「かつ」に、「高め、以つて」を「高めるとともに」、巨大企業等による反社会的経済かく乱行為を禁止し、もつて」に改める。

第二条に次の三項を加える。

この法律において巨大企業とは、資本の額が百億円を超え、又は総資産(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。)が一十億円(銀行業、相互銀行業又は信託業を営む会社にあつては、一兆円)を超える国内の会社をいう。

この法律において独占企業集団構成企業とは、役員関係、株式の所有関係、取引関係その他の関係により相互に継続的かつ緊密に結合している企業の集団において融資その他の関係において中核的地位を占めておりと認められる金融業(銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。)を営む会社であつて公正取引委員会が指定するもの(以下「中核金融機関」という。)及び資本の額が一十億円を超える会社であつて次の各号の一に該当するものをいう。

一 最近の連続する毎三事業年度(六月をもつて一事業年度とする会社にあつては毎六事業年度。以下次号において同じ。)において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

二 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

三 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

四 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

五 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

六 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

七 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

八 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

九 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

十 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

いる場合においても、することが出来る。
第二章中第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 公正取引委員会は、第三條又は第六條第一項の規定に違反する行為により商品又は役務（以下「商品等」という。）の対価の引上げが行われた場合においては、事業者に対し、前条の措置に併せて、六月以内の期間を定めて、当該対価を当該違反行為が行われる直前の対価（事業者の責に帰することができない事由により当該商品等の原価が著しく上昇している場合においては、公正取引委員会が適正と認める額）に引き下げるべきことを命ずることが出来る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 独占的状態の排除

第七條の三 公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的状态があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、会社の分割、営業の一部の譲渡その他独占的状态を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。

前項の独占的状态とは、次の各号に該当する場合をいう。

- 一 又は二の事業者の供給する商品等の市場占有率が著しく高いこと。
 - 二 競争が実質的に抑圧されていること。
 - 三 他の事業者が新たに事業を起こすことが著しく困難であること。
- 公正取引委員会は、第一項の措置を命ずるに当たつては、当該事業者につき、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならぬ。
- 一 資本金、積立金その他資産の状況
 - 二 収入、支出その他経営の状況
 - 三 工場、事業場等の配置
 - 四 事業設備の状況
 - 五 特許権の有無及び内容その他技術上の特質
 - 六 生産、販売等の能力及び状況
 - 七 資金、原材料等の取得の能力

第八條の二第二項中「差止」を「差止め」に改め、「必要な措置」の下に「若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同項に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することが出来る。

第八條の二に次の一項を加える。

第七條の二の規定は、前二項に掲げる措置を命ずる場合について準用する。

第十條第二項中（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）及び（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）を削り、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十條の二 金融業以外の事業を営む巨大企業は、その純資産（最終の貸借対照表における資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額をいう。）の二分の一又は資本の額のいずれか多い額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

第十條の三 金融業以外の事業を営む巨大企業は、国内において競争関係にある他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。

第十一條第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「引受」を「引受け」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 巨大企業、独占企業集団構成企業又は外資系多国籍企業の役員は、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正

取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。

第十五條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 巨大企業が他の会社と合併する場合。ただし、一の巨大企業が資本の額が一千万円に満たない他の会社と合併する場合を除く。

第十七條の二第二項中「第十條」を「第十條から第十條の三まで」に改め、同条第二項中「第十條、第十四條」を「第十條から第十四條まで」に改める。

第二十條中「差止」を「差止めその他当該行為を排除するために必要な措置又は当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」に改め、同条に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することが出来る。

第二十條の二の規定は、前項に掲げる措置を命ずる場合について準用する。

第五章の次に第二章を加える。

第五章の二 巨大企業、独占企業集団構成企業及び外資系多国籍企業

第一節 反社会的経済かく乱行為の規制
第二十條の二 巨大企業、独占企業集団構成企業及び外資系多国籍企業（以下「巨大企業等」という。）は、反社会的経済かく乱行為をしてはならない。

前項の反社会的経済かく乱行為とは、不当に高い価格による商品等の販売、商品、株式又は土地に関する不当な投機的取引、農業又は中小企業の事業分野への不当な進出その他正常な国民経済の秩序をかく乱し、国民生活の安定を著しく害する行為であつて政令で定めるものをいう。

第二十條の三 前条第一項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該巨大企業等に対

し、当該行為の差止め、価格の引下げその他同項の規定に違反する行為を排除するために必要な措置又は当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命ずることが出来る。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することが出来る。

公正取引委員会は、前項の命令をするに当たつては、当該行為の規制につき権限を有する行政庁があるときは、あらかじめ、当該行政庁に協議しなければならない。

第二十條の四 公正取引委員会は、前条第一項に規定する措置を命じたときは、速やかにその要旨を公表しなければならない。

第二節 事業内容の報告及び公開

第二十條の五 巨大企業等は、次の各号に掲げる事項につき、公正取引委員会規則で定めるところにより、毎事業年度ごと（第二号に掲げる事項については、毎四半期ごと）に、公正取引委員会に報告書を提出しなければならない。第一号に掲げる事項については主要な商品等の価格を変更した場合、第五号に掲げる事項については当該協定又は契約を変更した場合も、同様とする。

- 一 主要な商品等の個別の原価、主要な事業部門ごとの全商品等の総原価及び会社の全商品等の総原価並びにこれらの明細（事業部門相互間、子会社若しくは関連会社相互間又は当該会社と子会社若しくは関連会社との間における原材料又は製品（中間製品を含む。）についての引渡側の原価及び受入側の価格を明示した振替価格を含む。）及び計算方法（連産品の等価係数の定め方又は共通費の配賦基準を含む。）
- 二 資産の運用についての当該会社及び各事業部門別の四半期ごとの計画及び実績
- 三 株式の所有、資金の貸付け及び借入れ、技術提携、役員の兼任等に係る他の会社との関係
- 四 主要な取引先及び当該取引先との取引の内

容

五 前二号に掲げる事項に係る主要な協定又は契約（第六条第二項の規定により届出をすべき国際的協定又は国際的契約を除く。）の概要

六 当該会社が証券取引所に株式を上場していない会社であるときは、その営業及び経理の状況

第二十條の六 公正取引委員会は、前條の規定による報告書の提出があつたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該報告書のうち同条第一号に掲げる事項に関する部分を公正取引委員会が指定する場所に備へ置き、当該報告書を受理した日から一年間、一般の閲覧に供しなければならない。

第五章の三 課徴金

第二十條の七 公正取引委員會は、第三條、第六條第一項、第八條第一項又は第十九條の規定に違反する行爲により商品等の対価が引き上げられた場合には、第八章第二節に規定する手続に従い、当該対価の引上げをした事業者に対し、課徴金を國庫に納付すべきことを命ずることができらる。

前項の課徴金の額は、当該引上額に当該違反行為が行われた期間における当該商品等の販売数量を乗じて得た額を限度とする。

第二十條の八 公正取引委員会は、第二十條の二第一項の規定に違反する行為により利得があるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該巨大企業等に対し、課徴金を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

前項の課徴金の額は、当該違反行為により利得した額を限度とする。

第二十條の九 公正取引委員会は、前二條の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその

納付の日までの日数により計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第二十四条の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を發行する事業者又はその發行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する物を買受けて販売する事業者がその物を販売する価格をいう）を決定するに、これを維持するためにする正当な行為に對しては、適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及ばざる限り、その物を販売する事業者がその著作物を發行する事業者の意に反して当該行為をする場合は、この限りでない。

第二十四條の二第五項各号列記以外の部分中第二項又は「を削り、左に」を「次に」に、「基

について」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「[者の消費の用に供する第二項に規定する商

品又は第四項]を「者が使用するために同項」に

改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削

る。

第二十四条の第三項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「困難となるに至るおそれがあること」を「困難であること」に改める。

第二十五条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は反社会的経済活動を行つた巨大企業等」を加え、同条第二項中「事業者」を「前項に規定する事業者又は巨大企業等」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十五条の二中「の外、左の三部」を「のほか、左の三部」に改める。

第三十五条の四各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「事業活動」の下に「（企業部の所掌に係るものを除く。）」を加える。

第三十五条の四の二各号列記以外の部分中「左の」を次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

一 中核金融機関の指定に関すること。

二 巨大企業等の反社会的経済かく乱行為その他の事業活動の調査に關すること。

第十四条第一項第十條、第十一條第二項、第十三條、第十四條を「第十條から第十條の三ま

で、第十一條第二項、第十二條から第十四條まで、に、「又は第十九條」を、第十九條又は第二十二條に、

条の「第二項」に「一、当該違反行為をしているもの」を「当該違反行為をしているもの（当該違反行為

を改め、「対し」の下に「、一定の事業分

野において独占的狀態（第七條の第三項に規定する独占的狀態をいう。以下同じ。）があり、他の

方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合には当該事業者に対し」を加

え、「とるべきこと」を「採るべきこと」に改める
第五十条第二項中「(以下)」を「又は当該事業者

（以下これを「に改める。」）
第五十二条第一項中「第七条」の下に「、第七条

「第二十条、第二十条の三第一項、第二十条の

七又は第二十条の八に、且つをかに改め
る。

第五十三条の三中「文書を以て」を「文書をもつて」に、「且つ、当該違反行為を排除する」を「かつ、当該違反行為を排除する」に改定した。

つ、当該違反行為若しくは独占的狀態を排除する

ため、又は当該違反行為が再び行われることを防止する」に改める。

第十三条、第十四条を「第十条から第十四条まで、第十一条第一項、第十二条から第十四条まで」に、「又は第十九条を」「第十九条又は第二十条の二第一項」に改め、「認める場合」の下に「又はは一定の事業分野において独占的狀態があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合」を、「第七条」の下に「第七

第二十条の二を加え、又は第二十条を、第二十条の三第一項、第二十条の七又は第二十条の八に改め、「措置」の下に「又は第七条の三第一項に規定する措置」を加える。

第六十五條第一項中「第十一條第一項若しくは第二項」を「第十條の三、第十一條第一項若しくは第二項、第十二條」に、「審決を以て」を「審決をもつて」に改める。

第六十七條第一項中「申立を」申立て」に、「第十一條第一項」を「第十條の二、第十條の三、第十一條第一項、第十二條」に、「又は第十九條」を「第十九條又は第二十條の二第二項」に、「疑を」疑

い」に改め、「停止すべきこと」の下に一若しくは
 対価を一時引き下げるべきこと」を加え、同条の
 次に次の一条を加える。

第六十七條の二 一定の取引分野において、三日

間に 同時に又は順次に、同一の又は近似の額又は比率で商品等の対価が引き上げられた場合において緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、当該

対価の一時引下げを命じ、又はその命令を取
消し、若しくは変更することができる。

第六十二条第二項の規定は、前項の規定に
る裁判について準用する。

第六十八條第一項中「前條第一項又は第二項」
「第六十七條第一項若しくは第二項又は前條第
項」に改める。

第七十二條中「第七項」の下に「及び第九項並

に第二十條の六を加える。

第八十五条第三号を削る。
第八十六条中「同条第二項」の下に、第六十七
条の第二項を加える。

第八十九條第一項各号列記以外の部分中「左の」
を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同
項に次の二号を加える。

三 第八條第一項第五号の規定に違反して事業
者に不正な取引方法に該当する行為をさせ
たもの。

四 第十九條の規定に違反して不正な取引方
法を用いた者

第九十條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」
に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第一号
中「不当な取引制限」の下に「又は不正な取引方
法」を加える。

第九十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を
「二百万円」に改め、同条第二号中「前段」の下に
「第十條の二又は第十條の三」を加え、同条第四
号中「第十三條第一項」を「第十二條又は第十三條
第一項」に改める。

第九十一條の二各号列記以外の部分中「左の」を
「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同
条第九号を次のように改める。

九 第二十條の五の規定に違反して報告書を提出
せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出
した者

第九十三條中「五十万円」を「五十万円」に改める。
第九十四條中「一万円」を「十万円」に改める。

第九十四條の二各号列記以外の部分中「左の」を
「次の」に、「五十万円」を「五十万円」に改める。

第九十五條の三第一項中「第八十九條第一項第
二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条を第
九十五條の三とし、第九十五條の次に次の一条を
加える。

第九十五條の二 第八十九條第一項第一号若しく
は第四号又は第九十條第一号の違反行為があつ

た場合において、その違反の計画を知り、その
防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為
を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた
当該法人又は当該法人でない団体である事業者
の役員に対して、それぞれ各本条の罰金刑を
科する。

第九十六條を次のように改める。
第九十七條中「五十万円」を「五十万円」に、「但し」
を「ただし」に改める。

第九十八條中「又は第二項」を「若しくは第二項
又は第六十七條の二第一項」に、「三十万円」を「三十
万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九
十日を経過した日から施行する。

(公正取引委員会の機構の拡充等)

第二條 政府は、この法律の円滑な実施を図るた
め、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の数
員の増加を図るよう必要な措置を講じなければ
ならない。

(役員兼任の制限に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際兼任している巨大企
業等（この法律による改正後の私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」
という。）第二十條の二第一項に規定する巨大企
業等に該当する者をいう。）の役員は、この法律
の施行の日から九十日以内に、いずれか一の地
位を除いて他の地位を辞さなければならぬ。

ただし、当該期間内に公正取引委員会の認可を
受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して役員を兼ねた者は、
これを一年以下の懲役又は二百万円以下の
罰金に処する。

(株式所有の制限に関する経過措置)
第四條 この法律の施行の際現に金融業（新法第
二條第九項に規定する金融業に該当するものを
いう。以下同じ。）以外の事業を営む巨大企業

(新法第二條第八項に規定する巨大企業に該当
する者をいう。以下同じ。)又は金融業を営む会
社が新法第十條の二若しくは第十條の三又は第
十一條第一項の規定に違反して所有する株式の
処置に必要事項は、政令で定める。

2 前項の政令においては、株式の処分に関し、
処分を要する株式の数、証券市場の動向その他
の事情に應じ、五年を超えない範囲内において
株式を処分すべき期間を定めることができる。

3 第一項の規定に基づく政令には、その政令若
しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基
づく処分違反した者を一年以下の懲役若しく
は二百万円以下の罰金に処し、又は情状により
これを併科することができ、旨の規定及び金融
業を営む会社又は金融業以外の事業を営む巨大
企業の代表者、代理人、使用人その他の従業者
が、その金融業を営む会社又は金融業以外の事
業を営む巨大企業の業務に関し当該違反行為を
したときは、行為者を罰するほか、その金融業
を営む会社又は金融業以外の事業を営む巨大企
業に対しては各本条の罰金刑を科する旨の規定
を設けることができる。

(合併等の制限に関する経過措置)
第五條 この法律の施行前に巨大企業がこの法律
による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十
五條第二項（旧法第十六條において準用する場
合を含む。）の規定により届出をしていない場合
において、この法律の施行の際当該届出の受理の
日から三十日を経過していないときは、当該合
併又は営業の譲受け等については、新法第十五
條第三項中「届出受理の日から三十日」とある
のは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法
律第 号）の施行の日から三十日」と、同
条第四項中「前項本文に規定する三十日」とあ
るのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年
法律第 号）の施行の日から三十日」とそ

れぞれ読み替えて、同条（新法第十六條第二項
において準用する場合を含む。）の規定を適用す
る。
(不況に対処するための共同行為に関する経過
措置)
第六條 この法律の施行の際旧法第二十四條の三
第二項又は第三項の規定により認可を受けて共
同行為を行つている事業者又は事業者団体は、
この法律の施行の日から六十日間（当該期間内
に当該共同行為の実施期間が満了するものにつ
いては、当該実施期間の満了の日まで）は、新
法第二十四條の三第二項又は第三項の規定によ
る認可を受けなくても、当該共同行為を行うこ
とができる。

(課徴金に関する経過措置)
第七條 新法第二十條の七の規定は、この法律の
施行前に行われた旧法第三條、第六條第一項、
第八條第一項又は第九條の規定に違反する行
為については、適用しない。

(刑事事件の管轄に関する経過措置)
第八條 この法律の施行前に公訴の提起のあつた
事件の管轄については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）
の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。
九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)
第十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四
号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項に次の一号を加える。
七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

の規定による課徴金及び延滞金

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実状にかんがみ、巨大企業、独占企業、集団構成企業及び外資系多国籍企業についてその反社会的経済かく乱行為を禁止するとともに、その活動状況を報告させることとするほか、独占的状态の排除、違法な共同行為、株式保有、会社の合併等に関する規制の強化、課徴金制度の創設、再販売価格維持制度の縮小、専属告発制度の廃止、罰則の強化等に関し同法の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年五月三十一日印刷

昭和五十年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局